

第 2 編

世界最高の 知的財産サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2015年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供している。また、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努力している。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて世界で最も早い審査処理期間を維持してきた。2012年の特許審査処理期間は年平均14.8ヶ月で、米国(21.9ヶ月)、日本(2011年25.9ヶ月)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスを提供できた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱して、顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願

人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて早めに特許権を獲得して独占的な地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することができる。

最近グローバル知的財産協力の強化によって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで、韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2012年には1,803万ドルと6倍以上増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供したきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争には対応する必要があり、審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査処理期間はもちろん審査品質の面でも審査サービスの高度化を達成する必要がある。

2. 特許・実用新案の早急な権利化及び審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ

イ.推進背景及び概要

最近知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増え

つつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2012年16,373件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の早急な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるに連れ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に早急な権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ.推進内容及び成果

1)優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ)優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官たちを審査部署に再配置した。2011年には70名の外部専門技術人材を補強し、2012年には審査人材の再配置を通じて19名の人材を拡充した。このように増員された審査人材は審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間は14.8ヶ月(2012年年平均基準)を達成し、主要国の中で最も速い水準を維持した。

ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2012年12月末基準で首席審査官が74人で9.9%、責任審査官が222人で29.6%、前任審査官が130人で17.4%、審査官は323人で43.

1%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
先任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ)審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務処理速度を向上させるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行するようになった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ－1－2＞審査パート制の構成状況

(2012年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設 (9課)	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械、建設機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
	運搬機械	移送システム、物流システム、造船航空システム、陸上輸送
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置、エネルギー装置
	精密機械	光学機械、計測機械、試験機械
	空調機械	空気調和、流体機械、冷凍機械、熱伝達
	金属	金属材料、製鋼、表面処理、金属加工
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設、土木構造
化学生命 (9課)	複合技術1	微細特殊加工、ロボット・ゲーム、制御機械
	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析、生化学
	化学素材	有機化学、高分子応用、高分子合成、無機化学
	精密化学	素材工程、光化学、応用材料、ナノ材料
	環境エネルギー	エネルギー、水処理、大気、資源・廃棄物
	薬品化学	製剤・化粧品、合成医薬、天然物医薬、バイオ医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、繊維機械、生活用品

	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源生産、生物資源加工
	複合技術2	治療診断、セラミックス、粉体工程
	国際特許	新素材、バイオ、医薬、医療電子機器
電気電子 (6課)	電気	電気機器、電気素子、電気エネルギー、電気制御、スマートグリッド
	電子	印刷回路、電子機器、電子応用、電子回路
	半導体	半導体露光工程、半導体配線・蒸着、半導体エッチング工程、半導体集積工程
	電子商取引	デジタルコンテンツ、ビジネスシステム、電子商取引システム、U-Health
	ユビキタス	光ネットワーク、デジタルホーム、無人認識、センサーネットワーク
	複合技術3	医療機器、二次電池パッケージ、電子素子
情報通信 (7課)	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム
	映像機器	映像素子、PDP、映像駆動
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリシステム、コンピュータインターフェース
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED、液晶表示素子
	デジタル放送	DTV、放送装備、画像処理
	ネットワーク	ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送

2012年12月基準で審査課(チーム)別に3～5つの審査パートを運営しており、特・実審査局の内に計119の審査パート(機械金属建設審査局34、化学生命工学審査局36、電気電子審査局24、情報通信審査局28)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

ニ)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められるか、もしくは苦情多発または社会問題として注目され業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野などを専門職位として指定し、審査熟練度を高める基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2012年12月現在、33の技術分野担当及び35のIPC分類担当職位に対して計68の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局18、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

<表Ⅱ－1－3> 特許審査分野における専門職位(計68)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
	9	9	7	8
特定技術分野における 専門職位	国防関連の出願、変速機、半導体移送装置、無限動力など	細胞、OLED素子、燃料電池システム、セラミックスなど	LED、核工学、半導体、金融システム、保安システムなど	無線ネットワーク、フラッシュメモリ、PDP、コンピュータアーキテクチャーなど

IPC分類担当 の専門職位	9	9	10	7
合計	18	18	17	15

2)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ)開かれた審査制度の実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するに連れ、特許庁審査官の検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた審査制度が導入された。

開かれた審査制度とは出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度である。

<図Ⅱ－1－1>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



2010年公開されたIT分野の出願50件を対象に1次パイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で、意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で意見引用率33%を記録した。

このような2年間にわたるパイロット・テストの結果を基に、2012年からは専門家の意見共有機能が強化された開かれた審査専用システムを通じて開かれた審査制度が本格的にスタートされた。全技術分野を対象を拡大して実施した結果、228件に対して計407件の意見が提出され、審査着手90件のうち36件が提出された意見を引用し40%の意見引用率を記録するなど開かれた審査制度は安定的に定着しつつある。

<表Ⅱ－1－4> 開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手件)	提出された意 見	登録レビューアー (参加レビューアー)	意見 引用件
2010年	50件	43件(41件)	136件	53人(8人)	17件(41%)

2011年	50件	32件(30件)	101件	69人(19人)	10件(33%)
2012年	228件	123件(90件)	407件	846人(51人)	36件(40%)

ロ)国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EPO)間の相互協力が具体化したことを受け、国家間審査実務の共通点と差異点に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を、2012年には新規性判断結果を比較・研究して審査基準と実務のギャップを総合的に検討することで、審査結果を相互活用するための基盤を構築している。

ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスが提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育要件の現実化などを通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。同時に、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専門職位制度は業務生産性及び審査専門性の向上のために審査局の専門職位を

拡大していく予定である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(検索戦略の共有及び文書化)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては産業界への波及効果及び紛争可能性を考慮した対象出願の選別などを通じてより実効性のある制度に改善していく計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化し、IP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

3. 特許・実用新案審査インフラの改善

電気電子審査局	特許審査協力課	技術書記官	チェ・ジョンユン
		工業事務官	チョ・サンフム
		工業事務官	キム・ギルス

イ.先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－１－５＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

＊2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2012年には約236億ウォンを投入して84,230件をアウトソーシングとして依頼した。

＜表Ⅱ－１－６＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
審査処理件数	1,387,923	240,665	143,554	109,328	105,508	137,940	203,404	173,575
アウトソーシング件数	365,114	80,825	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500	84,230
アウトソーシング比率(%)	26.3	33.6	51.8	71.9	56.7	46.7	40.1	48.5
執行額 (百万ウォン)	67,870	17,039	17,140	17,930	15,836	17,540	22,168	23,598

＊注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

2011年には調査員の経歴が2年以上で、品質点数が平均以上である場合、年間調査物量の30%内で追加調査できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示代2011-11号)した。

さらに、2012年度には国際出願先行技術調査に必要な文献DB要件を補完し、国際出願先行技術調査の資格要件を改善すると同時に、特実先行技術調査品質の評価基準を改善し、国際出願先行技術調査品質の評価基準を追加するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(第2012-36号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進し、2012年度には約104億ウォンを投入して16,063件を依頼した。

＜表Ⅱ－１－７＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,710	7,281	9,201	11,480
	外国	11	19	292	2,478	6,787	11,216	13,529	13,785	18,225
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は					5,672	5,200	6,870	16,063
アウトソーシング比率(%)		2009年～2012年の外国PCT国際調査の依					50.6	38.4	49.8	88.1
執行額(百万ウォン)		頼件に対して遂行					3,222	3,266	4,314	10,390

※注：アウトソーシング比率＝(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2012年度の審査処理期間を14.8ヵ月に短縮することに貢献した。今後も先行技術調査専門機関の管理監督及び教育訓練を徹底することで先行技術調査の品質をより高める必要がある。

ロ.国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用している。

これにより国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が、2012年以降は「韓国特許情報院」から名称が変更された「特許情報新興センター」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2012年には約25億ウォン余りを投入し、新規出願分類214,018件及び再分類38,118件を依頼した。

＜表Ⅱ－１－８＞国際特許分類事業の年度別推進状況

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
新規 付与	件数	174,006	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422	214,018
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照		
	金額 (百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886	2,183
再付	件数	-	56,500	33,883	-	92,680	77,602	78,192	67,014	38,118

与	単価(ウォン)	-	6,550	6,760	-	7,050	7,226	7,370	7,370	7591
	金額 (百万ウォン)	-	370	229	-	653	558	576	494	289
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380	2,472

※2012年：特許出願は9,785ウォン、PCT国際出願は13,596ウォン

※2010～2011年：特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン

IPC分類の一貫性を確保して審査の品質を高めるため、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年～2010年)：29万\$；第2次MOU(2011年～2012年)：75万ドル；第3次MOU(2013年～)：870万\$)し、それによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めることで最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－１－９＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年及び2012年には現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を実施した。

4. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 電算事務官 アン・ジョンファン

イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2012年基準で計18(2012年チリが新たに指定される)の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

＜表Ⅱ－1－10＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、－)、エジプト(2009、－)、チリ(2012、－)

＊()で一番目の数字は指定年度、二番目の数字は施行年度である。インド、エジプト、チリは業務未開始。

＊ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2012年には前年比5.6%増加した27,109件の依頼を受けた。このうち16,373件は外国出願人から依頼されたもので、10,736件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012
国内	英語	2,079	2,619	1,818	2,065	1,949	2,101
	韓国語	3,992	4,546	5,272	6,765	8,001	8,635
外国		2,853	11,653	13,978	13,877	15,716	16,373
計		8,924	18,818	21,068	22,707	25,666	27,109

2012年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど合計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はヒューレット・パカード(HP)、マイクロソフト、インテル、3M、Googleなどグローバル企業が大半を占めている。これは世界的な企

業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、世界的な企業の先導技術が理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

無形資産の価値が高くなる「知識・情報社会」へのシフトが本格的に始まり、消費者の感性、文化を反映した商標(ブランド)・デザインの重要性が増大しつつある。商標とデザインは技術の上方標準化によって似たような製品が溢れ出ている状況の中で消費者が製品を選択する主な基準となっている。アップル、サムスン電子など世界的な企業は自社の価値を高めるためブランド経営に集中する一方、世界市場では商標・デザインを巡って係争中である。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間を短縮させることに力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2011年3.1ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2011年4.8ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月から2011年9.5ヶ月に、日本は2005年7.0ヶ月から2011年6.6ヶ月に各々短縮に成功した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間を短縮してはいるものの、未だに主要国に比べて審査処理期間は遅いほうである。

また、審査処理期間の短縮によって審査品質が阻害されないよう取引現状を反映した商標・デザイン審査基準の改正、商標・物品分類体系の整備、審査官教育及び研究会活動の強化、検索システム改善への取り組みなどを並行する一方、審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理している。また、商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それを積極的に導入できるよう国際協力を強化している。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

イ.推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－13＞主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況

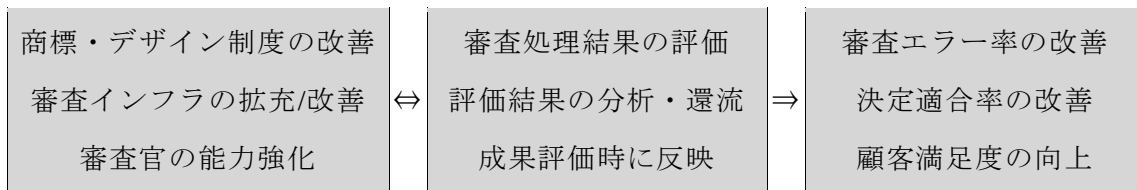
区分	韓国(2012)	米国(2011)	日本(2011)	中国(2011)
商標	8.9	3.1	4.8	10.0
デザイン	8.8	9.5	6.6	3.0

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2012年度の商標審査処理期間は8.9ヶ月、デザイン審査処理期間は8.8ヶ月を達成し、2011年に比べて審査処理期間を約1ヶ月短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための努力も続けている。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2012年度にこれらの3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

＜表Ⅱ－1－14＞2012年商標・デザイン審査品質向上推進体系

審査品質管理計画	審査評価・還流	審査品質の向上
----------	---------	---------



ロ．推進内容及び成果

1)商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2012年に特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標不使用取消審判制度を改善し、商標ブローカーから零細業者を守れるよう商号の先使用権認定要件を緩和する商標法改正案を設けた。

また、デザイン団体、企業、学会及び弁理業界など多様な分野の意見を受け入れてデザインの創作性要件を強化し、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入するなどを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)を設けて2013年1月国会に提出した。

一方、商標・サービス業の名称及び類区分に関する告示で2013年バージョンNICE第10版の新しい商品・サービス業の名称及び包括名称を積極的に反映することでグローバルスタンダードに符合する商品・サービス業目録の構築及び国内に商標出願する外国人及び海外に商標出願する内国人の便宜を図り、類似商品・サービス業の審査基準を取引現状に符合するよう改正することで商品審査の正確性及び合理性を高めた。

2)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査

分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業を推進することで審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるための土台を構築した。

3)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、これを各四半期ごとに定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

＜表Ⅱ－1－15＞2012年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表テーマ	備考
第1四半期 4. 10.	文字と文字が結合した商標の類似判断	商標3審査チーム イ・ハンギュ事務官
第2四半期 6. 13.	技術的(性質表示)標章の審査品質向上対策	サービス標審査課 イ・ジェヒ事務官
第3四半期 9. 12.	文字結合商標の類似判断	国際商標審査チーム ノ・ジェスル事務官
第4四半期 12. 13.	6-1-7号と審査基準第13条但書規定の 適用関係の考察	国際商標審査チーム イ・ソンヒ書記官

一方、学会、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計23回開催した。

＜表Ⅱ－1－16＞2012年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
4.30.	使用による識別力判断時点及び立証方式の改善策の説明	イ・ドッジェ 弁理士 (特許法人ファウ)
5.24.	有名商標の保護規定の整備	キム・ビョンイル教授 (漢陽大学法学専門大学院)
6.27.	登録後異議申立制度の導入判断検討	イ・ジェソン弁理士 (ジェソン国際特許法律事務所)
7.17.	地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章 関連の制度改善策	キム・ヨンファン弁理士 (新太陽)
10.24.	使用による識別力に対する各国の法理検討	シム・ミラン博士 (韓国知識財産研究院)
11.30.	商標権侵害訴訟における登録無効事由に対する 審理判断	チェ・ソンウ弁理士 (特許法人ウイン)
12.28.	商標法上、法廷損害賠償制度上の問題点に関する 考察	キム・ソクジュン弁理士 (株WIPS)

＜表Ⅱ－1－17＞2012年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
5.18.	Creative Thinking Creative Color	チェ・インギョ教授 (仁済大学)
6.22.	キャラクター産業の現状及び侵害 状況など	イ・ミンジェ事務局長 (韓国文化コンテンツライセンス協会)
7.13.	建築デザインの構成	キム・ドクス教授 (ハンバツ大学)
7.26.	デザインの保護対象拡大による登録 要件及び権利範囲	パク・ヒョングン弁理士

8.28.	伝統文様の知的財産権における争点	イ・チョルナム (忠南大学)
10.16.	重装備デザインの理解	キム・ジョンハン先任研究員 (Doosanインフラコア)
11.14.	デザイナーから見たデザイン保護制度	ウ・ミョンチーム長 (韓国デザイン振興院)

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

＜表Ⅱ－1－18＞2012年商標フォーラムの開催状況

日付	場所	発表テーマ	発表者
7.3.	韓国広告文化会館	商標、デザイン・広告との出会い	キム・ウォンオ教授 など6人
10.19.	COEX	商標保護のための核心戦略	ペク・カンジン判事 など10人

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－19＞2012年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
1.27.	2012年デザイン物品分類における誤分類事例集の発刊
2. 1.	音、匂い商標などのガイドブック
3.20.	商標取消差戻し審決事例集の発刊及び配布
4. 2.	商標関連法令及び条約集
4.30.	2011年デザイン取消差戻し審決事例集の発刊
6. 7.	デザイン関連法令集の発刊

7.24.	商標審査基準
7.30.	上半期デザイン物品分類の誤分類事例集の発刊
9.19.	デザイン保護法の全部改正(案)関連の説明資料の発刊
9.21.	商標法令体系の全面改編及び改正方案に関する研究
9.28.	デザイン拒絶不服審判の審決事例集の発刊
10.26.	物品区分表の発刊
11.10.	商標法上の登録主義の短所を保管するための使用主義要素の導入方法
12. 6.	TM4など先進国との比較研究を通じた国際的基準に符合する国内商品分類制度の構築及び整備方案の研究
12. 6.	FTA締結対象国の商標関連主要法令及び制度の比較研究
12. 7.	TM5の商標法及びデザイン保護法の比較考察
12.26.	デザイン物品定義書の発刊
12.27.	下半期デザイン物品分類における誤分類事例集の発刊
12.28.	Design all Rightの発刊

ハ.評価及び発展方向

特許庁が独自に2012年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度調査を行った結果、審査分野の総合満足度は2011年と似たような水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与と同時に審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など持続的な審査品質の向上に向けた取り組みが必要であると言える。

<表Ⅱ－１－２０>2012年度顧客満足度調査の結果(審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解し易さ	関連法規適用の正確性	審査官の審査専門性	審査過程の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切さ
----	-------	------------	------------	-----------	----------	-------------	---------

下半期	74.25	75.83	73.89	76.39	76.11	77.22	76.39
上半期	69.27	69.57	71.74	69.29	71.74	70.38	69.29

特許庁では2013年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく計画である。

3. 商標・デザイン審査インフラの改善

イ.商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ハン・サンギョ
 デザイン審査政策課 行政事務官 コ・ジェホン

1)推進背景及び概要

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

2012年度商標分野では「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」の合意事項を反映するため音・匂い商標が導入され、商品に対する品質情報が提供できる証明標章制度が導入(商標法改正法律第11113号、2011.12.2.公布、2012.3.15.施行)された。そこで、音・匂い商標の識別力や類似判断基準、証明標章の出願人適格や証明標章の使用に対する具体的な審査要領などを設けて商標審査基準に反映した。また、使用意志のない指定商品や指定サービス業を無分別に出願することを防止するため、審査過程で出願人の商標使用事実または使用意志が確認できる手続きを設けた。また、結合標章の識別力判断、顕著な地理的名称と結合した商標、外国語標章などに対する判断基準を具

体化するなど制度改善課題の公募や審査争点・ノウハウコンテストなどを通じて発掘された改善事項を商標審査基準に反映した。

デザイン分野では1981.9.1.制定後15回にわたる改正によって複雑かつ散漫である構成体系を整備し、法令の解釈基準が不備もしくは曖昧な事項を新設・補完することで、新規審査官レベルでも法令を容易く理解して適用できるようにした。それを持って審査結果のばらつきを解消するためにデザイン審査基準を全面的に改編した。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化し、審査官が審査実務に早めに適応できるように様々な職務教育を実施した。審査におけるエラーの発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるため、国際知識財産研修院の新規審査官課程を通じて商標・デザイン審査基準、主要条文別の審査事例などに対する教育を実施した。また、中堅審査官課程を通じて意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を実施することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能であったため、出願人には商標選択範囲の縮小による不満の要因となり、審査官には過剰な検索性数による審査負担の加重要因となっていた。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日からニース分類(NICE Classification)10版に改編した。産業発展の実状に合わせて類似範囲(類似群)を細分化及び調整することで商品取引現状との乖離を解消するとともに、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

2)推進内容及び成果

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

商標審査基準では第一、韓米FTA合意事項の履行に向けた商標法及び下位法令の改正に伴って新たに導入された音商標、匂い商標に対する審査処理基準を設けた。音商標・匂い商標は音・匂いだけで構成しなければならない、原則的に使用による識別力が認められた場合のみ登録を可能にした。また、音商標相互間、匂い商標相互間でのみ類似判断を行い、使用による識別力が認められても機能的な場合(例：オートバイエンジンの音)には登録が受けられないように決めた。

第二、新たに導入された証明標章において出願人適格は他人に該当証明標章を使わせようとする者で、法人のみならず個人も登録が受けられるようにした。また、証明しようとする商品またはサービス業の品質に関する事項など証明標章の使用に関する書類の必須記載事項を具体的に提示し、標章の構成の中に「品質保証」、「approve d」、「certification」、「guaranteed」などのように品質を表す文字があっても法第7条第1項第11号を適用して拒絶しないという規定など標章の審査に関する具体的な基準を設けた。

第三、商標を使用していない、もしくは使用する意志がない場合は拒絶または無効の事由になることを明示した。また、大規模な資本及び施設などが必要なサービス業を個人が指定した場合や類似する関係のない多数のサービス業を指定した場合などのように出願人の商標使用意志が希薄であると判断される場合は審査過程で使用事実や使用意志を確認するようにした。

第四、審査の一貫性を維持するために結合標章の識別力判断に関する最近の判例と解釈参考資料を追加し、顕著な地理的名称と業種名称が結合した標章に対する審査基準と証明標章の商品・サービス業審査要領に関する事項を商標審査基準に反映した。

デザイン審査基準における全面改編の基本方向は、①構成体系を法条文形式から脱して関連項目を有機的にまとめて施行文形式に変え、②用語の概念など基本的な事項

を充実に記述し、③適用事例及び判例など多様な参考資料を例示し、④内容が簡単に把握できるように図及び図表などをうまく活用することである。

改編されたデザイン審査基準の構成形式は、①全体の構成体系を30条文から6部32章に統合・補完・新設し、②個別項目を審査業務プロセスに合わせて関連法令、適用要件、適用方法、適用事例などの順に記述し、③項目別関連法令に条約及び下位法令の規定を追加で提示する形式となっている。

改編されたデザイン審査基準の構成内容は、第1部総則、第2部デザイン出願、第3部出願の補正及び分割、第4部デザイン登録の要件、第5部デザインの類似判断及び第6部その他審査事項の記述となっている。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1)転入審査官に対する教育の強化

2012年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

＜表Ⅱ－1－21＞商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	転入審査官及び新規採用審査官の職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	商標フォーラム (2回)	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

*教育実績：転入審査官の職務教育(2回、19人)

(2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では商標と著作権との関係、使用による識別力に対する各国の法理、外国の有名な商標保護制度などを、デザイン分野では知財権の観点から見たアップル社のデザイン経営戦略、伝統文様や重装備関連デザインに対する理解など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにすると同時に、実務に適用することで審査品質の向上にも貢献できるようにした。

＜表Ⅱ－１－２２＞2012年商標分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
1.31.	WIPOマドリッド	リュ・ジンオ事務官
2.29.	普段使用する方法で表示する商標、 商標法上の相互制度の改善策	パク・ソンス弁護士 (キム&チャン法律事務所) ソン・ホジン事務官
3.13.	商標審査基準	チョ・ウォンソク事務官
4.30.	使用による識別力判断時点及び 立証方法の改善策に対する説明	イ・ドクジェ弁理士 (特許法人ファウ)
5.24.	有名商標の保護規定の整備	キム・ビョンイル教授 (漢陽大)
6.27.	登録後異議申立制度の導入可否の検討	イ・ジェソン弁理士 (ジェソン国際特許)
7.17.	地理的表示団体標章及び地理的表示の証明標章 関連の制度改善策	キム・ヨンファン弁理士 (新太陽)
8.16.	商標と著作権の関係	イ・ヒョンウォン事務官

9.19.	中国の有名商標保護制度	ユ・ビョンドク書記官
10.24.	使用による識別力に対する各国法理の検討	シム・ミラン博士 (韓国知識財産研究院)
11.30.	商標権侵害訴訟における登録無効事由に 対する審理判断	チェ・ソンウ弁理士 (特許法人ウイン)
12.28.	商標法上法廷損害賠償制度上の問題点に 関する考察	キム・ソクジュン弁理士 (株WIPS)

＜表Ⅱ－1－23＞2012年デザイン分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
2. 2.	デザイン保護法改正案及び無審査調整案 の主な内容	ユン・ヒョンジン事務官 キム・ヒョンボム主務官
3.19.	最近の公共デザインの現状及び展望	イ・スンユン事務官
4.19.	デザイン類似容易創作をどう判断するか？	ジン・ソンテ事務官
5.18.	Creative Thinking Creative Color	チェ・インギョ教授 (仁済大学)
6.22.	キャラクター産業の現状及び侵害の実態など	イ・ミンジェ事務局長 (韓国文化コンテンツライセ ンシング協会)
7.13.	建築デザインの構成	キム・ドクス教授 (ハンバツ大学)
7.26.	デザイン保護対象の拡大による登録要件及び 権利範囲	パク・ヒョングン弁理士
7.26.	デザイン物品分類関連告示の改正に向けた 審査官懇談会	キム・ジフン事務官
8.28.	伝統文様の知的財産権の争点	イ・チョルナム教授 (忠南大学)

9.27.	知財権観点から見たアップル社の デザイン経営戦略	キム・ジフン事務官
10.16.	重装備デザインに対する理解	キム・ジョンハン先任研究員 (Doosanインフラコア)
11.14.	デザイナーが見たデザイン保護制度	ウ・ミョン チーム長 (韓国デザイン振興院)

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

2012年には特許ネットⅢの開通によって事務処理システム環境が大幅改善された。審査点検表上で検索結果を通じて先登録や先出願商標の確認が簡単にできるよう改善し、効率的な指定商品の照会や管理を可能にした。また、各種の審査情報を速やかに共有できるよう審査画面上の「審査共有ルーム」を活性化し、法令・制度、政策、審査品質、審査 이슈、商品・サービス業などに関連する資料を迅速かつ弁理に共有できるようにすることで審査品質が高められる環境を構築した。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人に対して適時に審査結果が提供できるよう審査処理期間をより徹底的に管理し、審査画面で審査状況が一目で確認できるようシステムを改善した。また、周期的に優秀通知書を発掘して全審査官が共有できるようにすることで出願人により詳細かつ正確な審査結果が提供できる環境を構築した。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

検索結果に対する栞機能を追加して検索の正確性や迅速性を高め、審査点検表上で1回クリックするだけで他の先出願・先登録商標が簡単に確認できるよう機能を高め

た。また、登録原簿上でも指定商品を類似群別に確認できるようにして正確かつ迅速な審査を可能にした。

(4)デザイン分類体系の整備

デザイン出願人の便宜を図ると同時にデザイン分類審査の品質を高めるため、物品の区分表(デザイン物品分類区分に関する告示)を改正した。主な改正内容は①分類変更によって28個の分類記号を削除し、②326個の物品名称(修正174個、削除137個、新設45個)を整備した。

(5)商品・サービス業分類体系の改編

(イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改編報告を行い、商標法施行規則類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業告示目録の改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

(ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編によって商品・サービス業の類似範囲(類似群)が324個から504個に大幅細分化され、類似範囲も180個増えた結果、従来に比べて55.6%増加した。具体的には商品の場合、類似範囲が277個から301個に[24個増加]増加し、サービス業は47個から203個に[156個増加]増え、従来に比べて大幅細分化されたことで実際の取引現状を最大限反映する改編作業を完了した。

同時に、類似商品・サービス業審査基準の総則を前面改正し、商品・サービス業審査を強化した。また、同審査基準の指定商品名称表記方式をハングルと英文名称を併記し、商品・サービス業に対する国際分類(ニース分類)名称に対する理解を高める作業も並行して行った。

3)評価及び発展方向

2012年度には商標保護範囲が音・匂い商標など特殊な分野にまで拡大するとともに、証明標章制度が導入されるなど商標分野に多くの変化が生じた。そこでこのような変化に能動的に対応するために商標審査基準など関連規定を整備したが、制度施行初期であるだけに不備な点が出てくる可能性も否定できない。また、特殊な商標に対する出願が徐々に増えつつあり、今後もより多様な商標権保護に対するニーズが発生するものと予想されるため、出願人に迅速かつ正確に権利が与えられるように具体的な審査基準を設けて審査に適用することが重要である。したがって、2013年度には既に確立されている審査基準や審査事務取扱規程などが新しい制度の導入趣旨に合致するのか、そして出願人の権利確保に正しく適用されるのかを綿密に検討して不備な点を補完することで、正確な審査基準を確立することが重要であると判断される。

また、2012年度に開通した特許ネットⅢがある程度安定化段階に入っているものの、審査の正確性や迅速性が事務処理システムに大きく影響されるという点を考慮して、持続的にシステム改善が必要な事項を発掘するとともに、機能を高度化させ、審査官が安定的に審査に専念できる環境を整っていくことが求められる。

同時に、取引現状の多様化によって知的財産権間の境界が曖昧になるなど、時代の流れや環境の変化によって審査官の多様かつ幅広い知識が求められるだけに、このようなニーズに応えられる適切な教育プログラムを開発・運営して審査品質を高めることで出願人に安定的な権利が付与できるよう、業務を推進していくことが必要である。

デザイン分野では2014.7.1から国際デザイン出願制度及びロカルノ分類制度の導入

に向けて現在改正作業に取り掛かっているデザイン保護法及びその下位法令の変更事項をデザイン審査業務に適用するため、2013年にデザイン審査基準を改正する予定である。

ロ．商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・ギョンホ
デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・セギョン

1)推進背景及び概要

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ)国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003.1.10)を受けて、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた人手による翻訳を意味する)して指定商品を分類した後、指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部である先行デザイン検索などを外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先

行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で利用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することにある。

ヘ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2012年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年、「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方法を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的実施した。その結果、事業の満足度を示す品質評価点数が2008年83.4点から2012年93.68点に上昇するなど持続的に調査品質が高まりつつある。

＜表Ⅱ－1－24＞商標調査分析事業の品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
品質点数(点)	83.4	84.71	86.38	92.13	93.68

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数差引制度を導入した。

2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず図形商標も商標調査分析事業の対象に入れた。文字商標の約5倍に達する図形を検索するのに多くの時間がかかるため、図形商標検索をアウトソーシング事業に追加することで審査官の業務負担を減らすとともに全体的な審査品質の向上を図った。

2010年9月には審査官－サーチャーのマッチング制度を導入し、審査官－サーチャー間の双方向コミュニケーションを通じた調査協力方法を取り入れ、事業品質が大幅向上した。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす方法を模索した結果、調査分析事業の内容を一般調査と専門調査の2トラックに分け、一般調査は従来の調査分析内容に法理判断を追加し、一方専門調査は商標審査官経歴者や弁理士などを活

用して審査全般にわたって審査官業務を補助させる改善策を設けた。これは2012年10月からパイロット・テストを実施しつつシステムを構築するなど専門調査分析事業の導入に向けて基盤を整える成果を挙げた。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させ、複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らし、国際商標1次審査処理期間を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

英文指定商品翻訳事業の誤訳率を見ると、競争体制の導入初年度である2009年度には前年より減少した0.03%を記録し、2010年には多少増加したが、2011年度には0.02%、2012年には0.01%に減少した。

英文指定商品の分類事業における誤分類率も2009年度に3.20%を記録したが、2010年度は0.38%、2011年度は0.35%、2012年0.02%と誤分類の事例が大幅改善されている。

<表Ⅱ-1-25>マドリッド国際商標登録出願の品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
誤訳率(%)	0.09	0.03	0.07	0.02	0.01
誤分類率(%)	-	3.20	0.38	0.35	0.02

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は2009年新たに始めた商品分類事業と図形商標分類事業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。毎年商品分類と図形分類

の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類を減らすための対策会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関サーチャー間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官とサーチャー間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商品分類事業の誤分類率は1.0%を記録したが、2010年には0.22%に減少し、2011年度には0.40%に小幅上昇したが、2012年度には0.07%へと大幅減少した。図形商標分類事業の誤分類率も2009年度は6.09%を記録したが、2010年には2.77%に減少し、2011年度には2.96%に小幅上昇したが、2012年度には1.42%へと大幅減少した。

＜表Ⅱ－1－26＞商標(図形商標)分類事業の品質点数

区分	2009年	2010年	2011年	2012年
商品誤分類率(%)	1.00	0.22	0.40	0.07
図形商標誤分類率(%)	6.09	2.77	2.96	1.42

ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する運営要領(特許庁告示第2008－9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン調査専門機関として指定し、デザイン調査分析事業を運営している。

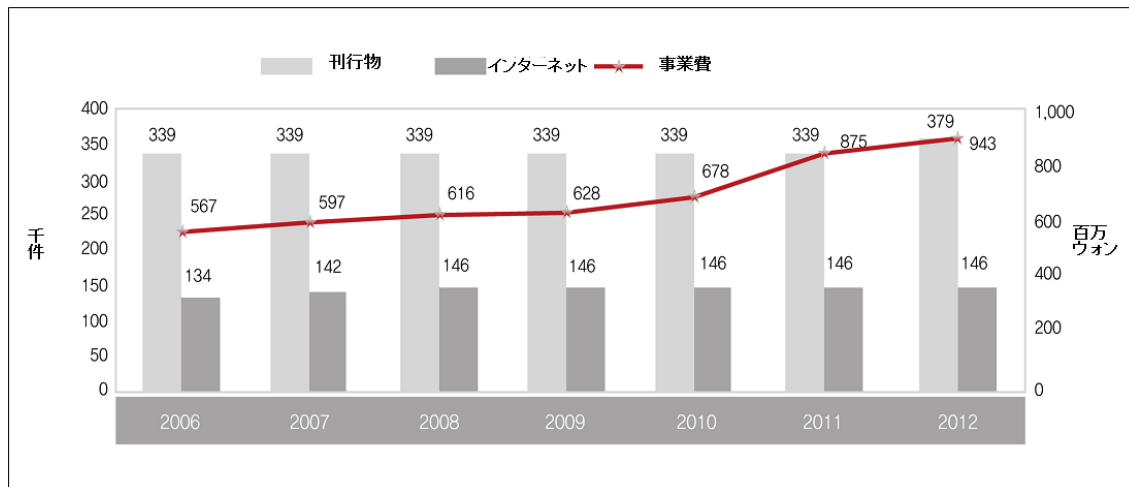
この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関との委託契約を通じて年間事業量を配分する方式で進められている。

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャーター間の討論会の開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーターの業務能力を高めた。また、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書品質に対する満足度が2010年86.75点から2011年度には93.60点に上昇し、2012年には95.90点を記録するなど審査品質の向上に貢献している。

ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となっているデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されるデザインなど大きく3つで構成される。2012年度はこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供受けることになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されるデザインを審査参考証拠資料として収集する予定である。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜図Ⅱ－１－２＞公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、新ヘーグ協定加盟に備えるためであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3)評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

商標審査の品質を高めると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業で審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年と2010年は99.5%、2011年と2012年は99.7%へと持続的かつ安定的な傾向を示し、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－27＞商標調査分析報告書の活用率

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
活用率(%)	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5	99.5	99.7	99.7

特許庁は審査人材の増員には限界があるため、現在全体出願件数対比30%水準であるアウトソーシング物量を2015年には50%まで拡大する計画である。特に、専門調査分析の拡大を通じて審査処理期間の短縮に大きく役立てるよう運営する計画でる。同時に、調査品質を高めるためのサーチャージャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を減らすことでマドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を高めることを目的としている。このような目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるために様々な努力を傾け、誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速に処理し、審査業務を円滑に支援することである。そのため、分類人材の能力を強化するための理論及び実

務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を指定・育成して国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安管理にも万全を期している。一方、2013年度には審査処理期間の短縮とデザイン審査官の業務負担の軽減、事業効率性の向上などのために調査分析事業を全面改編し、専門調査と一般調査の2トラックで運営する予定である。アウトソーシングの規模も2012年10,228件から17,712件まで拡大する計画である。また、最近全体出願件数対比25%水準であるアウトソーシング物量を2015年まで50%まで拡大する計画である。同時に、調査分析品質を高めるためにサーチャー能力強化プログラムの改善と独自品質評価など引き続き品質管理努力を傾けていく予定である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。したがって、2012年度の事業

はデザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後、毎月納品したが、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2012年末デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－1－28＞2012年デザイン審査資料の保有状況

(2012.12月末)

区分		数量	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,137,167件	1960 ～	
	実用新案公報	465,306件	1999 ～	月2回
海外	日本公報	1,277,837件	1999 ～	週1回
	WIPO公報	132,166件	1998 ～	週1回
	OHIM公報	567,171件	2003 ～	週4回
	米国公報	209,784件	2002 ～	週1回
	ドイツ公報	163,715件	2006 ～	週1回
	過去の外国公報	676,892件	～ 1999	
その他	カタログ、インターネット	4,153,641件	1980 ～	常時
	画像デザイン	162,190件	2003 ～	常時
	字体	30,841件	2004 ～	常時
計		8,976,710		

* 審査資料DB総計＝アウトソーシング事業を通じた公知デザイン構築件数(7,072千件)＋国内公報＋1998年以前日本公報件数

へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。関連政策としては、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。また、新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

4. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくなかったためである。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の声を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟への必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野における多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業をリードし、TM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議を誘致(2013.12)するなどTM5活動に積極的に参加している。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2013年度TM5年次会合の開催を成功させることで韓国が特許と商標の両分野を併せる、名実ともに知的財産分野のG5になったことを対内外に知らしめることになると見られる。また、米国・日本・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。

ロ．デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ホボム

1)デザイン法条約(Design Law Treaty、DLT)

イ)推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するために議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ)推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公告延期、交信住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公告延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されている、若しくは改正中である。特に、国家に係留中であるデザイン保護法の全部改正案には出願日に

影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、新規性喪失の例外、実施圏、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける出願人の便宜を図るために国内法の改正が求められている。

ハ)今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は条約履行による影響分析及び途上国への支援問題などに対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうか不透明であった。しかし、2012年9月WIPO総会は上記の問題を解決するために努力するようSCTに勧告し、SCTはDLT導入による影響分析に対する研究を補完して再び調査・分析するとともに、途上国支援に向けた内容を条約案に反映する方法を模索している。それによってDLT採択に向けた外交会合の開催可能性も高まりつつある。

特に、次期会合からは途上国への支援問題が主な議題になるものと見られるため、韓国も同案件に対する議論に積極的に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、競争力を備えた韓国企業のデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が増大しつつある。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方法に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定は WIPO に一つの出願書を提出すれば、複数の指定国に出願する効果が出るデザイン国際登録に関する条約であり、1960年改正協定と1999年改正協定で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易くするため様々な宣言を可能にした1999年ジュネーブで改正された協定に加盟することを確定した。

特許庁は2009年ヘーグ協定の導入に向けてデザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーを開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年にはWIPOとの会議を開催して条約加盟と関連して両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。同時に、2011年9月ヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案を国会に提出した。しかし、国会に上程された法改正案は18代国会会期の満了で廃棄された。

2012年にはヘーグ協定を反映したデザイン保護法の改正に向けて政府内の手続きを再び推進し、2013年1月に同改正案を国会に提出した。

ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案で設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて整備する必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには先に制度を理解しておく必要がある。特許庁は今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない米国、日本、中国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などに共同対応していく計画である。特に、日本、中国とはデザイン専門家会合及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく方針である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 シン・ジュンホ

特許審判は産業財産権(特許・実用新案・デザイン・商標)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が行っている。

このような特許審判は審査官の処分に不服して請求する審判で、請求人だけが存在する「決定系審判」と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で請求人と被請求人が存在して当事者対立の構図を取る「当事者系審判」に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

最近知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、韓国の場合2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加傾向にある。2012年の審判請求件数は2011年14,430件から2%程度増加した14,747件である。

＜表Ⅱ－1－29＞最近5年間の審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
審判請求 件数 (増加率)	特許	11,703	13,144	11,389	9,829	10,137	10,441
	実用新案	(11.6%)	(12.3%)	(△13.4%)	(△13.7%)	(3.1%)	(3.0%)
	商標	5,897	5,720	4,194	4,043	4,293	4,306
	デザイン	(17.9%)	(△3.0%)	(△26.7%)	(△3.6%)	(6.2%)	(0.3%)

	合計	17,600 (13.6%)	18,864 (7.2%)	15,583 (△17.4%)	13,872 (△11.0%)	14,430 (4.0%)	14,747 (2.2%)
--	----	-------------------	------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011年4月)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011年6月)、SK-LG間の2次電池特許紛争(2011.12)、サムスン-LG間OLED特許紛争(2012.9)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU FTA発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権の紛争は今後も増えるものと見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激な右肩上がりの増加傾向にある。

＜表Ⅱ－1－30＞知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
侵害 1審	70	74	129	184	418
侵害 2審	25	28	41	54	47
最高裁判所	6	8	14	14	15

* 出処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr> ⇒ 情報広場 ⇒ 司法年鑑(統計)
⇒ 当該年度民事PDFファイル)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間目標を2010年24.5ヶ月から2011年19.5ヶ月に短縮することで審判の競争力確保を図っている。また、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため、持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近には一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中であ

の特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、審判処理期間を2016年6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行している。2012年度には審判の早急な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を9.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成及び審判官欠員の最小化などを通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を前年比0.5ヶ月短縮し、特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができたことなどは肯定的に評価できる内容である。

しかし、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月以内であることを考えると、審判処理期間をより短縮する必要がある。また、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり、口述審理もまた民事裁判所水準に拡大施行(2007年161件→2012年953件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数または適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－31＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2007	2008	2009	2010	2011	2012
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	65	65
	商標・デザイン	23	23	23	23	23	23
	合計	88	88	88	88	88	88

審判処理期間(ヶ月)	5.9	5.7	8.0	9.9	9.5	9.0
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

*2011年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本20月/6月、米国17月/6月

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許裁判所の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2011年17.3%から2012年16.5%に0.8%減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2012年22.8%で2011年の22.6%と類似する水準を維持した。特許裁判所における審決取消率が2007年以後持続的に減少していることは審判品質の向上に向けた特許裁判所の地道な努力の結果とも言える

2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	行政事務官	チョ・ゾンホ
		行政事務官	チョン・ソクジョ
		工業事務官	ペ・ジンヒョ

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵と浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、適正な審

判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

特に2008年以降は審判処理期間の安定的な維持を基に政策パラダイムを処理期間から品質に変え、審判品質の向上に向けて品質と連携した評価及び補償システムの運営、審判インフラの拡充、審判官専門性の強化などに大きな努力を傾けた。審判品質を持続的に高められるよう審判院の中長期ロードマップを整え、核心課題を発掘した。

ロ．推進内容及び成果

1)審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ)審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン・機械・化学・電気など5つの分野で構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が評価委員として参加し、四半期毎に1回開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が確定された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を宣告した事件を即時に評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を高めた。

また、四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定した。また、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上にも活用した。

ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として判例評釈を公募した。従来は公募対象が特許庁全職員であったが、2012年からは外部までその対象を拡大した。2008年から2012年まで特許庁の審査・審査官、ロースクール在学生などが提出した判例評釈の累計件数は計162件であり、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から37件を最優判例評釈として最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識として共有している。

＜表Ⅱ－１－３２＞2012年判例評釈公募の結果

等級	発表テーマ	所属	作成者
最優秀	特許侵害訴訟における特許発明の進歩性判断	コンピュータ 審査課	カン・フムジョン
優秀	特許侵害訴訟中の進歩性判断における権利 濫用抗弁の認定とその制限：適用要件に対 する批判的な検討を中心に	延世大ロース クールの在学 生	チョン・ホンギョ
優秀	商標法第7条第1項第12号の適用要件-指定商 品の関連性を中心に-	審判3部	イ・ビョンヨン
奨励	侵害訴訟中の権利無効抗弁に対する進歩性 判断の可否	審判5部	チョン・ソンウン
奨励	特許侵害訴訟における進歩性の判断と権利 濫用の抗弁	生命工学審査 課	チェ・スンサム
奨励	「携帯パッケージ」の形態に変化があるデ ザインの無効及び侵害禁止・損害賠償請求 事件、デザイン権侵害禁止及び損害賠償請 求事件に対する両判決分析	デザイン2 審査チーム	イ・チョルスン

ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人、検察庁3人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウを審査官・審判官に充実に伝えるため、裁判所勤務結果発表会を毎年開催している。多くの関心と参加の中で裁判所勤務経験者が発表すると、評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議されるようにする方針である。

＜表Ⅱ－1－33＞2012年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	刑事的観点から見た特許法違反罪に関する考察	検察庁	ズァ・スングァン
優秀	米国と韓国の進歩性判断に関する比較法的な考察及び事例研究	特許裁判所	パク・シヨン
優秀	特許侵害訴訟における特許発明の進歩性判断	特許裁判所	カン・フムジョン

2)審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ)審判官等急制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官が優遇されるようにするため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を新規審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判実績及び優れた知識を持つ者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。

ロ)審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施してきたが、2012年からは1年未満の新規審判官を対象に審決文読会を実施している。毎月2人の新規審判官を中心に読会が開催され、該当新規審判官は審決文全般に対する十分な事前検討及び発表する。また、特許審判院長を始め各分野の審判長も積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言をしている。

ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を高めるため、これまで特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して多様な判例集を発刊してきた。

2012年5月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』は2008年から2011年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすく構成した。この分析集が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

同時に、審査・審判に活用するために毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3)審判官の養成及び教育課程の充実化

イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を設けた。指導審判官との1:1マッチングで教育対象の審判事件を選定した後、審判合議体の合議に向けた合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ)審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダーである「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用することでそれらを活性化させた。本学習は2012年1年間600回施行された。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ．評価及び発展方向

2009年以降は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2012年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2009年より多少低下した。また、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2009年に比べて改善された。これは2009年以後持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

＜表Ⅱ－1－34＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2009	2010	2011	2012
審決取消率(%)	23.6	21.3	22.6	22.8
提訴率(%)	15.2	15.7	17.3	16.5

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に推進する予定である。

同時に、審判能力を強化するため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中させることで審決文の品質を高めた。また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例を中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。また、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員から弁理士、ロースクール学生など外部に拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞勲等を特許庁長賞から長官賞に格上げする計画で、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大して審判品質の向上に役立てる予定である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・テソップ

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)合議体の審判部の前で口述攻防をすることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えて口述審理を拡大実施している。特に2012年からは口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

ロ. 推進内容及び成果

1)口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判手続きに当事者の主張をより正確に伝える口述審理が導入されてから、口述審理が開かれた件数は2009年165件、2010年647件、2011年757件であったが、2012年953件と4年間大幅に拡大された。

2)口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判

関係者及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

3)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。同時に、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを構築している。

<図Ⅱ－1－3> 当事者系口述審理が行われている審判廷



ハ．評価及び発展方向

2012年は口述審理が本格的に施行されて3年目になる年で、裁判所からは特許審判

院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2012年69.8%へと徐々に増加し、特許審決に対する特許裁判所の取消率も2008年23.4%から2012年22.8%に低下するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に出前口述審理教育を拡大する予定である。また、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて提供するなど顧客の利便性を高める一方、口述審理前に当事者に尋問する事項を予め通知する争点尋問書事前通知制度を義務付けることで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大化していく予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化に向けた制度改善に取り組んでいく予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

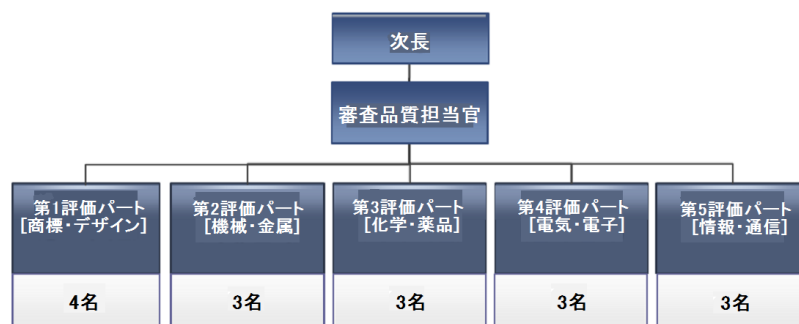
審査品質担当官 技術書記官 キム・グンモ

世界的に知的財産権の重要性が浮き彫りになり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査業務の品質向上に向けた審査政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は審査業務に対する品質を高めるため、審査官の審査結果に対する審査評価制度を運営している。

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務が法令及び審査指針に基づいて正しく実行されているのかを評価を通じて独自モニタリングすることで、審査ミスを防止するとともに審査業務に対する補完事項を探し出して改善することで正しい審査業務を定着させ、高品質の審査サービスを顧客に提供するためのものである。

特許庁は1984年から始まった審査評価制度をさらに発展させるため、以前の「審査評価要領」の代わりに2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価は主に審査品質担当官室の評価官によって行われ、評価官は特許・実用新案・PCT分野の評価官と商標・デザイン分野の評価官で構成されている。

＜図Ⅱ－1－4＞審査品質担当官室の組織図



知的財産権分野において国際協力と競争関係を維持している主要国特許庁も審査業務品質の向上に向けた審査評価制度を運営している。

＜表Ⅱ－1－35＞主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	・評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	・庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	・品質監理室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・品質監理室は審査品質管理及び統計を担当し、品質管理委員会の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・評価結果は審査基準や審査指針の改正など審査プロセスの改善に活用
中国 特許庁 (SIPO)	・審査品質管理政策業務を担当する品質統制処と評価業務を遂行する品質評価組で構成 ・審査評価監理班の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・評価結果は組織成果評価と教育及び制度改善などに活用

知的財産権分野における先進特許庁(特許分野IP5、商標分野TM5)で国際的な協力関係を維持するためには、世界最高水準の審査品質を確保することが重要である。そこで、特許庁は持続的に審査評価制度の運営及び改善、審査能力開発支援の強化などの取り組みを続けていく方針である。

2. 審査評価制度の運営

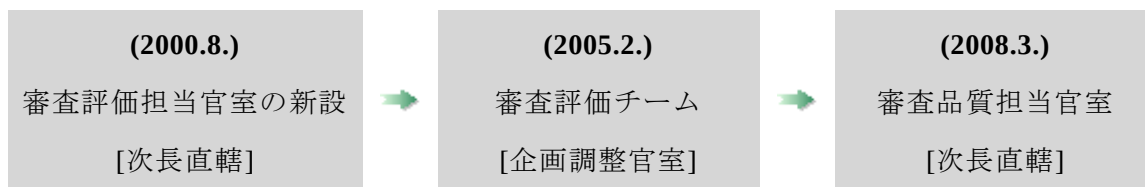
審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、補完事項を発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供するためのものである。

審査評価の客観性や公正性を高めるため、2000年8月に独立部署として次長直轄の審査評価担当官室を新設し、常時審査評価を遂行している。2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するため、経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。

<図Ⅱ－1－5> 審査品質担当官室の組織沿革



ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計16人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。2009年度には公正な審査評価のために審査評価書類フォルダーから審査官関連情報を削除したブラインド審査評価システムを導入した。

審査評価の結果は審査部署の組織成果評価に反映され、審査官の出来高給と昇進評価に直・間接的に影響を与えている。

イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別に3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単特審査官が半期別に20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断と審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2012年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は570人の審査官を対象に1,577件を、商標・デザインの場合は93人の審査官を対象に1,526件を、PCT報告書は939件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合597人の審査官を対象に1,737件を、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に2,171件を、PCT報告書は953件を評価した。

2012年度審査エラー率と関連して、特許・実用新案分野は2012年全体審査終結件の約2%に該当する評価件(3,314件)を抽出・評価して34件(1.0%)が審査エラー件として評価され、商標・デザイン分野は3,697件を抽出・評価して17件(0.5%)が審査エラー件として評価された。

また、最近5年間特許審査エラー率状況を見ると、2008年1.4%であった審査エラー率が持続的に改善されて1%内に維持されていることから、特許庁の審査品質が安定化していることが分かる。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終結した件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別1件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2012年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は570人の審査官を対象に541件、商標・デザインの場合は93人の審査官を対象に265件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合597人の審査官を対象に591件を評価し、商標・デザインの場合は125人の審査官を対象に316件を評価した。

2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質と関連する主要要素を抽出した後、その各要素の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、2000年度に初めて導入された。そして審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために2003年度(1次改善)、2007年年度(2次改善)、2011年年度(3次改善)にわたって一部指標と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率、請求項削減率、拒絶理由受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与えた。また、残りの要素はその重要性によって各々異なる加重値を与えた。

一方、総合審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を踏まえて最近2年間達成率の平均値で設定し、2011年度審査品質指数は目標値より1.1%超過達成したが、2012年には目標に比べて2.6%足りない97.4点を記録した。

＜表Ⅱ－1－36＞2012年度総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2012年目標(%)	2012年の結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.59	99.55
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	71.25	73.11
拒絶決定不服審判の取消差戻し率	10	27.58	32.45
登録決定件に対する請求項削減率	10	14.30	14.76
拒絶理由の受容度	10	22.16	18.75
総合審査品質指数	-	100	97.4

3)審査評価基準の改正

知財権顧客の不便を解消するとともに品質サービス改善することから、些細な記載不備に対しては職権補正制度を活用して不必要な審査処理遅延が発生しないよう評価基準を改正した。また、商標分野では評価重点を審査点検表中心から通知書中心に転換した。

また、上記のような顧客中心の審査処理事項を顧客志向の観点と拒絶理由の一貫性という観定の加点類型に反映し、ポジティブな側面の評価を強化することで審査品質の向上を図った。

審査評価の正確性及び客観性を高めるため、2012年には特実分野にのみ適用していた「評価観点別等級基準」を商標、デザイン及びPCT分野まで拡大・適用できるように各審査分野に適した評価観点及び等級基準を新たに設計した。

＜表Ⅱ－1－37＞商標、デザイン及びPCT分野に適用される評価観点別基準の内容

区分	審査分野	評価観点(案)
現行基準	特・実	①手続きの効率性、②明細書解釈の正確性、③検索の充実性、④拒絶理由の一貫性、⑤顧客志向
新規基準	商標	①手続きの効率性、②識別力判断の正確性、③検索の充実性、④指定商品判断の正確性、⑤顧客志向
	デザイン	①手続きの効率性、②工業上の利用可能性判断の正確性、③検索の充実性、④拒絶理由の一貫性、⑤顧客志向
	PCT	①手続きの正確性、②明細書解釈の正確性、③報告書記載事項の充実性、④特許性判断の正確性、⑤顧客志向

「評価観点別等級基準」は審査の全過程において行われた審査内容を5つの評価観点(審査手続き、明細書解釈、検索、拒絶理由の一貫性、通知書/決定書の論理性/具体性)と6つの評価等級(卓越、優秀、普通、瑕疵、欠缺Ⅱ、欠缺Ⅰ)に細分化して構成した評価マトリックスであり、2010年から特・実分野に初めて適用して審査品質の定量的な水準の把握及び分析に活用している。

4)審査着手評価制度の施行及び審査品質警報システムの構築・運営

リアルタイムで審査品質動向を把握するとともに審査終結前に欠缺を修正して品質を高めるため、毎月着手した審査件に対する着手評価を2012年から本格的に実施した。半期別に施行する定期評価は審査が終結した件に対して施行するが、一方の着手評価は初めて審査に着手した件に対して施行するものである。毎月着手件の1～2%に対してサンプリング評価を行い、評価基準は審査評価指針に基づいて推進した。

毎月審査着手件に対する評価を通じて欠陥率の動向を把握して欠陥率が一定の水準以上に増加する場合、その程度によって管理警報または危険警報を発令し、欠陥増加の原因分析と対策を樹立することで審査品質の早期安定化を図っている。

＜図Ⅱ－１－６＞審査品質警報システムの概念図



ハ．評価及び発展方向

2012年度商標・デザイン分野の審査エラー率は0.5%で、2011年度の0.8%に比べて0.3%p減少し、特許・実用新案分野は2012年度1.0%で2011年度の0.9%に比べて0.1%p増加した。これは2012年特許・実用新案分野で審査物量の過剰策定及び特許ネットⅢ支援システムの不安定によるものと分析され、処理期間短縮のための審査物量の過剰策定は審査品質を阻害しない範囲で推進する必要があると判断される。

また、このような審査環境の変化による品質水準の変動を事前に診断して対応するために2012年から着手評価制度を導入し、毎月審査着手品質をリアルタイムでモニタリングして該当結果を審査局にフィードバックすることで最終審査品質を高めるよう評価方法を大幅強化した。

定期評価を通じた審査品質総合管理、着手評価を通じたリアルタイムの品質診断及び対応以外にも、審査課長による審査終結前評価制度を2013年新たに導入して品質管理主体としての審査課長の役割を強化することで審査全周期にわたる品質管理を推進する計画である。

一方、韓-米間の審査品質向上に向けた努力を促し、審査品質に対する相互信頼度

を高めるため、審査品質指標の国際的な標準化に向けた韓-米間共同研究を推進する予定である。また、PCT審査品質管理においても外部顧客の満足度調査を周期的に実施して審査品質改善計画に反映することで、PCT報告書に対する審査品質と顧客満足度の向上を図る計画である。

3. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 工業事務官 イ・ベックス

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急増していることから、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開発支援などを通じた持続的な品質向上に向けた努力が求められている。

審査業務は特許庁において最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁

権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位であり、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するために2011年に初めて施行された。パート別審査能力に対する長所・短所を比較・分析してパート別の状況に適した審査能力強化方法を提示することで、自律参加であるにもかかわらず参加率が持続的に増加しつつある。

＜表Ⅱ－1－38＞2012年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

審査局	上半期			下半期		
	審査パート数	申請パート数	申請率(%)	審査パート数	申請パート数	申請率(%)
商標デザイン	24	15	63	23	19	83
機械金属建設	34	9	27	35	27	77
化学生命工学	36	36	100	36	31	86
電気電子	24	22	92	24	24	100
情報通信	28	23	82	28	25	89

2)審査品質チェックポイント集の発刊

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず特許関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

そこで特許庁は審査効率性及び審査品質を高めるために2011年に1次的に『特許・実用新案及びPCT報告書審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。2012年

には商標・デザイン分野を対象に2009年から2012年までの4年間の審査欠缺事例のうち頻繁に発生する審査欠缺を類型別に分析して審査欠缺を防ぐための『商標・デザイン審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。

ハ．評価及び発展方向

半期別に累積測定された審査パート別の品質水準に対するオーダーメイド型分析結果を提供し、評価者(評価官)と被評価者(審査官)間の意見交換の場を設けた審査パート別オーダーメイド型説明会は基礎単位審査能力を効果的に強化するとともに審査品質の向上に貢献したものと評価されている。

2013年には2012年に追加で設計した商標、デザイン及びPCT分野の『評価観点別の等級基準』を評価過程に適用する計画である。主要観点別に個別評価件を適正等級に分け、定量的に出した結果を個人、パート、審査課、審査局、庁単位に分類して各測定単位の審査能力水準及びオーダーメイド型能力強化方法を支援することで、具体的かつ細分化された能力強化が可能になると予想される。

また、審査パート別オーダーメイド型説明会で出された審査部署の様々な意見と建議事項を整理・分析するとともに、関連部署との協議を通じた妥当性検討を通じて評価方式などを含めた品質管理体系全体を改善していく計画である。

商標・デザイン審査に対するチェックポイント集は審査部署に配布され、審査過程で頻繁に発生する審査欠缺を防止し、審査官の学習または教育資料として活用している。

今後米国、日本など外国の主要特許庁とも審査品質標準化及び欠缺事例を共有することで審査品質管理においても国際的な協力を推進していく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソン Chol
 登録課 行政事務官 クォン・イングック
 国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2012年受付書類の99.98%を期限(6日)内に方式審査を完了した。そのために方式審査業務プロセスを持続的に改善し(2012年12件の改善事項を発掘)、新規転入者に対する1:1密着指導、登録業務便覧の発刊など持続的に努力した。

<表Ⅱ-1-39>方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,477,636	1,477,407	99.98%
出願	1,075,282	1,075,205	99.99%
国際出願	26,553	26,553	100.00%
登録	375,841	375,649	99.95%

また、方式審査の正確性及び一貫性を高めるために出願分野では方式審査指針書の点検事項を権利別・書式別チェックリストで構築し、毎月業務プロセス改善協議会を通じてシステム改善事項を持続的に発掘・改善した。2012年産業財産権法令の改正事項などを反映した『出願方式審査指針書』の追録を発刊するなど方式審査担当者の実務能力を強化するとともに専門性を高めるために取り組んだ。

国際出願分野では国際出願料収納の収納通貨をスイスフランに変更し、PCT願書書

式及び通知書を改善した。また、マドリッド国際出願瑕疵通知事例調査分析を通じて瑕疵を減らすための改善事項を発掘した。

登録分野ではオンラインで申請書を作成する際に主な差戻し事項を申請段階別に事前案内することで作成ミスを最小限に抑え、登録申請補正制度を導入して登録再申請による処理期間遅延問題を解消する一方、申請人からの主な苦情内容を反映して審査基準を合理的に整備した。そして、方式審査システムを効率的に改善することで方式審査の処理期間を短縮すると同時に正確度を高めた。また、方式審査研究会を活性化し、研究会で結論を出した模範事例を職員間で共有することで方式担当者の能力と専門性を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 イ・ヒョンドン

特許庁は1987年国際知識財産研修院の開院以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化して審査・審判の能力を高めている。そして、審査官経歴に合わせた水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営している。

まず、特許庁は基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程など教育課程を教育対象の水準別・段階別に運営し、特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2012年度だけで計34課程の1,582人に対して教育を実施した。

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連の法律教育を通じて法律に対する専門性を高めるための様々な教育課程は、審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに、現業適用度を高めて審査・審判品質向上に寄与している。

また、特許庁国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで、知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

2012年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程など

計172人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどアジア・太平洋地域23カ国などの知財権専門家が参加する国際セミナーを開催したり、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有するとともに、知財権の法・制度や教育に対して互いに理解して協力できるように関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 キム・ミンジュン

イ.推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標として、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許と商標・デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の

教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施する一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるために努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育を拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設するとともに、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

＜表Ⅱ－1－40＞教育訓練状況(2012年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規審査官(40期)	20	61
中堅審査官(23期)	7	60
審判訴訟制度(5期)	5	37
審判官(31期)	7	30
商標法理論(13期)	4	59
特許法理論(16期)	3	80
民事訴訟法理論(8期)	3	40

デザイン保護法(7期)	3	48
商標法高級(12期)	3	50
特許法高級(15期)	3	77
民事訴訟法高級(7期)	3	21
民法の理解(8期)	3	22
審査、審判関連法律の争点事例	4	151
特許民法	2	42
基礎理論パイロット講座	5	86
明細書及び請求範囲の解釈(3期)	2	75
先行技術調査(3期)	3	34
審査事例研究基礎(2期)	3	13
審査実務基礎	10	33
審査指導	2	40
審判決例研究(12期)	3	68
知財権実務者(3期)	3	28
特許審査事例研究高級(2期)	2	21
PCT審査基礎(8期)	2	98
PCT審査高級(9期)	2	23
企画力の向上	3	7
デジタルカメラとフォトショップの活用(3期)	2	29
文書作成能力の向上(1期)	3	41
文書作成能力の向上(2期)	3	8
新知的財産権(3期)	2	38
外国の知財権制度(2期)	2	40
知財権専門教授養成(2期)	2	54
知財権専門教授養成(3期)	2	23
パワーポイント(4期)	3	45

計	129	1,582
---	-----	-------

ハ．評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 チョン・ムチョル

イ．推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際

的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ.推進内容及び成果

2012年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でブラジル、エジプト、インドネシアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計11回、172人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,295人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

世界各国(計12カ国)の特許審査官19人が参加したWIPO特許法・特許審査官教育課程を始めに、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力の途上国知的財産制度課程、韓－ASEAN FTA経済協力の一環として設けられた韓－ASEAN知財権教育課程が運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程の他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2012年10月23日から25日まで中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域23カ国の知的財産権政策担当者及び関係者23人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「特許庁の人的資源開発の挑戦及び対応」をテーマにしたセミナーを開催した。IP機関の社会的役割や人的資源の開発と関連する戦略を共有する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力も拡大している。9月3日から5日までの3日間、韓・中・日の研修機関長が集まって第3回研修機関長会合を開催した。この会合を通じて3国共同セミナーの開催、e-ラーニングコンテンツの共有及び共同開発に合意し、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していく基盤を構築した。また、3国間協力とは別途に、中国・日本の研修機関の業務特性を考慮しながら各国の関心事に焦点を当てることで日本、中国との二国間協力もまた強化している。中国の場合、2007年から中国知識産権培训中心(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーを開催しているが、2012年9月5日中国北京で「韓国の知財権制度」をテーマにした第5回セミナーの開催に成功した。11月27日には国際知識財産研修院で両研修機関間の業務協力のための会議を開き、学生創意発明教育に対する協力、韓・中研修院共同ウェブサイトの構築、両国の相互進出企業を対象にした教育プログラムの運営、講師の相互派遣などに関して議論し、e-ラーニングコンテンツ及びテキスト保有リストの交換、テキスト受け渡しなど韓・中・日の3国合意に関する後続措置を履行した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2012年にベトナム特許庁から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。5月22日から4日間、ベトナム特許庁の特許審査官10人を対象に韓国の特許制度及び審査システムに対する課程を運営し、11月12日から5日間はベトナム

特許庁の商標審査官15人、12月18日から4日間はベトナム特許庁のデザイン審査官9人を対象に韓国の商標・デザインなど知財権法と制度に対する教育課程を運営した。また、湾岸協力会議特許庁(GCCPO)との知財権分野業務協力及び外交増進の一環として特許審査官教育の運営に合意(2012年3月)し、8月27日から4日間GCCPOの特許審査官6人が参加した中で韓国の特許法・特許審査ガイドラインなど7つのテーマで研修を行った。

＜図Ⅱ－1－7＞2012年知的財産教育分野における国際協力

WIPOア・太地域セミナー	KOICA-ASEAN知財権教育課程
	

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということを意味する。

2012年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための講

師派遣型課程、PCT能力強化及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、2012年主管機関の事情で繰り延べとなった世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

＜表Ⅱ－1－41＞2012年国際セミナー及び外国人対象の教育実績

教育課程	訓練内容	細部日程	教育人数
WIPO 協力課程	WIPO特許法・特許審査課程	3月	19
	WIPO商標法・商標審査課程	4月	20
	WIPO Summer School	6月	28
	WIPOア・太地域セミナー	10月	23
KOICA 協力課程	KOICA-ASEAN知的財産制度課程	3月	20
	KOICA知的財産制度課程	9月	17
途上国 オーダーメイド型	ベトナム特許審査官課程	5月	10
	GCCPO特許審査官課程	8月	5
	ベトナム商標審査官課程	11月	15
	ベトナムデザイン審査官課程	12月	9
その他	IP5審査官共同研修課程	6月	6
教育人数の合計			172

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 概観

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 ファン・ウンテック

知識基盤経済の下で知的財産の創出・拡散・活用が経済成長の鍵として浮上し始め、国家間貿易においても知的財産と関連する物品の交易が増加したことで、WIPO、WTOなど多国間交渉や二国間貿易交渉においても国際知財権規範に対する議論が活発に行われている。各国は国際舞台で自国に有利な国際知財権規範を設けるための取り組みとともに、既に形成されている国際知財権規範に従って自国の国内法令改正に向けた取り組みも並行している。そこで、韓国特許庁も国際知財権規範を反映し、市場及び顧客のニーズ変化に対応するため、知財権制度の改善を進めている。

まず、特許分野の場合、特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範を反映することで特許制度の国際調和を推進し、国内外の環境変化に対応するための特許法及び実用新案法の改正を推進した。消滅された特許出願の回復機会を拡大し、特許手数料の返還対象を拡大する一方、共同出願の対象を明確にするなど現行制度における運営上の一部不備な点を改善・補完する改正案を2012年6月国会に提出した。

デザイン分野の場合、デザイン産業の環境変化に対応して保護対象をフレキシブルに拡大し、デザイン国際出願制度の導入に向けたヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟、創作者の権利保護強化などを骨子とするデザイン保護法全部改正(案)を設けて2012年8月立法予告した。

審判分野の場合、顧客オーダーメイド型3トラック審判手続きの運営及び改善を通じて速やかな紛争解決を可能にし、韓-日、韓-中における審判分野交流協力基盤を強化して審判分野における国際調和及び審判品質をグローバル水準に発展させるために努力を傾けている。

第2節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 シン・ジンソップ

イ. 推進背景及び概要

発明者と企業、研究所など特許庁の主要顧客が不都合を感じる主な要因となっている複雑かつ厳しい特許審査・審判手続きを単純化し、発明の補正・補完をよりスムーズに行えるようにすることで、特許出願人が特許を受けられる機会を最大限保障するため、顧客オーダーメイド型特許制度の構築に向けた特許法・実用新案法の改正作業に取り組んでいる。

2012年には責任が負えない事由によって出願人が手続き期間を守れず出願が消滅した場合、救済できる対象を拡大する一方、出願日日程要件の緩和に対する国際的な流れ¹に歩調を合わせて出願人が早い出願日を確保することができるよう、出願日認定要件を簡素化することを骨子とする特許法・実用新案法の改正案にその内容を反映する作業を進めた。

一方、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」(以下本節では「韓-米FTA」とする)の合意事項を反映するため、設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入などを反映した特許法・実用新案法を施行した。また、上記の設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入と関連する出願人による遅延期間及び過料の加重・減輕基準を具体的に定義する特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

¹ 出願日認定要件の簡素化などを骨子として、各国特許制度の統一化・単純化を目標としている特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月妥結され、2005年4月発効した。イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計32カ国(2013年2月基準)が加盟するなど世界的に拡散する傾向にある。

その他にも個人情報保護及び管理強化のために電子文書によって特許に関する手続きを踏もうとする者は公認認証書を活用した電子文書利用申告及び核酸のシーケンスなどを含む特許出願と関連する制度改善などのために下位法令を改正した。

ロ．推進内容及び成果

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は改正の必要性及び緊急性などによって3段階に分けて推進している。第1段階は消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法第67条の3新設)、刊行物に準ずる電気通信回線範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第44条)及び手数料返還対象の拡大(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法の一部改正法律案に対して法制処の審査を経て国会に提出(2012.6.28)した後、国会での一部修正の後2013年3月22日特許法(第11654号)・実用新案法(第11653号)一部改正法律案が公布された。

<表Ⅱ－2－1> 第1段階特許法の主要改正内容

区分	改正内容
特許出願の回復機会の拡大	出願人が責任を負うことのできない事由で審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)を守れなかった場合、その事由消滅日より2ヶ月以内に申請すれば出願を回復させる
手数料返還対象の拡大	特許出願後1ヶ月以内に出願を取り下げる、もしくは諦めた場合、出願量、審査請求料以外に優先権主張申請料も返還する
電気通信回線範囲制限規定の削除	大統領が定める電気通信回線を通じて公知された発明は特許を受けられなかったものをその他の電気通信回線を通じて公知された発明も特許を受けられないように規定
補正手続きの改善	最終的に補正された発明が何かを明確にするため、補正手続きで最後の補正前に行った補正は取下げとして看做す
共同出願対象の明確化	共同発明者の外に持分譲渡などによって特許受けられる権利を共有するようになった承継人も共同で出願するよう明確に規定

第2段階は出願日認定要件の緩和と関連する国際的な流れ及び出願人の要求事項を反映するとともに、国内外の環境変化に応じた法改正に対するニーズを一括的に反映した。そして、難しい漢字の法律用語を易しいハングル表現に変え、複雑で長い文章を簡潔・明確に書き直すことで分かり易い法令作りに取り組んだ。特に、出願日認定要件の緩和と関連する改正事項は制度改善事項の内容が膨大であると同時に、改正案に対して庁内外から多様な意見が出たため、追加的な検討を通じて出願日認定要件の簡素化、明細書補正に関する原文主義の導入、民法改正事項の反映及び許可などによる特許権存続期間延長制度の整備などを骨子とする特許法・実用新案法の一部改正法律案を用意した。第2段階関連法案は2013年に立法予告、法制処審査、国会提出などを目指している。

第3段階は特許法条約など国際規範に反映されている事項である優先権主張の回復、出願補完、以前出願の引用などを反映するための制度改善であり、この事項は国内外の状況を注視しながら今後の改正を推進する予定である。

一方、韓-米FTAの合意事項を反映するため、2011年12月2日公布された改正特許法(法律第11117号)・実用新案法(法律第11114号)では特許権存続期間の合理的な保障のために出願人の責任でない事由で基準日²より遅れて特許登録された場合はその遅延期間分だけ存続期間を延長する登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入(特許法第92条の2～5新設)、特許侵害訴訟で営業秘密を知るようになった当事者などに裁判所が秘密を維持するよう命令する秘密維持命令制度の導入(特許法第224条の3～5、第229条の3新設)、出願人が特許出願の前に論文発表などを通じて自分の発明を公開したとしても公開日より6ヶ月以内に出願すれば拒絶理由から除外する公知例外期間を12ヶ月に延長し(特許法第30条第1項改正)、特許権者の合理的な権利保護のために単純に特許発明の不実施だけを理由として特許権を取り消していた現行制度を廃止する(特許法第116条削除)改正を行った。韓-米FTAの合意事項を反映するための特許法・実用新案法は韓-米FTA発効日(2012年3月15日)より施行された。

特許法・実用新案法の下位法令(施行令・施行規則)の改正は以下のとおりである。2

² 出願日後4年または審査請求日後3年のうち遅い日

012年1月6日改正・施行された特許法・実用新案法施行令では住民登録番号のような固有識別処理の根拠を設けるための規定を新設し、2012年6月28日改正(2012年7月1日施行)された特許法施行規則では特許協力条約規則の改正に伴って関連規定を整備した。そして、個人情報の保護及び管理強化のために電子文書によって特許に関する手続きを踏もうとする者は公認認証書を活用して電子文書利用申告をしなければならない、その公認認証書を活用して電子署名の後、電子文書を提出するよう改正した。一方、2013年1月3日改正(2013年3月1日施行)された特許法・実用新案法の施行規則ではオンライン包括委任登録申請の偽造・変造問題を解決するための制度改善及び核酸シーケンスなどを含む特許出願の場合は明細書にシーケンス目録を書かせる特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

韓-米FTA履行のため、2012年3月15日施行された改正特許法・実用新案法の下位法令では登録遅延による特許権の存続期間延長期間から除外される意見提出通知によって意見書提出期間のような出願人による遅延期間を定義し、違反回数、違反程度などによる過料の加重・減輕基準を具体的に規定した。

<表Ⅱ-2-2>特許法下位法令の主な改正内容(2012年改正)

区分	改正内容	公布日(施行日)
出願人による遅延期間	登録遅延による存続期間延長期間から除外される意見書提出期間、再審査請求期間、請求で延長された期間など出願人による遅延期間の定義	2011.12.2. (2012.3.15.)
過料の加重・減輕基準	違反回数、違反程度などによって過料を加重したり、減輕する基準を具体的に規定	2011.12.2. (2012.1.1.)
固有識別情報の処理根拠作り	住民登録番号のような固有識別情報が処理できる手続きを明確にし、個人情報保護を強化	2012.1.6. (2012.1.6.)
公認認証書を活用した電子文書利用届出制度	個人情報保護強化などのために公認認証書を活用した電子文書利用届出及び電子署名制度の導入	2012.6.28. (2013.1.1.)

オンライン包括 委任登録申請手 続きの改善	オンライン包括委任登録申請の偽造・変造問題を 解決するために包括委任状電子署名制度の導入	2013.1.3. (2013.3.1)
-----------------------------	---	-----------------------------

ハ．評価及び発展方向

2013年には出願日認定要件の簡素化などを主な内容とする特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法改正のため、法制処審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を2013年下半期国会に提出する予定である。

一方、特許法・実用新案法改正案の中で外国語出願可能言語及び国語翻訳文の提出手続きなど特許法・実用新案法改正案で下位法令に委任した事項に対する具体的な改正案を設けて、特許法・実用新案法改正案の公布及び施行に合わせて改正する予定である。

2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ．推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界で認められる高品質の審査をするためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡充とともに具体的かつ明確な審査基準の整備が不可欠である。また、特許先進5カ国特許庁(IP5：韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間でも審査結果の相互活用を促進するため、共通特許審査基準の構築を協力課題の一つとして推進している。

このような状況に他の国より先立って対応し、韓国の審査環境に適したグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年特許要件部分の審査基準を改正したことに引き続き、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加

など特許審査手続き全般に関する審査基準の改正作業を行った。

一方、2011年7月には改正特許法・実用新案法を反映して明細書背景技術記載に関する審査基準を新設し、その他優先審査及び審査手続き関連の審査基準を補完した。

2011年12月2日には韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、この改正法の内容などを反映するための審査基準の改正が2012年3月に行われた。

ロ．推進内容及び成果

2012年3月の審査基準改正は韓-米FTA履行に向けた特許法の改正を反映する一方、微生物の寄託、請求項の記載、分割出願可能期間などに関して国際的な動向を反映し、出願人の手続き上の保障を強化する方向で行われた。

主な改正内容を見ると、まず韓-米FTAによって登録遅延による特許権存続期間の延長登録制度が新たに導入されたため、存続期間延長対象期間の算定方法、「出願人によって遅延された期間」の類型別判断方法、「出願人によって遅延された期間」の例外、存続期間延長登録出願の審査手続きなどに関する審査基準を新設した。

また、微生物寄託に関して条約及び国際的な審査基準の動向を反映し、微生物寄託が完了したと見る時期を従前の寄託機関の受託証発行日から寄託機関の受付日に改正し、自己項番号を引用する請求項に対する拒絶理由として42条4項1号も適用されることを明示した。

分割出願可能期間に関しては、拒絶不服審判請求後も拒絶謄本送達日から30日内(延長された場合は延長された期間)には分割出願を可能にし、特許法第52条第1項第2号の解釈に関して出願人が手続き上の不利益を被らないよう取り組んだ。

優先審査に関しては、優先審査出願間の審査順位は処理期限が先に到来する出願から着手することを原則とするが、審査の効率的な進行のために審査着手順位を調整す

ることができるという規定を新たに設け、地域特区の優先審査申請においては特化事業参加者も優先審査申請人になれるとし、地域特化事業に関する優先審査申請を活性化した。

2012年3月の審査基準改正によって、韓-米FTA締結によって新たに導入される制度が支障なく運用できるよう準備が整い、微生物寄託などに関して制度の国際的な流れに乗り出すことができ、分割出願可能期間及び優先審査申請に関して出願人の手続き上の機会をより充実に保障できるものと期待される。

一方、特許審査の国際協力時代を迎えて2011年までは特許、実用新案審査指針書のうち3、4、5、6部に対してのみ英語版を提供したが、2012年に残りの1、2、7部に対する英文化を完了して2013年3月に審査指針書全体部に対する英語版を発刊した。

ハ．評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善・施行されたことによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からも好評を得ている。また、知的財産権のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げ、国際協力時代に問題なく備えることができた。

今後も国際規範を反映した特許法・実用新案法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産を守ることができるよう特許制度を改善していく予定である。また、このような制度改善を支えるため、顧客志向の世界的水準の特許・実用新案審査基準を維持・補完する努力も引き続き傾けていく予定である。

第3節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

イ. 推進経過

商標制度の利用が活発になり、個人の財産価値としての役割増大というポジティブな側面と同時に、制度を悪用するネガティブな側面も浮き彫りになった。特に、零細業者が先に使っていた商号を商標として登録した後、零細業者に警告状を送りつけて示談金を脅し取る行為が頻繁に発生し、ストック商標に対する不使用取消審判が請求されると知人と謀議して正当な不使用取消審判請求人の商標権獲得を妨害するなど不公正な行為が登場した。そこで、特許庁は公正な商標使用秩序の確立という目標の下で商標不使用取消審判制度を改善し、商標ブローカーから零細業者を保護できるように商号の先使用权認定要件を緩和する商標法改正案を設けた。

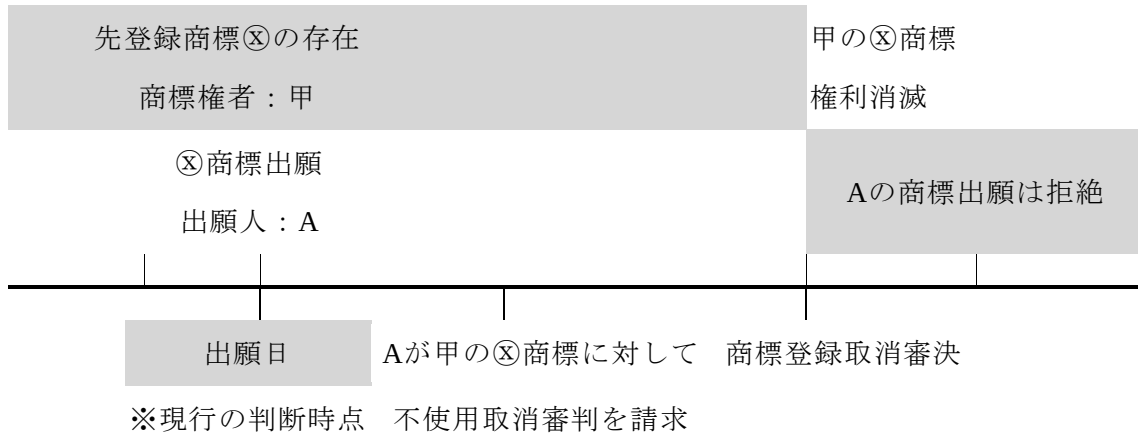
また、同改正案は意見提出期間を遵守できなかった出願人の権利を救済するため、手続きの継続が申請できるようにすることで出願人の便宜を図り、専門機関の業務停止命令の際にも事前にヒアリングを実施させるなど、現行制度の運営上現れた一部不備な点を改善する方案を含めて2012年11月16日国会の知識経済委員会を通過した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 商標不使用取消審判制度の改善

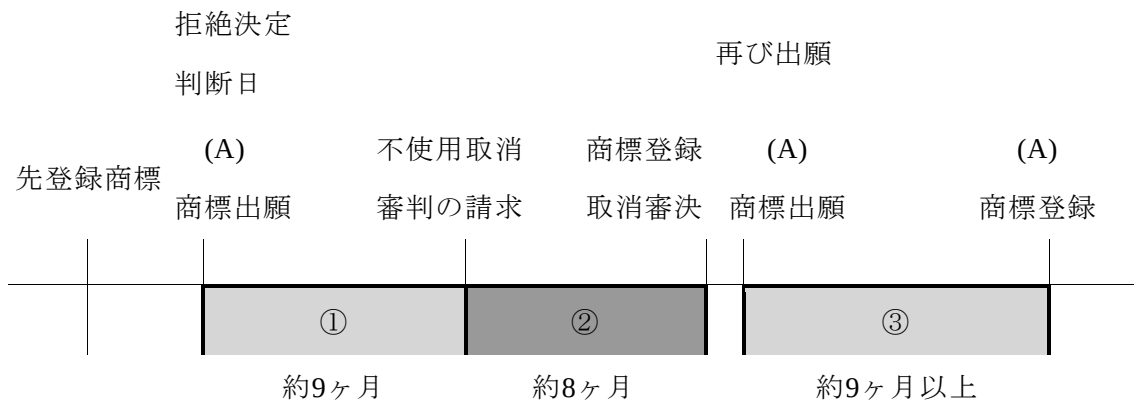
既存の商標法によればAが出願したⓧ商標と甲の先登録商標ⓧの同一・類似に関する判断時点が「出願時」となっているため、甲の先登録商標ⓧが不使用を理由に消滅されても依然としてAの商標登録出願は拒絶された。

<図Ⅱ－2－1> 不使用取消審判請求に関する審査・審判の流れ図



したがって、出願人は商標登録取消審決の後に再び出願して審査を受けなければ商標権を取得することができず、出願人に不必要な手続きを強要し、商標権取得に約26ヶ月以上の長時間を要した。

<図Ⅱ－2－2> 不使用取消審判請求人の商標登録にかかる期間



そこで出願商標と先登録商標の同一・類似判断時点を「出願時」から「登録可否決定時」に変更し、取り消された商標と同一・類似した商標を再び出願することなく商標登録を受けられるようにしたため、出願人が不必要な迂回手続きを踏むことなく出願費用が削減できるとともに、約9ヶ月以上の審査処理期間を短縮することができた。

また、既存の商標法では商標不使用取消審判の請求人に6ヶ月間の出願優先権を与えていたが、同審判請求人が多数である場合は誰が優先権を持つのか不明確であった

ため、商標権者は商標不使用取消審判が請求されると第3者と謀議して同じ審判を請求させてから、本人は商標権を放棄して翌日に第3者に出願させることで商標登録を受けるように仕向けるなど制度を悪用する行為が発生した。

そこで商標不使用取消審判請求人の優先出願期間(6ヶ月)を廃止し、取消審判請求前に商標登録出願を先に行うよう誘導することで、取消審判請求人間の出願競合を防止する一方、第3者と謀議して不使用商標の登録取消を免れ、企みなく純粋に不使用取消審判を請求した者の権利を害する事例を防止することで公正な商標使用秩序を確立した。

2)期間未遵守に対する権利救済手段の導入

既存商標法によれば商標登録拒絶の事由がある場合、2ヶ月の期間内に意見を提出しないと、商標登録拒絶決定を受けることになっている。しかし、広告回数やアンケート調査などを通じて使用による識別力を取得したことを立証した場合、2ヶ月間の期間は短すぎるという苦情が多数発生した。そこで、シンガポール条約(STLT)で規定されている権利救済手段を導入し、定められた期間内に出願人が意見書を提出できなかった場合でもその期間満了日から2ヶ月以内に手続き継続申請書と意見書を提出すれば該当手続きを再び進められるようにしたことで、出願人の便宜を図った。

3)商標権の効力制限事由に対する立証責任の明確化

これまでは商標権の効力が及ばない例外事由として自分の名前、名称などを通常使用する方法で表示する商標を規定しながら、但書に再び例外を設けて「不正競争目的の使用はそうでない」と規定することで、例外の例外が認められる複雑な形態となっていたため、誰に立証責任があるのかが不明確であった。そこで、商標権の効力制限事由の例外を独立した第3項として新設して商標権の効力が及ぶ範囲を明確にすることで、法第51条第1項各号及び第2項各号の体系を統一した。

4)商号の先使用权認定要件の緩和

商標と商号は何れも商人の営業表示として機能するため、両者の区別が難しく、商標権と商号権の各権利の境界が曖昧で、商標権者と商号権者の間で頻繁に紛争が発生している。特に、零細業者は商標登録をせず商号を使用するが多いが、一方商標ブローカーなどは零細業者が先使用していた商号を商標として登録を受けた後、彼らに民・刑事上の責任を問うと警告して示談金などを脅し取る、いわゆる商標狩り行為(商標権乱用)が増加した。

しかし、既存の商標法上認められていた先使用权を主張するためには不正競争目的のない先使用のみならず、その商号の使用結果「需要者間で特定人の出处を表示することと認識されていること」まで要求されているため、地域範囲で営業している零細業者は保護を受けられない恐れがあった。

そこで、改正案は他人の商標登録出願前から自分の商号を商標として使用している者は不正競争の目的がない限りその商標を引き続き使えるようにし、善意の先使用商号権者を保護することで、商標制度を悪用する者から社会的な弱者である零細業者が不当な商標権紛争に巻き込まれないようにした。

5) 専門調査機関に対する業務停止命令時のヒアリング手続きの導入など

既存の商標法は専門調査機関の指定取消の場合のみヒアリングを実施させたため、業務停止処分の際はヒアリングが行われなかった。しかし、専門機関の指定を取り消すこと以外に業務を停止することも国民を当事者とする重要な行政処分であるだけに、事前にヒアリングを実施することで不合理的な行政処分が発生する余地を最小限に抑える必要がある。そこで専門機関の指定を取り消そうとする時のみヒアリングを実施していたものを業務停止を命じる時もヒアリングを実施させることで、専門機関の業務停止命令に対する争いの可能性を未然に無くすことができた。

ハ. 評価及び発展方向

今回の改正案は不正競争を防止して営業者の信用を守るとともに、需要者を保護するためのものであり、商標法制を不公正な方法で悪用して不正競争を図る行為を根本的にシャットアウトすることで公正な商標使用秩序を確立するための改正であったと評価できる。

特許庁はこれに満足せず、商標法の目的の実現及び国民が各々自分の正当な権利を享受することができる公正な社会を目指して、持続的に制度を是正・補完していく計画である。

2. デザイン保護法全部改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 アン・ソンヨップ

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は1961年「意匠法(現在のデザイン保護法)」の制定以来、デザイン無審査制度の導入、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入など一部分に対する制度改善はあったものの、デザイン創作水準を高め、デザイン創作者の権利を保護するなどデザイン登録出願人のための制度改善までは至らなかった。

そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など様々な分野の意見や批判を聞き入れ、デザインの創作性要件を強化するとともに、複数デザイン登録出願制度を大幅改善する一方、類似デザイン制度を廃止し、関連デザイン制度を導入するなどの内容を中心とするデザイン保護法全部改正(案)を取りまとめて、2013年1月国会に提出した。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定」の加盟に向けた法律を改正案に反映させることで、一回の手続きで複数の国家に出願する効果が得られると同時に、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願における出願人の便宜を図った。

ロ．推進内容及び成果

1) デザイン創作性要件の強化

現行規定によれば、公知デザインの結合または国内で広く知られている周知の形状などから容易に創作できるデザインに対してのみその登録を拒絶していた。しかし、改正案ではデザイン登録出願前に国内のみならず国外でも広く知られている形状・模様・色彩またはこれらの結合によって簡単に創作できるデザインも創作性がないものと看做してデザイン登録が不可能となっている。

また、公知デザインの結合のみならず、単独の公知または周知デザインから容易に創作したデザインに対してもデザイン登録が拒絶できるように規定することで、最高裁判所の判例(2008フ2800)との一貫性を維持することができた。

同時に、周知の形状を国外まで拡大し、外国の有名デザインを模倣したデザインはその登録を排除することで、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的な雰囲気作りに成功すると予想される。

2) 関連デザイン制度の導入

現在類似デザイン制度は、自分の先登録または先出願デザイン(基本デザイン)だけに類似するデザインに対しては自分の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義違反でデザイン登録拒絶決定をせず、登録させる制度である。

しかし、類似デザイン権でデザイン登録を受ける場合、基本デザインと同じく審査を経て設定登録料を納付するにもかかわらず独自の権利範囲がないため、デザイン権を行使することができず、またその権利範囲が基本デザイン権に合体されることで類似デザイン権として登録する意味がなかったのである。

そこで、改正案では類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似した関連デザインに独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することで、デザイン権の保護が一層強化される見込みである。

3) 複数デザイン登録出願制度の改善

現在複数デザイン登録出願はデザイン無審査物品に限り20個以内のデザインを1デザインとして登録出願できるが、秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定をする場合は複数デザイン登録出願されたデザイン全体に対して請求したり、審査しなければならない不便さが存在した。

そこで、改正案では審査・無審査(改正案は「無審査」を「一部審査」に変更)物品を問わず同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品に対しては100個まで出願を可能にし、複数デザイン登録出願されたデザインの一部に対しても秘密デザイン請求、補正却下、出願公開、デザイン登録決定及び拒絶決定ができるように改善することで出願人の利便性を高めることができると見られる。

4) ヘーグ協定による国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録を受けようとする複数の国家を指定し、直接または締約当事者官庁を通じて世界知的所有権機関(WIPO)にそれを提出すると、指定した全ての国家に出願した効力が発生する国際デザイン出願制度を導入し、韓国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国として国際デザイン登録出願をする場合には原

則として国内で出願されたものと同じ効果が発生するものとし、審査と関連する全ての規定を適用する。但し、協定と相異なる一部の部分に対しては別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録手続きを明確にした。

5) その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも現在国会に提出されたデザイン保護法全部改正(案)は拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権存続期間の延長、新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料返還対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き補完制度の導入、デザイン無審査用語の変更、民法改正事項の反映及び分かり易い法令作り整備基準に従って法令を整備した。

＜表Ⅱ－２－３＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	○無審査品目 ○最大20個まで認める ○全体登録/全体拒絶	○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶
拡大された先出願	○本人出願も適用	○本人出願は除外
存続期間	○設定登録日より15年	○設定登録日より出願日後20年
職権補正	○無い	○明らかな誤記である場合、審査官が職権で補正可能
新規性喪失例外	○出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出	○審査官が拒絶理由を通知したり、第3者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張
類似デザイン	○独自の権利範囲が認められない<判例>	○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認める

再審査請求事由	○図面の補正に対してのみ 再審査請求が可能	○補正事項全部に対して再審査請求が 可能
デザイン無審査	○デザイン無審査登録出願	○デザイン一部審査登録出願

ハ．評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月ヘーグ協定による国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月第18代国会任期満了によって自動廃棄された。

そこで特許庁は2012年6月これまで国会に提出された法律案とデザイン無審査用語の変更、分かり易い法令作りなど追加的な改正要因を反映するとともに、これまで単発性の部分改正によって発生した全体条文202個対比枝条文113個という問題を解決し、法律の条文体系を整備してデザイン保護法全部改正(案)を設け、2012年9月立法予告と公聴会などを経て2013年1月国会に提出した。

しかし、2010年国会に提出した法案の中でデザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大はデザインの成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護などで国民のデザイン自由実施の利益を侵害する恐れがあるという理由で大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが立法予告及び公聴会を通じて反対意見を示したため、今回全部改正案に反映することができなかった。

今回デザイン保護法全部改正(案)を通じてデザイン創作性要件が強化されたため、より良質のデザイン権が登録されて産業発展にも貢献できると判断される。また、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通じてデザイン権がより強力な保護を受けられると予想される一方、デザイン国際出願制度の導入によって韓国企業の優秀なデザインが海外でより迅速かつ簡単にデザイン権を獲得することができるようになったため、デザイン競争力もさらに高まるものと期待される。

第4節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・シンフッブ

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書及び審決文の電子送達制度導入を通じた審判制度・システムの改善、計46回の審判便覧改正会議を通じた審判便覧(第10版)の改正と分野別最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など様々な努力を通じて2003年14ヶ月であった審判処理期間が2010年9.9ヶ月、2011年9.5ヶ月、2012年9.0ヶ月に持続的に短縮された。

一方、2012年1月最高裁判所全員合議体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定の前に進歩性判断を通じて侵害かどうか判断することができる」と判決(2012. 1. 19宣告最高裁判所2010ダ95390判決)し、訴訟と同時に進行中である無効審判または権利範囲確認審判の処理が遅れる場合は、審判結果を待たずに判決できる余地が大きくなっている。また、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2010年8.3ヶ月、2011年7.7ヶ月、2012年6.8ヶ月と一般民事裁判所の法定処理期間である5ヶ月よりは依然として長い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合は3～4ヶ月以内に処理される点を考えると、画一的な審判処理期間の管理だけでは様々な審判当事者たちのニーズに応えるには限界が存在するため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型審判処理制度」を設けて施行している。

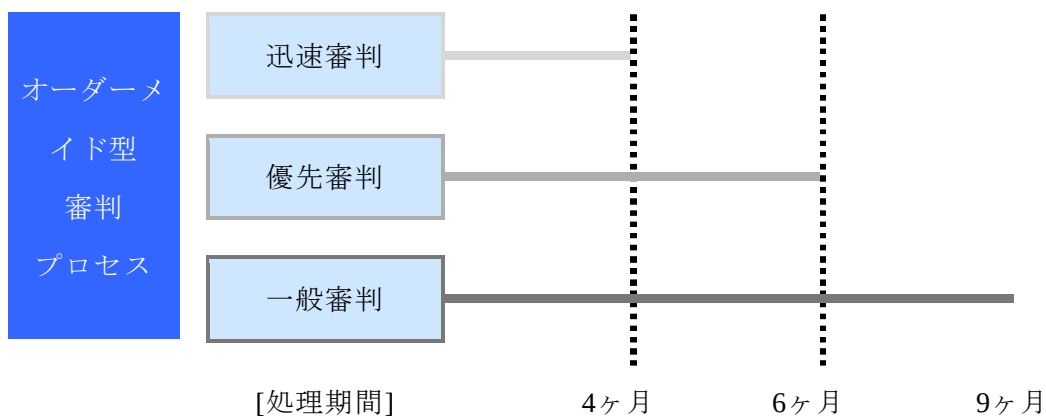
ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、速やかな処理を要する審判事件に

対する審判プロセスを3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

＜図Ⅱ－2－3＞オーダーメイド型審判プロセスの概要



一方、迅速審判の対象は最近持続的に拡大しつつある。2010年には無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判対象として追加し、2012年には侵害訴訟提起の後に請求された無効審判、貿易委員会の不公正貿易行為調査の開始決定がある事件、審判請求前に侵害禁止仮処分申請が裁判所に係留中である事件を追加的に迅速審判の対象に含めることで、特許紛争と関連する事件に対して速やかな処理を図っている。

＜表Ⅱ－２－４＞2012年優先、迅速及び一般審判の対象件数

2012年請求	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
優先審判	424	655	1,079
迅速審判	14	106	120
一般審判	3,868	9,680	13,548
計	4,306	10,441	14,747

ハ．評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで、特許紛争に巻き込まれた当事者に結果を速やかに提供するという点で高く評価できる。

しかし、依然として審判官の業務負担が大きい中で、顧客のニーズに全て応じることとは難しいため、審判請求が増える場合は審判処理期間が長引く可能性があり、侵害訴訟裁判所で特許有効性を直接判断する可能性もあるという点を考えると、今後もう少し補完すべき側面もある。

例えば、検察または警察に係留中である事件や無権利者による出願の場合、関連審判事件は多くないが、審判処理遅延による当事者の不満は相対的に大きいと言えるので、このような事件を迅速審判などに追加で含めることができると判断される。また、裁判所及び他の行政機関が審判結果を充分活用できるような制度とともに関係機関と有機的な協力システムも並行して構築する必要がある。

2. 外国審判分野との交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チョン・ソクジョ

イ. 韓・日審判分野の交流協力

1) 推進背景及び概要

2010年12月1日韓・日特許庁長官会合で韓・日両国間で審判専門家会合を開催することで合意したことを受け、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。

この会合を通じて韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換と相互理解を深め、両国の審判制度の違いと長・短所を把握して審判制度をさらに発展させるため努力している。2012年韓・日審判専門家会合では特許紛争と関連し、迅速・正確な審判結果の提供と審判品質の維持のための韓・日両国審判制度に対して議論を展開した。

2) 推進内容及び成果

イ)第3回韓・日審判専門家会合の概要

(1)日時：2012.11.14(水)10：30～17：40

(2)場所：韓国特許庁(大田)

(3)出席者

 KIPO(5人)		 JPO (5人)	
コ・ジュンホ	首席審判長	Kazuhiko, Yoshimura	首席審判長
ミン・ビョンユック	審判官	Eiji, Kobayashi	審判官補佐
オ・ジェユン	審判政策課長	Susumu, Banyi	国際化係長
シン・ジュンホ	審判政策課 書記官	Kazuomi, Iwatani	Jetro副所長
チョン・ソクジョ	審判政策課 事務官	ムン・ヒョンイル	Jetro職員

ロ)主な議論内容

(1)特許権の安定的な存続方法

2008年まで特許事件において韓国と同じ水準の無効率を示していた日本の特許無効率が2009年以降大きく減少した理由は、2009年1月の知的財産高等裁判所所長の飯村判事による審決取消訴訟において進歩性否定を厳しく制限する判決と、審判部門長による審決文に対する細心の検討、審判調査員を通じた法律諮問などを通じて審判品質を高めようとする努力の影響であると見ている。韓国は高い特許無効率に対する世論を認識し、有効推定を通じて進歩性判断の際に事後的考察を排除して判断するなど無効判断基準の適正化方案、特許権者の防御権保障に向けた訂正制度の改善など、特許権の安定的な存続に向けて多角的な研究を展開している。

(2)両国の審判品質維持のための制度及びシステムの比較

(イ)韓国特許審判院

四半期毎に審判品質評価委員会を運営し、四半期別特許裁判所の審決取消件に対する取消原因を分析・評価・検証し、優秀審決文を選定する。また、判例分析会議、審判便覧の改訂などを通じて審判基準及び実務指針を整備するとともに、審決文読会、審判官経歴別職務教育の実施などを通じて審判人材の専門性を強化している。また、当事者系審判に対する満足度を高めるために証人尋問、現場検証の活性化で口述審理の充実化を図っている。そして「口述審理争点尋問書」を積極的に活用し、陳述の簡素化、攻防の集中化を通じた審理充実性の向上を図っている。

(ロ)日本審判部

審判個別事件に対してチェック・レビューシステムを導入し、3人合議体の他に部門長が、判断が困難である場合は首席審判官も判断に参加して審理のプロセス及び内容を点検する。また、年2回企業の知財権担当者、弁理士及び弁護士が参加する技術分野別の審決研究会を開催して審決・判決のレビューを行う。無効審判の場合、全ての事件を対象に口述審理を実施し、「審理事項通知書」を通じて事前に争点事項を明確に整理して審理充実性の向上を図っている。また、審判品質を高めるために法律的助言をする審判調査員が3人審判部に配置されて審判事件を担当し、技術内容の把握及び引用例との比較などを行う。調査された内容を合議体に報告して事件の方向を提

示することで審理の促進に寄与している審判調査員は特許分野に42人、商標分野に8人が採用されている。

3) 評価及び発展方向

韓・日両国は今回の審判専門家会合を通じて特許制度の根幹である「特許権の保護強化と安定化」のための相互制度研究と情報共有の必要性を認識し、審判官の相互交流を通じて両国における共通問題を改善するために相互協力することで合意した。

特許無効率の減少方法として検討されている登録特許に対する事後的考察の排除と訂正審判要件の変更のため、日本の無効審判/訂正審判の運用実態を把握するとともに、審決取消訴訟における裁判所の審理範囲などに対する日本の判例・実務を把握し、長・短所を分析・研究して韓国の法・制度改善に参考にする計画である。審判処理期間の短縮に向けて日本で活用している審判調査員に対する運用実態を把握し、審判人材補強策に参考資料として活用する計画である。

日本は無効審判の請求人適格を二元化し、公衆審査制度を維持している韓国の無効審判制度に対して関心を示しつつ、検討中である異議申出制度を導入するために韓国制度を参考にしている。また、形式的に行われてきた日本の口述審理を充実化するため、韓国審判院の先進化した審判廷、口述審理進行方式に対して高い関心を示し、それに対する協力を求めた。

今後韓・日審判分野の持続的な交流を通じて、審判品質の向上、無効審判・訂正制度の改善など主な関心事に対する議題を発掘し、韓・日のみならず、韓・中・日3国の協力の下で北東アジア知財権発展を図っていく予定である。

ロ．韓・中審判分野の交流協力

1) 推進背景及び概要

グローバル知財権紛争の増加及び紛争内容の複雑化によって、北東アジア地域の知財権機関間の協力が極めて必要であるという認識の下で、2012年7月韓国特許審判院長が中国特許庁専利覆審委員会(特許審判院)を訪問し、2012年10月には中国特許庁専利覆審委員会の代表団が韓国を訪問して韓・中特許審判院長会談を通じて具体的な相互協力に向けて2013年3月中国北京でMOUを締結することで合意した。

2)推進内容及び成果

イ)韓・中特許審判院長会談

(1)日時：2012.10.22(月)11：40～12：50

(2)場所：韓国特許庁(大田)

(3)出席者

韓国特許審判院		中国専利覆審委員会	
イ・ジェフン	院長	王霄蕙(Ms)	副主任
シン・ジンギユン	審判6部 審判長	王桂蓮(Ms)	光電審判1部 副処長
キム・テマン	審判1部 審判長	張美菊(Ms)	デザイン審判部 審査員
オ・ジェユン	審判政策課長	齊宏涛(Mr)	行政訴訟処 審査員
シン・ジュンホ	審判政策課 書記官	李玲玲(Ms)	通信審判2部 審査員
チョン・ソクジョ	審判政策課 事務官	戴磊(Mr)	審査基準処 副処長

ロ)主な議論内容

(1)特許審判院長会談及び審判官の定期的な交流

韓・中の両審判院は審判滞積件数の解消、審決取消訴訟に対する対応、審理基準に対する調和など協力の要素が多いという共通認識の下で、相互協力に向けて韓・中特許審判院長会談、審判情報の相互交換及び審判官交流を定例化することで合意した。

(2)両国の審判品質向上と迅速化方案などに対する討議

審判品質を高めるための審判官補修教育、判例研究のための知財権制度研究会の活

性化、審判部と審査局間の審査基準一致に向けた合同会の運営、韓国における再審査の手続きと法律的な効果、侵害訴訟中に被告が無効審判を請求する場合の裁判所の審理方法、審判滞積の解消に向けた人材増員及び審判効率化方案などに対する踏み込んだ議論を通じて、両国が抱えている共通課題を解決するため持続的に協力していく計画である。

(3)評価及び発展方向

両特許審判院代表団の相互訪問は一回で終わることなく、持続的な交流として定着しつつある。また、両側が知財権紛争の迅速かつ効率的な解決と両国の審判制度発展に向けて持続的に相互協力することで合意したことによって、韓・日審判協力に引き続き、韓・中審判協力枠組みの構築は韓・中・日の3国協力へと拡大し、国際舞台における知財権制度の議論や知財権紛争においても北東アジア知財権3国の影響力を発揮することができると期待される。

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 概観

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 パク・ヨンジュ

1. 概要

知的財産の重要性は益々大きくなりつつある。富の創出と経済成長の鍵が天然資源、労働、資本など物的資源から科学技術、ブランド、デザインなど知的財産へとその重心がシフトしているためである。2012年8月サムスンとアップルの特許紛争の判決からも分かるように、特許権、商標権など知的財産権は市場独占の手段としてのみならず、後発走者の市場参入そのものを封鎖する手段として用いられている。知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の熾烈な争いが繰広げられている理由でもある。

知的財産システムに関する議論は二国間、多国間、国際機関など様々な外交チャンネルを通じて展開されており、特に多国間で展開されている議論の様子を見ると先進国と途上国間で立場の違いが浮き彫りになっている。先進国はWIPOとWTOを主舞台として知財権制度の強化に取り組んでいるが、一方途上国は開発アジェンダ(Development Agenda)の履行を強化しつつ既存知財権制度の弱화를図っていることが分かる。米国など先進国グループは「開発アジェンダ」を掲げたWIPOの行き過ぎた開発中心化と途上国の知財権規範関連議論における主導権確保は容認できないという立場をとっている。特に、米国はWIPOと開発支援事業に対する監視機能を強化するために力を入れている。一方、途上国陣営は2010年10月遺伝資源へのアクセスと利益共有に対する名古屋議定書が妥結されてから攻勢を強め、遺伝資源、伝統知識に対する事前アクセス承認及び利益共有制度(ABSシステム)及び特許出願人の出处公開義務化(Mandatory Disclosure Requirements)などのように既存特許制度の弱화를招く可能性のある新しいWIPO国際規範の創設を主張し、WTO TRIPsの改正まで主張している。また、2012年開催されたWIPOの特許法常設委員会、標準委員会などのセッションが中止とな

る事態が発生したのも、このような両陣営の対立が続いた結果である。今後もグローバル知財権システムを自国に有利な方向に持っていこうとする南北間の尖鋭な意見対立は続くものと見られる。

海外で自国の知財権が安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強まりつつある。貿易交渉で知財権分野を核心議題として持ち出すのが代表的な事例である。先進国は途上国の保護水準を高めて自国に友好的な貿易環境を作ることに注力している。これを反映して、殆どのFTAで知財権分野は一つの独立したチャプターとして構成するのが一般化している。現在進行中の韓国と中国のFTA交渉でも知財権分野を入れるべきかをめぐって両国間で駆け引きがあったのも、貿易環境による知財権保護に対する両国の観点に違いがあったためである。結果的に2012年10月開かれた第4回交渉で両国は知財権分野に対する独立チャプター構成に合意し、韓国側はこれを有意義な進展と受け止めている。

しかし、知財権制度を見る新興国の立場に微妙な変化が生じているものと解釈できる事例も確認されている。インドは「知財権国家革新委員会」を設置し、2012年「国家知的財産戦略計画の樹立に向けた草案」を公式発表した。報告書は急激なグローバル化及び技術進歩によってインド社会が徐々に知識集約的な社会にシフトするにつれ、これを支える法制と政策開発が急がれることを強調した。報告書はまた国際基準に沿った知財権法制の構築を終えた後、次の課題として知財権の創出と活用を強化する必要があると言及することで、インドの知財権制度発展のロードマップを提示した。ブラジルもまた知財権制度の改善に向けて可視的な動きを見せている。2012年10月ジュネーブで開かれた韓-ブラジル特許庁長官会合で、ブラジル特許庁長官は組織の非効率性による審査滞積問題とブラジル内の知財権認識向上の必要性などを言及し、その解決策として特許庁組織の整備、ITシステムの導入、技術移転事務所を通じた知的財産の戦略的使用の促進、PCT・マドリッド・ヘーグなど知財権国際システムの改善への参加などを推進していると紹介した。既に世界最大の出願大国として浮上した中国に引き続きインドとブラジルが積極的な知財権政策を展開していくものと予想されるため、これに対する綿密な観察が求められている。

グローバル知財権制度が発展するにつれ、知財権に関する国家間競争のみならず、国家間協力の必要性もともに増加した。2008年発足した特許分野先進5カ国特許庁協議体(IP5)と2012年発足した商標分野先進5カ国特許庁協議体(TM5)はこのような協力必要性が具体化した結果である。

IP5は国際的な審査協力(Work Sharing)を通じた審査効率性の増加、そして各国の相異なる審査制度及び手続きの調和(harmonization)を目的として発足した。2012年6月フランスのコルシカで第5回IP5特許庁長官会合が開催され、加盟国(韓国、米国、日本、中国、EPO)が全員一回ずつ会議を開催することとなった。実質的な協力成果も具体化し、グローバル・ドシエ(Dossier)の構築に向けたタスクフォースの構成、特許制度調和専門家パネルの構成などに合意した。2012年中国の加盟で発足したTM5もまた新たな協力議題が発掘され、TM5ホームページが構築されるなど具体的な協力事項が出ている。

以上のように2012年は知財権分野の国家間競争と協力が交差した一年であり、このような傾向は今後も続くと思われる。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本、ヨーロッパなど主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産競争力を強化している。特に、2012年は主要国が知財権法制の改正を通じて自国の知財権システムを改善しようとする努力が目立った一年であった。

イ. 米国

米国は2011年断行した特許法改革を履行する手続きを2012年持続的に推進した。カッポスUSPTO前長官は2011年改正されたAIA法は1836年の特許法改正以来最も重要な特許法改革と評価し、2012年年19回にわたる大規模ロードショーを含め、200回余りの説明会の実施、15の施行規則の発効をリードした。特に、米国特許庁創設以来初め

でデトロイトに衛星事務所を開所した。AIA法は2013年第1四半期中に先出願主義など一部核心条項が発効され、大半の条項がその効力を発生する。

海外に対する知財権執行の強化を狙っている米国の取り組みは2012年も続いた。米国はメキシコシティと上海に知的財産担当駐在官(IP Attach)を追加派遣し、自国企業に対する現地知財権の保護と駐在国知財権情報の収集を強化した。2012年度に2ヶ所追加されたため、米国知財権担当官の海外派遣は計7カ国9ヶ所に達している。

米国政府は知財権の重要性に対する国内外の認識を高めるための活動も続けている。特に、2012年4月米国商務部と特許庁が発表した「知的財産権と米国経済」という報告書を通じて、雇用創出と経済成長において知的財産権が占める重要性を強調した。同報告書は知的財産集約産業が米国経済の各部門で与えている影響を分析したものであるが、これによれば2010年基準で知的財産集約産業が米国全体で約4千万個以上の雇用を創出して全体雇用の27.7%を占めている。これをGDP基準で分析すると、知的財産集約産業が全体の38.4%に該当する約5兆6百万ドルの生産に寄与している計算である。

知的財産に対する認識向上に向けた米国の努力は国内で終わることではなかった。米国は特許庁傘下の国際知的財産研修院(Global Intellectual Property Academy)を通じて、知財権関連政府機関、中小企業の知財権担当者など自国民4,000人余りに対する教育訓練を実施した。また、140プログラムの130カ国の9,000人余りに達する外国人訓練課程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムの拡散を目指す米国の努力が目立っている。

知的財産を大切にする米国の政策基調はオバマ政権2期目でも続く見通しである。知財権執行関連人材と予算を増やすなど知財権の国内保護や、外国との貿易交渉でTRIPSプラス水準の知財権制度強化を要求する貿易政策基調もそのまま続くと見られる。但し、パテント・trolle(patent troll)による特許権の乱用問題が米国社会で持続的に提起されているが、それに対してオバマ大統領も解決への意志を示していることは注目すべき点である。特許紛争が特許非実施企業のビジネスモデルに転落していると

いう批判に対して、米国社会が知財権制度の改善で如何に反映していくのか注意深く見守っていく必要がある。

ロ．日本

知財権制度の改善を通じて自国の国家競争力を強化しようとするのは日本も例外ではない。

まず、日本は強い権利を創出するために特許権再審査(review)制度の新設を検討している。2013年に日本の審査待機期間が約11ヶ月に大幅短縮されるということで、特許が無効になることを未然に防ぎつつ、強い権利を作るための制度的装置として、特許権付与を前後にして第3者に対して異議申出の機会を与える方法を多角的に検討している。また、ヘーグ協定加盟に向けて協定内容と不一致する日本法の整備を推進しており、早ければ2013年上半期中に関連改正法案を国会に提出する予定である。同時に、音、匂いなど新しい商標保護方案に対して、2013年上半期中に検討結果を確定する計画である。

日本企業の国際競争力強化を支援するための取り組みも続いている。日本は特に日本企業の海外知財権活動を促進するため、特許審査ハイウェイ(PPH)対象国を拡大することに力を入れている。2012年末現在23カ国と実施中であるPPH対象国家をアセアン地域国家を中心に拡大する計画である。また、多国間PPH議論で日本はリーダーシップを発揮している。PPH関連規定が国家別に異なる形で運営されているため、出願人の負担が大きいという認識の下でPPH制度運用の国際的な共通ガイドラインを作成するために取り組んでいる。

また、日本はアセアン国家を始め新興国との知財権分野における協力強化にも多くの努力を傾けている。2012年10月ジュネーブで日本特許庁長官とアセアン国家特許庁長官らが一堂に会し、知的財産分野の協力方案に対する議論を展開した。その席ではマドリッド協定とヘーグ協定加盟への支援などに関する協力推進と、2013年4月日本で第3回日本-ASEAN特許庁長官会合を開催することに対する確認が行われた。また、

日本はインド、ブラジル、エジプトなど最近経済成長が目立っている新興国特許庁との積極的な協力関係も結んでいる。インドに対しては特許審査に関する教育訓練を提供し、インドが受け付けたPCT出願に対して国際調査を実施する機関として日本特許庁を指定することを検討することで合意した。ブラジル特許庁とは日本専門家を派遣して新規審査官に対する教育を実施することで合意した。このように日本が新興国との知財権協力を強化しているのは、新興国の経済的な重要性が日増しに大きくなりつつある現状を考慮して、日本企業の海外活動を支援する基盤を構築するためのものと解釈される。

ハ．ヨーロッパ連合

2012年ヨーロッパで最も話題となった知財権分野の 이슈は、EU統合特許法案関連事項であった。EUは加盟国別に離散した特許制度を統合し、知財権出願費用を削減するとともに、訴訟手続きを単純化するための、長い旅程の最も大きな山を越えた。2012年12月に最終採択された単一EU特許(Unitary EU Patent)及び統合特許発足法案は英語、ドイツ語、フランス語を公式言語として指定し、統合特許裁判所の中央裁判所をパリに設立するが、但し化学・医薬特許専門裁判所はロンドンに、機械工学特許専門裁判所はミュンヘンに設立することを骨子として合意された。言語問題で最後まで出席しなかったスペインとイタリアを除いてEU加盟国のうち25カ国が参加した同法案は2014年1月発効が予想されている。

偽造品取引防止協定(ACTA)のEU発効は結局失敗に終わった。EU執行委員会はACTAに対するEU批准を推進してきたが、著作権執行関連条項が人間の基本権を侵害し、インターネットの自由を毀損する恐れがあるという市民社会の反論に直面した。2012年7月、ヨーロッパ議会がACTAを最終否決させたため、ACTAのEU内発効は失敗に終わり、その未来もまた不透明なままである。

ヨーロッパ商標庁(OHIM)は2012年その業務範囲を新たに拡大した。EUは知財権の侵害防止及び知財権執行の専門性向上のため、偽造商品及び盗用に関する監視機構の機能を既存のEU執行委員会から移管してヨーロッパ商標庁(OHIM)に委託する規制案

を採択した。権利の登録機関業務に止まっていたヨーロッパ商標庁が知財権の執行、国際協力分野などで新たにその役割を拡大していくものと見られる。

二. 中国

既に世界最大の出願国として浮上した中国は2012年にも自国の知的財産制度を改善するための努力を惜しまなかった。2012年4月中国国務院は知財権審査評価システムの改善などを骨子とする「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画」を発表した。同計画を通じて中国当局はグリーン産業など新興産業関連の知財権保護政策を確定し、知財権侵害に対する処罰及び取締りを強化することを明らかにした。また、中国の地理的表示、遺伝資源、伝統知識などの知的財産資源を整理して、関連知財権保護システムを法制化することを宣言した。

知財権執行に対しては依然として先進国から疑いの目で見られている中国は、知財権執行強化に対する強い意志を示した。2012年10月開かれた中国共産党18回大会で中国国務院は知財権侵害取締りの強化を強調した。国務院は特に医療分野における偽造医薬品、偽造漢方材料、偽造医療機器などに対する集中取締りを実施し、中国国民の命と健康に対する安全を確保しなければならないと強調した。このような傾向は2012年11月最高人民検察院によって発表された知的財産侵害犯罪の専担人材育成推進計画に続いた。

中国の知財権関連法制の改正に向けた取り組みも活発に展開された。2012年8月に発表された専利法改正案は司法機関と行政機関の知的財産執行体系をさらに強化し、司法機関と行政機関が二重保護体系を構築することを主な内容としている。法改正を通じて知財権執行を強化しようとする試みと見られる。また、職務発明に関する告示(案)制定を通じて職務発明に対する補償を強化し、商標法改正(案)には色彩及び音商標を導入し、著名商標認定要件を緩和して侵害者に対する処罰を強化する規定などを含まれている。2013年には中国専利法、商標法、職務発明条例などが最終的に確定されると見られ、これに対して多くの関心が求められている。

ホ．対応策

このように主要国は自国の知財権競争力を強化するために多様な政策手段を活用している。

まず、主要国が知財権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知財権関連法制の改正状況に対する動向を把握する必要がある。変更される制度を熟知していない場合に発生し得る不利益を予防し、知財権保護関連制度と規定を充分活用するためには現地情報に対する正確なアプローチが求められると言える。

次に、激しさを増している知財権紛争の様子を見極める必要がある。現在韓国と関連する知財権紛争の大半は米国で発生している。米国企業の知財権競争力を強化するために知財権保護を強化しようとする動きと、知財権乱用を防いでパテント・トロールを規制しようとする相反する動きを見守ることも重要である。同時に、中国での知財権紛争の発生可能性にも備えておかなければならない。アップルが中国で商標紛争によって中国企業に6千万ドルを支払うことで合意した事例からも分かるように、中国で知財権は新しい収益をもたらす手段として認識されている。一部の韓国企業も中国現地企業との知財権紛争に巻き込まれていることを考えると、韓国企業の精巧な対中進出戦略が求められていると言える。

政府レベルではASEAN、インド、ブラジルなど新興市場国との知財権協力を一層強化していく必要がある。ASEAN市場は輸出額基準で中国に続いて第2位として浮上した。インドとブラジルが成し遂げている経済成長も著しい。韓国企業が知財権侵害を心配することなく現地で自由に活動できるよう、新興国の知財権当局との協力強化が一層求められている。

同時に、国際的な知財権規範関連の議論においても韓国が持続的に主導権を強化しなければならない。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の現状に合わせて改善することで、海外特許活動がより便利かつ迅速に行われるように支援する必要がある。また、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)

のような国際的知財権制度統一化に向けた議論にも積極的に参加して、国際的知財権規範が韓国企業にとって有利に作られるよう力を入れるべきである。

第2節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 ミン・ジョンイム

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって、全世界における知的財産出願が着実に増加している。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁長官が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長レベル実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長官会合を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長官会合が開催され、この会合でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5長官会合で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2011年6月東京で開催された長官会合では既存の業務協力議論に加え、特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性に対する共通認識を確認した。一方、米国とヨーロッパが新しい内部特許分類を独自開発したことで、同会合でIP5間で運営中の特許分類実務グループのマンデートに対する改正の必要性が議論された。その後、2012年6月コルシカでは5カ国のユーザーグループと5カ国の特許庁長官が共に参加し

た会議が初めて開催されたが、これは特許制度ユーザーの意見が反映できる制度的装置を設けた点で高く評価されている。また、同会議では2008年設けられたIP5基盤課題の再調整に関する必要性が議論され、日程水準の合意に至った。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長官会合が済州で開催され、5カ国特許庁長官及び実務関係者が出席した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

IP5は特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Work-sharing)を公式推進することで合意し、細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力の推進に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題を2つずつ担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気高揚、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

<表Ⅱ－3－1> IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
ヨーロッパ(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官訓練戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたものを複数の国が協力して特

許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより迅速かつ簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の国家に同時出願できるなど海外での特許獲得における顧客利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、従来先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議が速いスピードでIP5実務会議に代わり、IP5体制が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国が強みを持っている技術分野を国際共通特許分類に反映するため努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

2011年には6月に長官会合を通じて共通分類プロジェクトの加速化及び審査結果配布の適時性の重要性に対してコンセンサスを得て、業務協力の基盤としてPCT制度の発展のためには支援が必要であることに同意した。特に、同会合ではIP5協力体制の下で特許庁和(Patent Harmonization)問題を取り扱うことで合意し、以後12月に開かれた特許審査政策実務グループ会議では特許調和プロジェクトの具体的な方法及び日程に対して合意した。IP5が全世界特許出願において占める割合を考えると、これは全世界特許システム及び実務調和において極めて大きな進展であると評価できる。

また、2011年12月に開催された特許審査政策実務グループ会議ではIP5統計グループの新設が確定され、2012年7月韓国で初めてIP5統計実務グループ会議が開催されたが、このような統計実務グループの運営はIP5間業務協力をさらに促進できるものと期待される。

2012年6月フランスのコルシカで開催された長官会合では、グローバルドシエ(Global Dossier)構築に向けたTF構成に合意し、2008年樹立された基盤課題の一部が終了するなどの環境変化を反映するとともに業務協力をさらに強化するため、IP5基盤課題の見直しに合意した。このような基盤課題の見直しは2012年12月東京で開催された特許審査政策実務グループ会議で具体的な議論を始めたが、各庁の利害関係が対立したため、合意には至らなかった。一方、2012年12月初めて開催された特許調和専門家パネル会議では今後IP5で取り扱うべき特許調和に対する課題を選定するための議論が行われたが、具体的な合意には至らず引き続き議論していくことにした。

3. 今後の推進計画

2013年6月にはIP5長官・副長官会合がサフランシスコで開かれる予定であり、分類実務会議(2013年3月、米国ワシントン及び2013年10月韓国)、情報化実務会議(2013年1月、オランダヘーグ及び2013年9月、日本東京)、特許審査政策実務会議及び特許調和専門家パネル会議(2013年下半期、韓国)及び統計実務グループ会議(2013年7月、中国北京)など分野別実務会議が開催される予定である。

2013年には特許調和のテーマ選定、特許審査政策実務グループを中心とした基盤課題の見直し及びPCT制度を基盤とするIP5間業務協力の強化などが 이슈になると予想される。特に、従来は多国間で議論されたPCT及びPPHなどの業務協力課題がIP5で扱われることで、今後IP5が業務協力分野においてグローバルリーダーとしての役割を果たすことができると期待される。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二

国間会談を通じても二国間の審査協力をより拡大し、IP5協力がさらにスピードアップできるよう努める計画である。

第3節 商標5庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キョン・ミンス

1. 推進背景及び概要

損害賠償額10億ドル以上の評決で注目を浴びたサムスンとアップルの知財権紛争からも分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が浮き彫りになっている。2011年度の商標・デザイン出願の規模は全世界的に大きく増加(商標9.6%、デザイン12.5%)し、伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、中国、インドの商標・デザインの出願もまた急増しつつある。

各国における商標、デザイン出願の増加傾向とともに注目すべきもう一つの点は、一つの商標が複数の国家に出願される多国出願が増えていることである。複数の国家で商品とサービスを販売している企業にとって、一つの商標を複数の国で登録を受けて使用する商標管理が必須となっている。このような状況の中で、韓国企業の主要出願国における商標・デザイン権利確保を支援するため、商標・デザイン分野における国際的な協力強化に対する必要性が提起された。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の内容及び主要成果

商標・デザイン分野における国際協力強化に対する強い要求に応じて、韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標3庁(TM3)体制への加盟に対する議論を始めた。2009年12月に商標3庁会議に公式参加する意思を表明し、TM3は2010年商標3庁会議で韓国のオブザーバー参加を決定した。さらに一步進んで2011年5月に開かれたTM3中間会議では韓国特許庁が商標3庁会議に正式会員として参加することが決定され、2011年12月には第1回商標4庁会議を通じて商標4庁体制が本格的にスタートした。この会議では新しい会議運営規則の制定、4庁間の協力事業検討及びユーザー

グループとの共同会議など有意味な成果を挙げ、これを通じて韓国は商標・デザイン分野でグローバル協力体制を強固にするきっかけを設けた。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員参加が決定され、4庁間協力体は商標5庁間の協力体系であるTM5に拡大した。

韓国特許庁は2011年正式会員として加盟した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加することで、TM5協力の進展に貢献した。このような結果として、2012年10月開催された初のTM5年次会議では韓国特許庁が2013年TM5議長国として選任され、2013年中間会議と年次会議を主催することが決まった。

3. 評価及び発展方向

2013年TM5議長国として選ばれ、TM5年次会議開催国としての役割を果たすことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における利便性向上という政策目標に基づいてTM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割遂行や年次会議の開催を通じて韓国企業が国際的な商標・デザイン出願の際に感じる隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進められているTM5協力事業が計画とおり進められて実を結び、新規協力事業が発掘・推進されるよう加盟国間で緊密な協力関係を維持していく計画である。特に、各国の指定商品・サービス業目録が異なって発生する商品・サービス業名称の不明確さによる拒絶決定を減らせる共通認定事業目録事業、複数国の商標が一括検索できるTMview、商品名称の国家別認定状況が一括検索できるTMclassなどの事業は既にある程度結果を出している。韓国特許庁は各国の相異なる商標制度、審査基準及び慣行に対する比較分析を通じて各国の制度理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討の基盤になれる共同審査事業の提案を準備している。

第4節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 シン・フンシック

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことで、韓国の企業、研究員などが海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。それによって、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正当な保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁は米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願及び登録手続きを迅速・正確に進め、知財権紛争から正当な保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

特に、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための解決策として注目を集めた。そこで、先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と会合を開き、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められている。長官会合とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2012年の1年間特許庁はヨーロッパ、日本、中国、フランス、スペイン、オーストラリアなどと長官会合を開催し、共同先行技術調査、審査官交流など特許審査交流プログラムの施行合意、特許情報交換などに合意した。

2012年度から中国、メキシコと特許審査ハイウェイ(PPH)を施行することにしたため、韓国とPPHを施行する国は2012年末基準で計11カ国に増えた。また、シンガポール、ハンガリー、オーストリアなどとは2013年からPPHを施行することを骨子とするMOUを2012年10月に締結した。同時に、2012年には中国、日本と国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)を施行することにしたため、韓国とPCT-PPHを施行する国家は米国を含めて3カ国に増加した。

このようにPPH及びPCT-PPH施行国家が増加したため、韓国企業が海外で特許登録がより迅速かつ簡単に受けられる道ができた。海外で特許登録が受けられる新しい「高速道路」が開通しているわけである。特許庁の観点からすると、PPHとPCT-PPHは外国で登録受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単・正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高めるとともに審査期間を短縮する効果が挙げられる。2012年の1年間PPH利用件数は計1,441件に達し、PPHが初めて導入された2007年の105件に比べて約14倍が増加した。これはPPH対象国家の拡大とともに、PPHが海外で速やかに特許登録が受けられる効果的な手段であるという認識が企業の間で広がりつつあるためであると分析される。このような観点から、PPHとPCT-PPHは現在まで導入された、もしくは導入を議論している国際審査協力プログラムの中で最も成功した制度として認められている。

PPHとPCT-PPHの他にも様々な審査協力プログラムが議論されている。韓国は2012年米国特許庁及びヨーロッパ特許庁と通信制御・半導体など8つの技術分野において第2回PCT協業審査(collaborative search and examination)をパイロット実施した。また、第1回韓・米戦略的迅速審査(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)のパイロット実施に対する評価結果に基づいて、両国の審査負担軽減が図れる、改善された第2回韓・米SHAREパイロット実施を推進することで合意した。また、米国特

許庁がヨーロッパ特許庁、日本特許庁などを相手に施行しているPPH2.0パイロットプログラムに韓国特許庁も参加することで合意し、2013年からはより緩和された手続きを活用して韓国企業が米国で優先審査を受けることができる見通しである。

外国特許庁と審査官交流を通じて相手国の特許制度及び審査実務を理解するための共同先行技術調査も拡大された。2012年には中国、日本、オーストラリアなど3カ国特許庁と共同先行技術調査事業が施行され、審査協力に向けた二国間協力基盤がさらに拡大された。また、2012年12月開かれた韓・EPO長官会談と韓・オーストリア長官会談を通じてヨーロッパ特許庁及びオーストリア特許庁と共同先行技術調査を施行することで合意したことで、共同先行技術調査の施行対象国が計9カ国に増加した。

同時に、特許庁は2012年ヨーロッパ商標庁に審査協力人材2人を派遣して、商標及びデザイン分野の審査協力も強化した。

ハ．評価及び発展方向

PPH及びPCT-PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得する道が持続的に拡大されている。また、様々な審査協力プログラムに参加することで、韓国企業が高品質の特許審査サービスを迅速に受けられる基盤も整えられつつある。このような審査協力は今後も拡大されるものと見られる。

2. 知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 主務官 アム・ジェシック

イ．推進背景及び概要

知的財産が主な成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権の獲得を希望する国家も多角化している。そこで、特許庁は韓国企業の進出及び交流が拡大して

いる次世代有望経済圏の国家を中心に知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ．推進内容及び成果

2012年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、中東、南米、アフリカ地域に知財権分野協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を達成している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは、2012年6月ソウルで開催された長官会合を通じて情報化協力、ベトナム審査官向け教育課程の提供、講師派遣及びベトナムでの知財権保護強化のための協力などに合意し、二国間知財権協力を強化するための土台を確保した。

また、アジアビジネスハブとしての跳躍を夢見ているシンガポールとは、特許審査ハイウェイ(PPH)を施行する了解覚書と知財権分野の包括的協力のための了解覚書を2012年10月ジュネーブで締結した。シンガポールに進出する韓国企業のための両当局間の知財権協力インフラが大幅改善され、ASEAN国家との知財権交流活性化に向けた土台作りに成功したと言える。

これまで交流が不充分であった中東・南米地域の国家とは知的財産権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、中東地域の拠点国家であるUAEとは第3回韓-UAE経済共同委員会及び二回の実務会議を通じて特許審査協力など様々な分野の知財権交流活性化方案に対して踏み込んだ議論を展開した。また、中東地域の特許協力機構である湾岸協力会議特許庁(GCCPO)の審査能力を強化するためにGCCPOの特許審査官研修課程を提供するなど協力範囲を拡大した。南米地域の場合、メキシコと特許審査ハイウェイ(PPH)を施行するMOUを締結し、南米地域と特許審査協力をさらに拡大するきっかけを作った。同時に、2012年9月ジュネーブでブラジルと特許庁長官会談を開催し、二国間知財権協力の発展に向けた基盤を構築した。

アフリカ地域の場合、18カ国の英語使用加盟国を保有するアフリカ広域知的所有権機関(ARIPO)の特許行政情報化システム改善事業をODAを活用して支援することで合意し、そのための具体的な協力方を議論してアフリカ国家との知財権協力水準を高めるきっかけを設けた。

ハ．評価及び発展方向

2012年はベトナム及びシンガポールと知財権分野において戦略的パートナー関係を持続する基盤を構築し、他のASEAN国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したと言える。輸出額基準で中国に続いて二番目の大きな市場であるASEAN地域で、韓国企業が知財権をより簡単・迅速に獲得し、獲得した知財権は安定的に保護を受ける協力基盤が構築されたのである。

また、2012年は中東、南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を強化した1年であったと言える。今年構築された友好的な協力関係を基に該当地域内の他の国との協力範囲を拡大できるものと期待される。

新興国及び途上国との知財権協力は該当国の知財権制度発展に寄与することで、責任感のある先進国家としての韓国のイメージを高めると同時に、知財権保護の重要性も同時に認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護基盤作りに大きく役立っていると言える。

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 ソン・ギジュン

イ．WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1)第50回WIPO総会

2012年10月1日から10月9日までスイスのジュネーブで開催された第50回WIPO総会でキム・ホウォン庁長は基調演説を通じて、グローバルIPサービスの強化及び知財権活用能力格差の解消を骨子とするメッセージを伝えた。具体的には、PCT出願分布の変化を反映した人材再編政策と全体業務プロセスを自動化するためのe-PCTシステムの構築を称えとともに、韓国現地顧客に対する顧客サービスを強化するためのWIP O間国事務所設置の必要性を強調した。また、デザイン分野でも国内処理手続きの調和に向けた国際規範を構築するため、加盟国全体の協力を求める一方、知財権システムを活用して経済発展を促進するための能力開発における加盟国間の協力と助け合いの重要性を強調した。一方、国連システムの専門機関としてWIPOは加盟国に対する技術的な支援、特に国連制裁対象国に対する技術的支援と関連し、事業施行の透明性と責任が担保されるべきであると指摘した。

今回の総会では視聴覚実演に関する北京条約(2012.6.24採択)の成功を他のIP規範領でも再現しようとする加盟国のコンセンサスを得て、分野別に外交会議開催に至るまでのロードマップが設けられ、途上国は規範施行による技術的な支援の幅を拡大するために争点化しつつある。最近先進国もWIPO地域事務所の新設など国益に係わる事項に対して積極的に立場を表明した。

2)特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月にそれぞれ開催された第16回PCT国際機関会議と第2回PCT実務会議では、国際調査機関と指定官庁が同じである場合、国内出願に対して反復調査を実施しない方案など、国際審査有用性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムのパイロット実施などロードマップの主要内容に対する議論が行われた。一方、韓国

代表団は第2回PCT実務グループ会議で「3-Track PCTシステム(出願人が速い手続き、一般手続き、遅い手続きの中から選択)」というPCT改革方法を提案し、同提案をロードマップに盛り込んでともに議論することを主張した。

2010年2月開催された第17回PCT国際機関会議では「3-Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的な国際調査制度の導入時期などに対する議論が展開された。「3-Track PCTシステム」は今後PCT実務会議及びPCT総会で追加議論を進めることにし、PCT協業審査は細部施行方案を設けて参加国に通知することにした。また、各国における補充的な国際調査制度の導入時期を把握し、ユーザーに広報することを決めた。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会議では中国特許文献をPCT最小文献として追加するよう上位意思決定機構に上程することで合意し、韓国－EPO－米国間協業審査のパイロット実施に対して経過報告が行われた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方案に対して議論され、補充的な国際調査制度の活性化が必要であることが指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会議ではPCTシステム機能改善勧告案の実行結果、第三者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCTシステム開発に係わる問題と中国特許文献のPCT最小文献への追加、不可抗力な事由による期間未遵守に対する救済方案などPCT規定改正関連事項を主要議題として議論した。韓国代表団はPCTシステムの機能改善と関連し、国際調査や審査の品質を高めるために特許庁間の相互協力やwork-sharingの重要性を強調した。米国、カナダ、EPOも同じく品質及びwork-sharingの重要性を強調したが、一方南アフリカ共和国とインドは途上国の能力を強化するとともに技術的及び財政的に支援する方向になるべきであると強調した。

3)特許法常設委員会(SCP)

WIPOは1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許法の世界的な統一化に向けた議論を展開してきた。2000年特許出願人の便宜を図ると同時にコストを削減するために特許プロセスを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対

する議論を展開してはいるものの、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意までには達していない状態である。

2005年6月に開催された第11回WIPO SCPで特許実体法条約(SPLT)の対象範囲設定と関連して合意に達せず議論が中断された。2008年6月、3年ぶりに再開された第12回会議では特許システムに関する今後の検討課題として技術移転など18テーマを選定して今後の議論を展開することにしたが、「規範統一化」は議論の対象から事実上外された。

2009年3月に開催された第13回WIPO SCPはリストに載っている18テーマの中で特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人-顧客特権(attorney-client privilege)、特許情報の伝播という4つの優先課題が選定・議論された。また、外部専門家による研究進行、各国の現状を反映した専門的な報告書の作成、技術移転及び異議申出制度に関する追加予備研究の進行に合意した。

2010年1月開催された第14回及び10月に開催された第15回SCP会議では、多数の議題に対して途上国と先進国の間で熱い討論が展開された。途上国グループは「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題とし提案し、特許除外対象と特許権の制限に対して特許権の制限範囲の拡大を主張した。一方、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏って流れていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題(特許品質)を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申出申請制度に関しては研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回SCP会議は既存の4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客-代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討結果の発表及び新たに提案された議題(特許の品質、特許と保健)に対する検討を中心に行われたが、各議題に対する立場の違いによって先進国と途上国間の政治的対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバル間

題に障害になるものと想定する立場を堅持し、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を強調する方向に出るよう様々な試みを行った。一方、先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を自制する代わりに、特許の品質などの問題を提起しながら、間接的にSCPの活動にバランスを取るために力を入れた。

2011年12月に開催された第17回SCP会議では「特許品質」に対して第16回SCP会議でカナダとイギリスが提案した提案書に対する各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論されるなど、足踏み状態であった特許法調和議論が「特許品質」テーマの下で徐々に進展を見始めた。一方、途上国が提案した「特許権の除外及び例外」と関連し、アンケートに対する各加盟国の答弁内容を取りまとめて作成された報告書を補完して議論を進めることで合意した。

今回の会議で本格的に議論され始めた「特許と公衆保健」と関連してSCP開発アジェンダ関連活動の問題が議論された。先進国はWIPO内の他委員会の活動と重複を避ける方向でSCP議論が進められるべきであると主張したが、一方、途上国はSCPのマインドセットに合致する事業に対する議論は可能であると主張するなど、依然として先進国と途上国間の対立が続いた。次期SCP研究テーマとして国際特許システム、特許除外対象及び例外、特許品質(異議申出制度を含む)、顧客と特許助言者間のコミュニケーションに対する秘密保持、特許と保健、技術移転に関する議論を続ける予定である。

2012年5月に開催された第18回SCP会議では既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の除外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密保持、特許と保健、技術移転)に加えて開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの貢献」の議題が追加的に議論された。しかし、各議題に対する先進国と途上国間の尖鋭な立場の違いで主要争点の大半において最終合意に達することができず、次期会議で続けて議論することとなった。

「特許権の除外及び制限」と関連し、途上国はブラジルが提案した2段階着手に向けたケース・スタディを主張したが、「特許権の除外及び制限」は特許性基準(patent ability criteria)及び排他的特許権とともに考えるべきであるという先進国の主張によ

って2段階着手は振り出しに戻り、「特許の品質」と関連してカナダとイギリスが提案したアンケート(SCP/18/9)を回す試みは途上国の反発で白紙になった。「特許と保健」と関連し、途上国は持続的な研究を主張したが、一方先進国は三者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題を提起し、以前から進めている議論の結果が出た後に同議題研究を進めるべきであると主張した。また、「顧客と特許助言者間コミュニケーションの秘密保持」と関連し、先進国はこれに対する国際的な最小限の基準(minimum standard)または非強制的な原則(non-binding principle)を設けるべきであると主張したが、一方途上国は秘密保持のための基準は各国の国内法に従って設けるべきであるという立場を堅持した。

2013年2月に開催された第19回SCP会議では、既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、特許と保健、顧客-特許助言者間の秘密保持、技術移転)に加えて開発アジェンダグループ(DAG)が提案した「開発調整メカニズム(Development Coordination Mechanism)」議題が追加で議論されたが、先進国と途上国間の鋭い立場の違いで各地域グループ代表で構成された非公式会議を経てついに最終合意に成功した。

「特許権の例外及び制限」と関連し、ブラジルが提案した2段階着手に向けた事例研究を進める代わり、折衷案としてテーマ10個のテーマ中で5つのテーマ(私的・非商業的使用；実験・科学研究；医薬品調剤；先使用；輸送手段での使用)に対してのみ次期会議で半日セミナーを開催することで合意した。また、「特許の品質」と関連し、カナダとイギリスが提案したアンケート(SCP/18/9)回覧部分は削除し、各加盟国の協業プログラムの現状と外部情報を活用した審査事例などを整理して次期会議で議論することで合意した。「特許と保健」と関連し、途上国は持続的な研究を主張したが、一方先進国は三者協力プログラム(WIPO、WHO、WTO)及びCDIP活動との重複問題で以前から進めている議論の結果が出た後に同議題研究を進めるべきであると主張し、鋭い意見の対立を見せた。そこで最終的には事務局の仲裁案に従って次期会議で公衆保健と関連する特許の柔軟性に対する各国の活用事例に関して情報を共有する会議を開催することで合意した。

4)商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。第1回会議は1998年7月13日から17日までスイスのジュネーブで開催され、2009年度に第22回会議まで行われたが、2002年以後8回のSCTを通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2010年11月に開催された第24回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的な国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対して加盟国別に立場を表明して今後の作業計画を議論した後、これを議長要約文として採択した。

2011年3月開催された第25回SCT会議ではデザイン法条約の採択判断においては加盟国間で異見が生じたが、デザイン法と慣行に対する実質的な議論を続けることで合意した。商標とインターネットに関するテーマではトップレベルドメインの拡張による商標権侵害問題の重要性が提起されたことから、事務局がICANNの動向に対する文書を作成して次期会議で議論することにした。国家名称の商標登録排除に関する議論を続けるかどうかに関しては異見が生じたが、事務局が関連各国の状況を取りまとめた文書に各国の意見を追加・補完した後、次期会議で引き続き議論することを決めた。

2011年10月開催された第26回SCT会議ではデザイン法条約議論が開発アジェンダ勧告案(Development Agenda Recommendation)を充分反映していないという発展途上国からの指摘から、ワーキンググループを構成してデザイン法条約による費用便益の分析、条約採択が途上国に及ぼす影響などを追加研究を推進することにした。法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別検討では加盟国間で大きな異見が見られない条文が一部ピックアップされた。インターネット仲介者の

法的責任に関するinformation meeting開催の必要性に対しても合意に達したが、WIPO建物の火災によって会議が中断され、議論し切れなかった議題は次期会議で再び議論することにした。

2012年9月に開催された第27回SCT会議ではデザイン法関連の外交会議の開催など主要問題に対する専門的な議論が行われた。まず、途上国の要請で実施された「デザイン法条約に対する影響分析」に対する研究結果、デザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催可否及び同条約文案及び規則(Draft articles & regulations)案に対する条文別議論を展開した。また、「商標分野インターネット仲介者の責任」、「ドメインネーム拡張による商標保護」、「商標登録及び使用から国家名称の保護」に関する商標関連問題を議論し、デザイン関連問題(外交会議の開催、WIPO研究結果*)に対する進展は見られなかったものの、議論の最終結論は第一に「デザイン法条約の採択に向けた外交会議の開催可否」に対する合意には失敗した。第二に、デザイン関連国際条約の締結そのものに反対する国家はなかった。第三に、デザイン法条約履行と関連して途上国に対する技術支援(Technical Assistance)に対して反対する国はなかった。第四に、「デザイン法条約に対する影響分析」に対する途上国の追加研究提案に対しても合意に達することはできなかった。

2012年12月に開催された第28回会議ではデザイン法条約文案に対する交渉はもちろん、デザイン法条約の締結に向けた外交会議の開催を反対する途上国の要求とおり「技術支援」に対する議論が行われたが、既存の立場の違いを克服できず次期会議で本格的に議論することになると予想される。「デザイン法条約に対する影響分析」からとても肯定的な結果が出たにもかかわらず、途上国は加盟国のアンケートに対する答弁が不十分であると評価するとともに追加研究を強く要求したため、先進国の反発にもかかわらず非公式会議を通じて追加研究の実施が決まった。今後途上国のアンケート調査に対する回答結果が否定的に出る可能性が高いため、同追加研究の結果を注意深く見る必要がある。韓国側は外交会議の開催に積極的に賛成するという意思表示はもちろん、今回の会議で最も大きな 이슈であった「技術支援」に対してその重要性は認めるものの支援の範囲と方式は既に妥結された条約(PCT、STLT)に準じて条約文案ではなく外交会議の決議案で規定するのが望ましいと提案したため、今後追加

研究の結果及び先進国の立場などを考慮して韓国側の立場を整理し、次期会議に備える必要がある。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を構成した。

2009年会議では2008－2009会計期間のIGC権限範囲(マンドート)を2010－2011会計期間まで延長するかどうかと権限範囲に含まれる内容をめぐってアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが露呈された。両陣営は折り合いをつけて合意案を完成するため、数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長に合意し、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的に途上国陣営は(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程の設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)の3つが権限範囲に必ず含まれるべきであると主張したが、一方先進国陣営は文案交渉、日程設定には合意できるが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場を表明した。数回にわたる文案調整後、争点の中心となった文案の法的拘束力に対しては両側の立場に折り合いをつけた案が出され、合意に至った。交渉過程で韓国代表団はキムチと中国で生産されるアフリカ特産物などの例を挙げ、このような製品を伝統知識として保護することは概念上不明瞭な部分があることを指摘し、議論の生産的な進展のためにはまず先に概念の整理と法的・技術的問題点の解決を急ぐべきであると主張した。

2010年7月に開催された第1回会期間実務グループ会議では伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護方案を単独議題として議論し、核心用語に対する定義(definition)と用語解釈(glossary)が文書に含まれるべきであることを確認し、次期政府間委員会で文書上の核心用語に対する用語集の整理が行われるよう要求した。

2010年12月に開催された遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会では専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了し、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した。2011年2月に2週間開催された会期間作業班会議(IWG、Intersessional Working Group)を通じて遺伝資源及び伝統知識に対する各国専門家が参加し、各テーマに対する踏み込んだ議論を展開した。伝統知識に関しては文案別交渉よりは各条文に対する加盟国からの意見を収集して文案を整理した。一方、遺伝資源に関しては遺伝資源の目的と原則(Objectives and Principles)に対する文案を作成する上で各国の立場をとりまとめ、2011年5月に開かれた「第18回IGC」で報告した。18回会議ではIWG議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を続けた。2011年7月に開催された第19回会議ではIGC mandateの延長が最も大きな話題であったが、結局2013年までmandateを延長することで合意した。これは2011年9月WIPO総会で最終承認された。2012年2月には新しいマンドートによって8日間遺伝資源に関する議論だけが展開され、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs((Like-minded countries)提案を基に遺伝資源関連の単一文案を作成することに成功した。また、米国が提案した共同勧告文(Jointe Recommendation)に対して、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者(Co-sponsor)として名を上げて他の先進国と協力体制を構築した。

2012年4月に開催された第22回WIPO IGC会議では2011年9月第49回WIPO総会で決まったマンドートに基づいて「伝統知識(Traditional Knowledge、TK)」関連 이슈だけが集中的に議論され、目的と原理(Objectives & Principles)及び伝統知識の定義及び恩恵を受ける者などを含め12条文で構成された文案を作成し、これを今年10月開催予定であるWIPO総会で報告する予定である。今回の会議では文案交渉より既存の文案整理に多くの時間を費やした。会期中は伝統知識の定義、恩恵を受ける者、形式要件など主要問題が議論されたが、全般的な会議進行が文案交渉(Text-based Negotiation)よりはFacilitatorを活用し2012年WIPO総会に報告するための文案整理(Streamlined Text)に焦点が当てられた。韓国側代表がWIPO IGC諮問委員会委員として出席したが、加盟国のVoluntary Fundを活用して次期会議に参加する土着地域共同体(Indigenous Local Communities、ILC)を選定する諮問委員会(Advisory Board)の委員9人のうち1人に選ばれ、ILC選定のための諮問委員会に出席した。

2013年2月に開催される予定の第23回WIPO IGC会議で韓国側は遺伝資源出処公開の義務化、制裁措置、DB構築など主要テーマに対する韓国の立場を本会議及び専門家グループ会議を通じて積極的に披瀝する予定であり、韓国が属するアジアグループでも韓国側の立場を反映する予定である。米国、日本、カナダ、韓国は第20回会議で発議した「共同勧告案＊」と「出処公開研究＊」及び日本が追加で提案した「DB構築」関連の共同勧告案が遺伝資源単一文案とともに交渉文案として採択できるよう力を入れる予定である。

特許庁は今後会議が途上国に有利な方向に進められる可能性が高いため、今後も共同提案国家との持続的かつ緊密な協力を通じて同事案に対して共同で対応しなければならない。韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同レベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれの商業化を目指す国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しない確固たる対応論理を持続的に構築していく予定である。

6)国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、2009年1月1日から国際特許分類第9版が使われている。現在ストラスブール協定の加盟国は61カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くして拡張レベルに統合することで一つの分類体系のみ使用することを決めた。また、IPC発行周期を年1回電子版形態の発行を原則とするが、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は委員会 で年2回に発行数を増やせるとした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同様IPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会議プロジェクト)より優先的に改正することを決めた。EPOとロシアはナノ技術を全て含める新しいタイプの補助分類としてJセクションを新設することを主張した

が、国際事務局(IB)はナノ技術に関する文献をB82クラスに集めるとともに既存のB82Bは包括的な技術分野を扱い、B82Yのような技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国から同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会議では25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9つの技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPC分類誤謬修正及び68の定義プロジェクトの検討などが議論された。8つのセクション(A～H)に新しいセクションJ(ナノ技術)を新設するという米国の提案は分類関連ITシステムの変更、分類フレームの大きな変化などを理由に採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB82Yを新設するとともにその下にメイングループ(1/00～99/00)を作り、強制的にB82Yを使って副分類を付与することを決めた。

2010年2月開催された第42回IPC専門家会議ではIPC基本レベルを無くして現行の拡張レベルに統合することで一つの分類体系のみ存続させ、2011年から施行することが決定された。IPC発行周期は年1回電子版形態で発行し、IPC改正関連文書は2011年から修正版を適用して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議のプロジェクトと同様、IPC改正の時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先して改正することを決めた。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務グループ会議では第23回会議に続いて議論中である25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)の改正案採択可否及び誤謬修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連の電気分野)改正案に対する議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回IP専門家会議では韓国側が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表を始め、56の改正プロジェクトが最終承認され、2012年1月に改正されるIPCに反映された。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会議に引き続き積極的に参加し、世界的な競争力を持つ韓国技術分野のIPCへの反映または細分化に向

けて新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

7)マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会議ではマドリッド出願言語の追加と関連してアラビア語など4つの言語の他にも、年間1,000件以上で全体国際出願件のうち占有率3%(dual threshold)に該当する言語はマドリッド出願言語として追加できるという原則の設定に対して加盟国の殆どが賛成した。特許庁は今後韓国語も出願言語に含まれるようマドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完など続けて努力を傾けていく方針である。スイスが提案した分割国際出願(登録)の許容と関連し、「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国家からはこれに対する議論が不必要であるという意見が提示され、大半の加盟国が案件の公知遅延によって十分な検討ができなかったという問題を提起したため、国際事務局が研究報告書を作成した後、次期会議で議論することとなった。

2010年7月に開催された第8回制度改善実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方案などを議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム(Electronic forum)に開陳し、これに基づいて基礎要件廃止の波及効果及びメリット・デメリットを検討した後、次期会議で議論を続けることにした。次回会議では「国際登録の分割」許容に関する議論が予定されたことから、韓国特許庁は国内商標法上の抵触関係及び出願人の利益向上の側面から分割制度許容に対する徹底的な検討を行い、議論に備えた。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステム簡素化に向けた共通規則の改正方案などを議論した。加盟国間の「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対して追加研究を進め、これを基に次期会議で再び議論することにした。国際登録の分割制度導入に対しても加盟国間の立場が対立し、次期会議でスイスなどが具体的な対案を提示し、それに対して再び議論することで合意した。

8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダ(Development Agenda)が発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月の総会でWIPO公式活動領域として途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連の6つのクラスター(A～F)³、45の勧告(recommendation)を採択した。その具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP)は2011年まで22のプロジェクトを採択・推進している。

2010年4月に開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。その他にも第4回会議の時に議論されたものの商標分野の合意失敗によって再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規提出された「IPと社会経済的な発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に関して、加盟国は数回にわたる公式及び非公式議論を通じて合意案を作成・承認した。また、WIPO活動全範囲における開発アジェンダの

³ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

主流化を目的として、ブラジル、エジプト、インド、メキシコなど18カ国の途上国で構成された開発アジェンダグループが発足し、会議全体にわたってグループの立場を強くアピールした。

2010年11月に開催された第6回CDIP会議ではWIPO開発アジェンダ勧告と関連して履行中である事業の状況を点検し、履行方案などに関して議論した。第4回会議の時から先進国と途上国の間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題—ソリューション導出」事業に対し、事務局が会議進行中に加盟国の意見を反映した修正案を作成するなど多角的な努力によって劇的に妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も大きな異見もなく事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成して妥結された。第5回会議及び第48回WIPO総会で採択された「調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式指針」に対する後続細部議論として、総会に開発アジェンダの履行状況を報告する「WIPO関連組織の範囲及び報告方式」に対して地域別グループ会議及び非公式協議を行ったが、先進国と途上国間の意見の食い違いによって合意には至らなかった。

2011年5月第7回CDIP会議が開催されたが、新規プロジェクトの推進に積極的である途上国グループとそれに消極的な先進国グループが激しく対立した末、会議が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会議では5月会議で会議中止のきっかけとなった「途上国と最貧国間IPと開発協力増進プロジェクト」及び同プロジェクトによる「アニュアルコンファレンス及び地域間会議(inter-regional meeting)への先進国参加の可否及び資格問題」に対する議論が続開され、同問題は2012年1月まで会期間会議を通じて合意される内容によって実行することを前提に採択された。引き続き開催された第8回CDIPでは「IPと非公式経済」、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策の提示」、及び「特許とパブリック・ドメイン」など3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回CDIPでは「開発アジェンダ履行の義務を持つ関係機関の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダの採択」など以前会議の時から続けられた争点の妥結に失敗し、「開発アジェンダ関係機関」と関連して先進国と途上国間での意見の対立が続き、これに対して途上国は先進国が開発アジェンダの中心化及

び総会の指針に逆行していると強く不満をアピールした。また、「WIPOの技術支援活動に対する外部検討報告書(以下「検討報告書」とする)」の勧告の中でWIPOが履行しなければならない勧告が新規争点として浮上し、先進国はWIPO事務局が検討報告書上の勧告を分類したものの中でカテゴリBに集中すべきであるという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意出来ないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。韓国側はGeneral Statementを通じて完了した6つの開発アジェンダプロジェクトを成功したものと評価する一方、評価報告書上の勧告が有用で考慮する価値があるという意見を提示し、同時に信託基金紹介Side Eventを通じてCDIP事業の重複防止及び効率的な事業遂行に役立てるものと期待しているという立場を表明した。

2012年11月に開催された第11回CDIP会議で、先進国は開発関連プロジェクトのようなアプローチは許容できるが、「開発アジェンダ」を名目にしたWIPOの行き過ぎた開発中心化や途上国の知財権規範関連議論における主導権確保への動きは容認しないという立場を示した。一方、途上国はこのような先進国の動きに対し「IPの開発指向的(development oriented)な活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定が食い違っていると強い不満を表した。今回の会議まで韓国側は先進国と途上国間で対立が熾烈な争点に対して実益が少ないという判断の下でどちらの意見も支持しなかったが、今後もこのような立場を守るべきかどうか検討すべきであろう。前回の総会に続いて米国がWIPO技術支援における国連制裁委員会の遵守を強調したため、米国は今年浮上したWIPOの北朝鮮に対する支援問題以後WIPOと開発支援事業に対する監視を強化しているものと見られる。また、次期会議で外部評価報告書が提出されると見られるので、同プロジェクトの成功可能性及び妥当性などに対して細密に検討した後、プロジェクトを支援するかどうかを決めるとともに支援策を講じて、2013年WIPOと韓国特許庁が共同で開催する国際ブランドコンファレンスを通じて「1村1ブランド事業」の成果を国際的に広報するきっかけを作るとともに、同プロジェクトの成功に向けてWIPO担当者と緊密に協力して徹底的に準備しなければならない。

ロ.APEC知財権専門家会議(IPEG)

2005年APEC内の知財権分野で最も重要な議論事項は韓・米・日3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択判断であった。同構想と3つのガイドラインはAPEC域内の知財権侵害物品の交易防止に向けた執行体制を整えるためのもので、2005年6月貿易長官会合(MRT)で最終承認・採択された。

同構想は知財権保護に関して範囲が広範囲に及び、高いレベルの執行体制の樹立を盛り込んでいるため、加盟国からの支持獲得に難航するものと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などにおける韓国知財権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加して同構想に韓国の立場も適切に反映されるように取り組んだ。

2007年には同構想に基づいて開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知財権保護活動及び関連法、制度のような現状を加盟国に紹介した。また、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」という用語の使用をめぐる先進国と途上国間で鋭い対立が発生したが、韓国は仲裁の役割を果たした。

これまでAPECで知財権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したのであれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内各国に知財権専門家を養成するためのオンライン・コンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、それによって同事業を2009年展開した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、各加盟国は満足感を示し、それに応じて2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」を提案して事業承認を獲得した。これとは別に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国が支援できる事業を推進するため、21のAPCE加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウル「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。また、途上国地域商品のブランド化のための直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」がAPECから後続事業として承認を得たため、ブランド事業の連続性を確保した。

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された第35回会議で韓国は2011年4月採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国の竹繊維製品(「ANJIAN」)とチリのフルーツカクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果、ブランディングのガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内の地域零細業者の低評価されていた商品に対するブランディング戦略を提供し、実際にメリットの多い事業として加盟国内から好評を得た。一方、2010年9月承認された「IP-Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」事業の段階別推進計画に基づいて、加盟国知財権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011)及びe-ラーニング・コンテンツを開発・普及(2012)し、事業を成功させた。タイでも同プログラムを自国語で翻訳・活用した事例からも分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中心的な役割を果たしたと評価できる。最近APEC知財権会議の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標及び執行とともに地理的表示制、インターネット関連知財権、著作権・水際措置・放送など議論の範囲が拡大しつつある。基本的にAPEC域内の知財権発展に向けた協力関係を追及するが、敏感な問題に対しては国益によって立場が対立する様子を見せている。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知財権関連国際条約加盟の拡散」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったことがその実例と言える。今後、非拘束的な協議体であるAPEC会議の特性を踏まえて、会議を加盟国間で知財権政策情報を交換する窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な分野を発掘して事業を提案することで持続的な協力を強化していく必要があると見られる。

ハ．その他国際機関及び多国間交渉

1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は

以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきであるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などによって今も交渉が続いている。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

2007年からスピードが出始めたDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範の議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せたが、途上国の農産物輸入急増の際に緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消できず合意には失敗した。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間には特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉を行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会議では2010年DDA交渉妥結を目標に第1四半期中にDDA交渉状況を点検することで合意したが、交渉に目立った進展はなかった。2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定める一方、TRIPSで議論されているGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年開始することで合意し、その準備作業に入った。

2012年6月に開催されたWTO TRIPS理事会では主要イシューに対する先進国と途上国の意見が依然として激しく対立したため、議論が進まず、従来途上国と相互協力的な関係を構築していたEUがもはや途上国の意見に積極的に同調しなくなったことで、先進国、EU、途上国間の意見対立がより浮き彫りとなった(途上国はCBD名古屋議定書の内容(遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系)をTRIPSに反映すべきであると強く主張したが、EUはこれに反対)。また、米国はACTA以後、知財権執行イシューに対する議論を続けていくため、新しく「偽造品に対する供給網遮断を通じ

た知財権保護」に対する提案書を提出したが、途上国は同議題の採択に強く反発し、提案書の内容に対しても批判的な立場をとった。インドネシア、南アフリカ共和国を含めた途上国はACTAが先進国業界の利益だけを反映した協定であり、現時点では締約国だけを拘束する協定ではあるが、今後は執行分野でTRIPSを代替する新しい基準となって先進・途上国間RTA(Regional Trade Agreement、地域貿易協定)交渉の際に先進国が途上国に同基準を強要する状況を招く恐れがあると懸念した。知財権執行に対する議題が持続的に議論されると見られるため、韓国側は米国、日本など同事案に対して同意見である国家間における持続的な協議が求められる。

2012年11月に開催されたWTO TRIPS理事会では主要加盟国が6月理事会での消極的な姿勢から脱して積極的に意思をアピールするなど活発な議論が展開された。主要イシューに対して依然として先進国と途上国の間で意見が分かれたため、議論に進展はなかったものの、実質的かつ具体的な意見が多く提示された。米国とブラジルが提案した「知的財産と革新」関連議題は出席国から期待以上の反響を呼び、国別制度及び活動状況の紹介などを通じて相互理解の幅を広げることができた。また、大半の発表国は知財権制度の活用を通じてより良い経済状況を作って、様々な国内問題が解決できるという点に共通認識を示すなど肯定的な成果を出した。韓国側の発言後、米国代表団は韓国側に深く謝意を表した。

2013年3月に開催されるWTO TRIPS理事会では生命工学関連の議題(TRIPS協定第27条3項(生命体特許対象除外可否)、遺伝資源・伝統知識の保護など)及び最貧国のTRIPS協定適用履行期間の延長問題などが議論される予定である。韓国、米国、台湾、チリは「知財権と革新：中小企業」議題を共同提案し、これまであまり進んでいなかった議題である非違反状況の提訴、先進国の技術移転義務履行の必要性などに対して韓国側の意見を開陳する予定である。

2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利

用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報同意(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の配分条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。2010年7月第9回ABS作業グループ続開会議ではカリ草案を基に主要論点に対する意見が収集され、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て、ついに2010年10月30日第10回生物多様性条約の当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。現在、各国は国内履行に向けた法制度の整備作業を進めているが、韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成し、履行準備に万全を期している。履行において最も重要な問題は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)など多数の主要機関を指定することである。特に、遺伝資源アクセスを要求する際、PIC(事前通知同意書)を発行することになる責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間で緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書政府間委員会ではグローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立など主要議題に対して、本会議と同時に行われた各主要議題別の分科会議(Contact Group Meeting)を活用して会議時間を効果的に活用した結果、各議題別議論で進展がみられ、同事案に対する議論は今後開催される専門家グループ会議で本格的に進める予定である。同会議に対する準備及び各議題別韓国立場の整理が必要であり、今後GMBSMの必要性和様式(Modality)をめぐって先進国と途上国間で激しい意見の対立が予想されるので、それに対する対応策の構

築及び徹底した準備が必要であるという結論に達した。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会では名古屋議定書の二回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程が議論され、これまで議論されたABS情報共有メカニズム、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間利益共有体系、財政体系、資源動員関連議題に対する議論が続いた。また、グローバル多国間利益共有体系の設立及び運営方式に対しては、具体的な方案は同システムの必要性に対する国家間の合意が出来てから議論できると見られるため、今回の会議で韓国側の基本的な立場は資源利用国の立場を反映して先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという韓国側の意見を示した。また、ABS情報共有体系(learning-House Mechanism)の中でABS Clearing-Houseの役割は国内遺伝資源状況など情報システムを構築して国家間ネットワークを総括するCBD上のシステムで、オンラインポータル機能をするものであり、情報登録及び検索の許容に対する議論が続いた。

「名古屋議定書」が発効すれば、10万種余りと推定される国内固有生物資源の主権が強まり、海外資源利用時の透明なアクセス及び利益共有手続きの適用が可能になるものと見られる。しかし、各国の生物主権強化によって海外生物資源の確保に対する金銭的・非金銭的な利益共有が義務付けられ、追加的な負担が発生する懸念がある。特許庁は環境部、産業通商資源部、未来創造科学部など関係機関と機密な協議の下でこの議定書の履行過程で韓国の遺伝資源関連研究と産業活動が活発に行われるようにしつつ、韓国の遺伝資源に対する適切な保護が行われる方案として国内制度が樹立できるよう取り組んでいる。

3)国際商取引法委員会(UNCITRAL)の知財権担保立法指針作成への取り組み

企業は速いスピードで変わっていく経営環境に能動的に対応するため、資金の流動性が足りない不動産の他に資産価値の高い動産、債権、無体財産権の保有比重を増やしている。また、資本主義の発達とともに大規模な金融資本が国境を越えて移動していることから、国内金融営業環境を規定するための司法制度の整備、特に国際的な担保法制度の統一に対する必要性が以前から提起されてきた。

このようなニーズに対応して、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会、United Nations Commission on International Trade Law)は2001年第34回会期で担保取引(secured transaction)または担保権(security right)に関する立法指針を設けることを決めた。この作業に向けて第6実務作業グループ(Working Group)を構成し、2007年12月、「担保取引に関する立法指針(UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transactions)」を採択した。

しかし、殆どの加盟国が知的財産と担保間の関係を取り扱う法体系を持っていないが、一方同指針にも代表的な無体財産権である知的財産権に関する具体的かつ特別な規則が含まれていなかった。そこで、UNCITRALは知的財産担保に関する細部指針を制定して付属書(Annex)として添付することを決め、そのために実務作業グループ会議で各国の知財権専門家及び金融専門家とともに2008年5月第13回セッション(ニューヨーク)から今後2年間関連する議論を進めることで合意した。

2008年に開催された2回のセッションを通じて実務作業グループは同指針が各国の担保制度と知財権個別法令を最大限尊重するという基本原則を確立し、担保権設定の前提条件である知財権価値評価方法に対する事例(best Practice) (best Practice)収集など立法に必要な付随事項に対しても議論した。また、将来知財権に対する担保の設定、一般担保登録簿と個別(知財権登録原簿)登録簿との関係、登録の効力発生時点などに対する具体的な議論も展開された。

2009年には4月と11月に各々第15回及び第16回実務作業版会議が開催され、「知的財産担保に関する細部指針」の争点に対して各国の制度上の違いを反映しつつ、先進的な知的財産担保制度に向けた指針を構築するため智慧を絞る努力が傾けられ、多数の争点に対して立法指針の内容が確定された。

2010年2月に開催された第17回実務作業グループ会議では最後まで熾烈な論争が繰り広げられた準拠法問題が合意に至り、「知的財産担保に関する細部指針」の最終文案が完成した。この文案は2010年6月UNCITRAL理事会に上程・採択され、公式勧告案

としての地位を獲得した。

韓国は大半の大陸法系列国家と同様に個別知的財産権法に知的財産に関する担保条項を設けており、その運用スタイルも類似している。しかし、知財権担保取引の規模が主要先進国に比べると微々たる水準に止まっているため、知財権担保取引制度の活性化が求められている。そこで、制度改善のためには「知的財産担保に関する細部指針」が有用な参考資料になると見込みである。特許庁は今後知的財産担保取引に関する国際的な議論にも積極的に参加し、知的財産担保取引を活性化する方案構築に向けた取り組みに力を合わせる計画である。

二．模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)

2004年以後米国の「違法コピー組織事犯取締戦略(STOP: Strategy Targetting Organizing Piracy)」、EUの特別取締作戦「FAKE(「偽物」という取締名)」、「LION(ドイツワールドカップマスコットを取締名として使用)」の実施など先進国を中心に知財権取締侵害に対して国際的な取締を始めた。このような国家レベルでの知財権侵害取締りを実施する一方、国際的な規範としては「TRIPS(Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は各国に対する知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分な面がある。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、そこで2005年7月日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これを始めに2006年以後日本と米国が共同で構想した「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-counterfeiting Trade Agreement)」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中であった韓・米FTAと同条約が抵触する懸念があったので条約加盟を留保していたが、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結されたことで同条約に公式参加することとなった。その後、韓国は2007年12月スイスジュネーブで開催された第1回ACTA交渉に参加してからこれまで開催された8回の会議に全て参加した。

2008年末米国大統領選の後、ACTA交渉はしばらく休止期となったが、2009年に入

って3月と6月の非公式交渉、7月第5回交渉、11月第6回交渉が開催され、議論がスピードアップした。このような動きは2010年に入っても続き、1月、4月、6月、8月交渉に続いて10月東京で開催された交渉会議でACTAが妥結された。

2011年10月東京でACTA公式署名式が開催されたが、韓国及び米国、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、モロッコなど8カ国が署名に参加した。ACTAは6番目の国家の加盟書(批准書)が寄託され、30日が経過した後発効する。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第3者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第3者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を全ての知財権侵害物品の輸入と輸出に対して導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑事的没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは韓・米FTA、韓-EU FTAの妥結以後、知財権を効果的に保護するため力を入れている韓国政府の政策と軌を一にするもので、現在知財権執行に対して国際的にあまり高く評価されていない韓国の状況を考えると、今後韓国の知財権執行に関するイメージアップに貢献できるであろう。また、韓国の知財権執行に関する法制度及び産業界の知財権創出及び保護活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。

従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部など関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して後続措置を持続的に進めている。

4. 知財権分野の貿易交渉における対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 ハン・ジウン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA : Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易特惠をお互い付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなっている。WTO体制の発足(1995年)を前後にして、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなったことで、他の分野にまで協力領域を拡大しようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に拡大しつつある。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途の章に含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野における貿易環境の変化によって、特許庁はFTA交渉を通じて知的財産権分野の貿易摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護を受けられる環境を作るために努力を傾けている。

ロ．推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2004.4.1.発効)を始め、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA⁴(2006.9.1.発効)、ASEAN⁵(2007.6.1発効)、米国(2007.6.30.署名、2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.暫定発効)、ペルー(2011.8.1.発効)とのFTAに署名したり、FTAを発効した。インドとの包括的経済連携協定(CEPA⁶)は2010年1月1日付けで発効された。また、トルコ及びコロンビアとは2012年FTA交渉妥結を宣言した。(各協定の主要内容は以下の表を参照)

＜表Ⅱ－3－2＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
○韓・チリFTA (2004.4.1.発効)	○チリが韓国の高麗人参、キムチ、宝城緑茶を地理的表示で保護することで合意 ○韓国はPisco(ワイン、蒸留酒)、Pajareto(ワイン、蒸留酒)、Vino Asoleado(ワイン)の3つの地理的表示に対して独占権を付与
○韓・シンガポールFTA (2006.3.2.発効)	○韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願に対するISA/IPEA指定 ○韓国特許出願と同一なシンガポール出願の速い審査処理
○韓・EFTA FTA (2006.9.1.発効)	○2008年までローマ協約など3つの国際条約に加盟及び遵守 ○GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護
○韓・ASEAN FTA	○知財権の保護強化 ○知財権分野の情報交換及び協力強化

⁴ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合)：スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

⁵ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合)：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーベトナムと構成

⁶ Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品交易、サービス交易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

(2007.6.1.発効)	
○韓・米FTA (2007.6.30.署名、2012.3.15.発効)	○登録遅延による特許権存続期間の延長制度の導入 ○公知例外適用期間の12ヶ月延長 ○音・匂い商標の認定及び証明標章制度の導入 ○商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入 ○知財権侵害関連の民事訴訟で裁判所の権限強化
○韓・インドCEPA(2010.1.1.発効)	○PCT ISA/IPEA指定、特許手続きの簡素化などの分野で協力 ○両国特許庁間で別途協力MOU締結の推進
○韓・EU FTA (2011.7.1.暫定発効)	○GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は引き続き保障) ○医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
○韓・ペルーFTA (2011.8.1.発効)	○GIは付属書交換方式で保護 ○遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容などで妥結
○韓・トルコFTA (2012.8.1正式署名)	○GIは付属書交換方式で保護及び今後追加可能 ○有名商標保護に関するパリ協約及びTRIPS義務の遵守
○韓・コロンビアFTA(2012.8.1正式署名)	○商標権、著作権侵害が疑われる物品に対する通関保留など ○音・匂い商標など非視覚的な商標の保護

現在、韓国は11カ国と交渉が進行中(日本、カナダ、メキシコ、GCC⁷、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、ベトナム、中国、韓・中・日、RCEP⁸)である。

⁷ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議): ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

⁸ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership;東アジア地域包括的経済連携): ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランド、インドなどアジア・太平洋16カ国が参加する経済交流協定

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、特定交渉分野で続いている見解の違いなどで交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたってFTA交渉が行われた。知財権分野は第13回交渉で妥結された後、議論が暫定的に中断された状態のままであったが、2012年10月会期間交渉を通じて再交渉を推進している。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA⁹)形式で交渉が進められたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたってFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたってFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場であり、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年5月まで4回にわたってFTA交渉が行わ

⁹ Strategic Economic Complementation Agreement : 全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

れ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

インドネシアとは2012年7月から12月まで2回にわたってCEPA交渉が行われたが、知財権分野に対しては別途の会議が開催されなかった。しかし、次期交渉からは具体的な協定文の内容に対して議論する予定である。

中国とは2012年5月から10月まで4回にわたってFTA交渉が行われた。以前から交渉範囲に知財権を入れることに対して否定的な立場を示してきた中国側を説得した結果、両国は知財権分野の独立チャプター構成に合意した。次期交渉から作業グループ構成を通じて具体的に両国の法・制度の改善事項及び協力関係に対して議論する予定である。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月交渉開始を宣言し、2013年から知財権に対して本格的に交渉を始める計画である。

ハ．評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していく見通しである。2013年上半期中に開催予定である中国との第5回FTA交渉から知財権分野に対する本格的な議論が始まると予想される。韓・中FTAは両国の経済規模、貿易量、地理的隣接性などを考慮する時、どの国とのFTAより大きな影響を与えるものと予想されるため、交渉開始前から研究事業を実施し、関係機関の意見を集めるなど政府レベルで交渉準備に万全を期し、戦略的な交渉対応を通じて韓国企業に有利になるような交渉妥結を目指している。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTAとRCEP交渉開始を通じて近いうちに名実ともに北東アジア経済時代を迎えると見られる。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知財権保護において既に相当なレベルに達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大にする戦略の樹立及び持続的な努力が求められる。

第5節 最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングの拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 イ・ジンファ

1. 推進背景及び概要

2012年国内スマートフォンユーザーが3千万人を超えるほどスマートフォンの人気が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。このような貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、その後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2012年基準1人当たり国民所得2万3千ドル、GDP世界12位の経済大国となった。

韓国がこのように目覚ましい成長を成し遂げた主な要因としては韓国国民の勤勉性と優秀なマンパワー、政府の政策支援などを挙げられるが、1945年植民地支配から解放されてから50年余りの間、現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達する先進国からの援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

知識基盤社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を後進国も享受できることを証明し、先・後進国間の知財権格差を縮める努力が必要である。

韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓国

特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の普及と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言えば、先進国では活用度が高くないが、途上国では効用が大きい技術である。

アフリカでは数百万人が水不足で苦しみ、子供5人うち1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲める水は数km離れているところにあるため、水を運ぶことは大変なことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染した上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E.F.シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかかわらず商標及びブランド力の不足で適正な評価を受けられない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官がフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍も増える成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

2. 推進内容及び成果

2012年には適正技術の開発・普及事業を拡散するための協力機関としてGood Naver sのみならず韓国ハビタットが追加・拡大された。

Good Naversはグアテマラ低所得層の調理環境を改善することを提案した。調理過程で発生する煙は女性と児童たちの健康に深刻な脅威となっており、それを改善することができる調理用ストーブの開発を要請した。現地に適合する技術を開発するという適正技術の趣旨とおり、グアテマラ現地を訪問して現地で簡単に手に入る材料とメイン料理の調理過程に適した調理用ストーブを調査・開発計画を設計した。

熱効率を高めつつ薪の使用量を減らし、煙筒を設置することで家の中の煙発生量を減らした。また、低所得層が買える水準まで価格を下げ、2012年12月に試作品を製作した。現地テストを経てから外部機関との協力を通じて拡大・普及する予定である。

韓国ハビタットはネパールで普及中である竹の木住宅と関連して、同住宅の断熱性能が低いため、夏と冬の温度差が40℃に達している問題点を改善する技術開発を要請した。そこで、竹の木住宅の壁の厚さを補強するとともに、屋根から流入する外部空気を遮断できるように屋根の構造を改善することで断熱性能を高める方法を開発した。

開発された技術を活用してサンプル住宅を現地に建て、サンプル住宅の断熱性能をモニタリングした後、ネパールハビタット側が住宅を普及する際に活用する予定である。



<調理用ストーブ>



<竹の木住宅サンプルハウス>



2012年ブランド獲得支援事業としてはカンボジア農産品のブランド獲得を支援した。需要調査の結果、カンボジア商務部がカンボジア農産品の品質及び付加価値を高めるためのブランド支援事業を申請したため、Red riceとLongan(トロピカルフルーツ)に対するブランド確保及び商標権出願を支援した。

また、地域商品のブランド化及び知財権活用事例を共有する「1村1ブランド」セミナーを開催し、知財権を活用した付加価値の向上及び製品販売拡大戦略などに対するコンサルティングを展開した。



3. 評価及び発展方向

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味を持つ試みと言える。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べ、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、同事業を民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にしたこのような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると見られる。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 概観

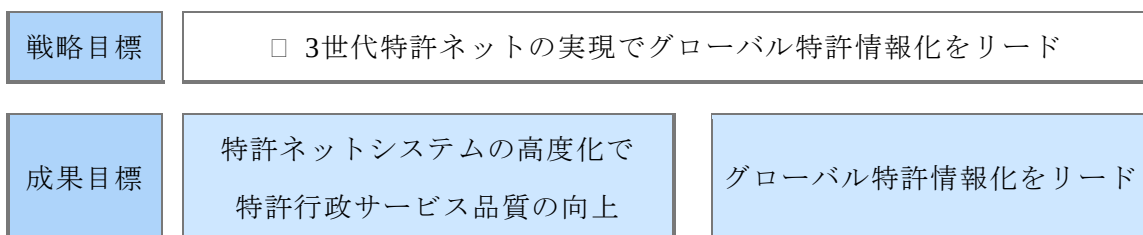
情報企画局 情報企画課 技術書記官 イ・ドンヨン

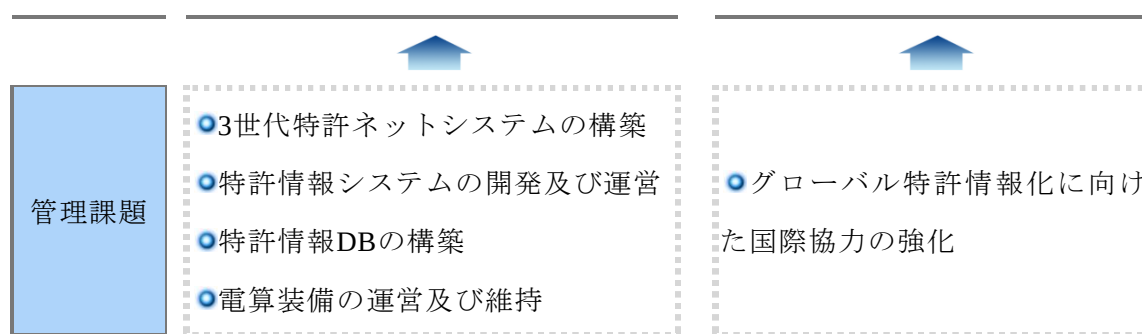
1999年特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつ高級なニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡散し、WIPOなどとの協力事業の推進で特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

まず、2009年から推進してきた3世代特許ネットシステム構築事業を1段階完了することで出願人によりシンプルな電子出願環境を提供し、審査・審判官により便利な審査環境を提供するとともに、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のセキュリティを一層強化した。また、国民が国内外の産業財産権をより簡単・便利に利用できるよう特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

最後に、米国・ヨーロッパなど先進特許5庁(IP5)とグローバル特許審査情報システム(Global Dossier)構築の推進、モンゴル・アゼルバイジャン・アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)など主要戦略国家への韓国型特許行政情報システムの拡散、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力)との情報化共同協力を通じてグローバル特許情報化をリードした。

<図Ⅱ-4-1> 戦略目標の体系図





第2節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットの開発

情報企画局 情報開発課 放送通信事務官 ソン・ドングック

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進

国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

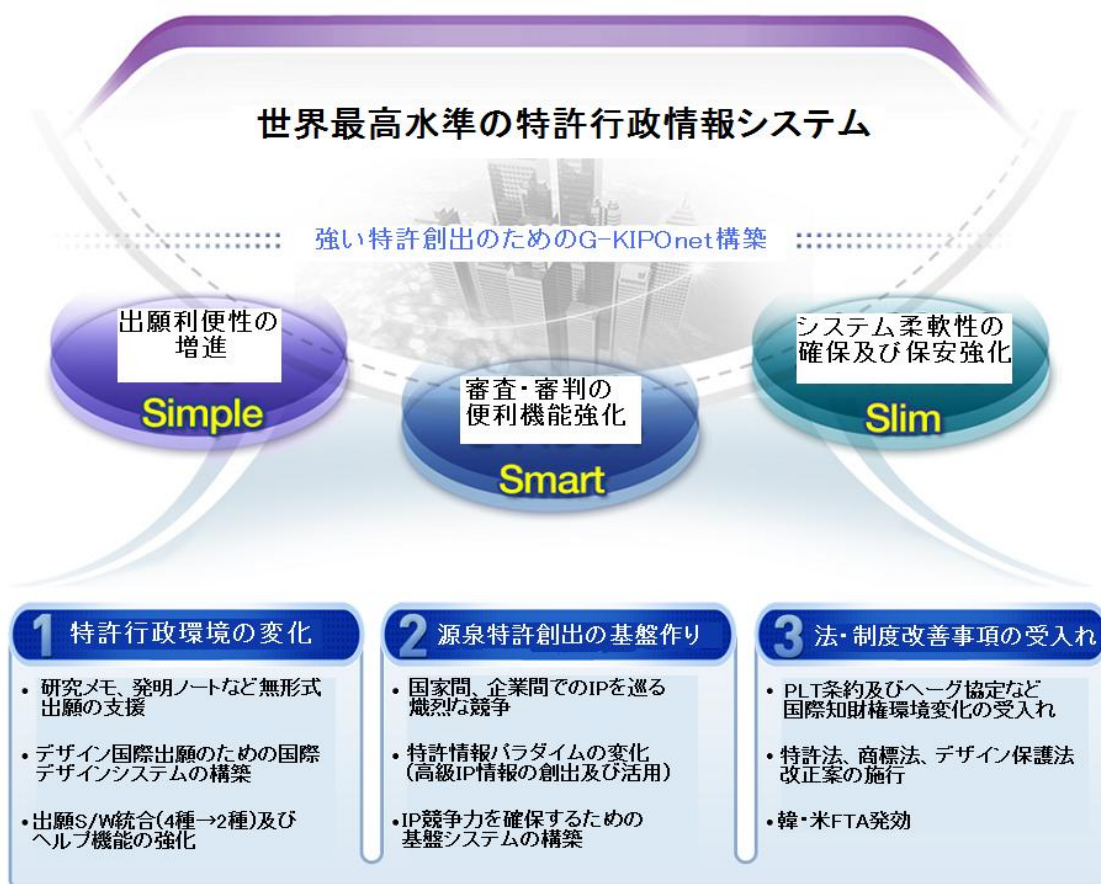
イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を段階的に進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進中である。

ハ. 主な推進内容及び成果

<図Ⅱ-4-2>3世代特許ネットの開発目標



2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。また、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索し、国内出願書類をPCT国際出願書類に自動変換可能な出願システムを構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率をアップさせるために24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明

細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システムの共通機能モジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのため、従来US7ASC II形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

二．評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。ヘーグ協定、特許法条約、シンガポール条約、ロカルノ協定、ウィーン協定など国際条約加盟による法改正をシステムに反映して3ヵ年計画で推進された3世代特許ネットは2013年6月に構築を完了して最終的に開通する予定である。

2. 検索システムの高度化

情報企画局 情報企画課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

検索システムは国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確に探せるように構築された情報検索システムで、特許庁内部の審査官及び審判官が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるように提供する検索システム(KIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及びKIPRISシステムに対する高度化事業を持続的に推進し、英→韓、日→韓の機械翻訳サービスの品質向上に向けて翻訳辞典及び翻訳メモリ構築事業を持続的に進めている。最近は中→韓の機械翻訳サービスを構築している。中国特許文献、標準文書などの検索DB構築範囲の拡大を通じて高品質審査の基盤を整えている。

＜表Ⅱ－４－１＞2008年～2012年検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008	・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開DBの分離などDBセキュリティ強化及び国民に対するセキュリティ強化
2010	・ 検索システムの高度化

	- 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATIONなど有料DBの構築範囲の拡大
2011	・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB一部を構築
2012	・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築

ろ. 推進内容及び成果

1)KOMPASS及びKIPRIS検索性能・利便性の改善

KOMPASSの場合は移植及びメンテナンス性を高めるために商標検索システムの標準フレームワークを適用し、生命工学検索時の利便性を高めるために生命工学書誌・序列複合検索及び結果内の再検索機能などを実現した。

KIPRISの場合はホームページのウェブアクセシビリティ及び脆弱性を改善し、便利なナビゲーション構造などを適用することでユーザーの利便性を改善した。また、最近では初級者用のKIPRISホームページ及びKIPRISモバイルウェブを構築しているが、これを通じてより簡単に知的財産情報にアクセスできると期待される。

2)KOMPASS及びKIPRISの開発・運営環境の連携

シソーラスDBを活用した類義語・同義語拡張検索機能、IPCとECLA、F-Term、FIなどのマッピング機能、最新検索及び翻訳辞典の提供などKOMPASS及びKIPRISに適用可能な機能の開発・運営環境を連携・適用した。

3)資源利用の最適化

検索DBのKOMPASS及びKIPRIS共同活用体系の構築を通じてデータの重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じて資源利用の最適化を実現した。

4)セキュリティ・リスク対応システムの構築

KIPRISの個人情報保護のために住民登録番号が要らずに会員登録ができるようにI-PINを導入し、ログイン・セキュリティを強化するためにHTTPSプロトコル及びキーボードハッキング防止ソリューションを適用した。また、サービスに対するセキュリティ脆弱性を全体的に再点検することで安定性をさらに高めた。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともにKIPRIS検索回数も2009年23,786千回から2012年33,085千回(KIPRIS^{Plus}を除く)へと39%が増加し、訪問回数は2009年13,863千回から2012年17,972千回へと30%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。最近3年間を見ると、KIPRIS提供情報件数は2010年30,585千件から2012年50,225千件へと64%増加した。審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるために持続的に機能高度化を推進している。

今後セマンティック検索、イメージ検索など最新検索技術を適用した検索システムを構築することでユーザーの検索意図を反映させ、検索正確度の向上及び非特許文献、標準文書などの検索DB構築及びこの検索サービスへの支援を通じて高品質の審査に貢献し、海外先行技術情報に対する言葉の壁を低めるために既に構築されている英→韓、日→韓の機械翻訳サービスの高度化及び中→韓の機械翻訳サービスを支援する予定である。

第3節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ヒボン

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月特許ネットの開通と同時にスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における20の応用システム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における15の応用システム運営を委託している。

また、特許ネット基盤システム運営業務はDBセキュリティの脆弱性及び特許情報流出などセキュリティ事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報流出のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、安定的なサービスの提供を通じた特許ネットサービス品質向上のための基盤を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

1)応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における20の応用システム及び一般行政分野における15の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

また、2011～2012年には特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に応えている。

また、2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算資源を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、ユーザー支援、特許電算センター・統合管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティ運営、KIPO-Cloud運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた方式を、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際レベルのITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を高めるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、ユーザー支援、現場支援、顧客満足度など国際水準のサービス品質及びユーザー支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2012年には3世代開通による性能改善及び事前障害予防に向けた性能TFTの運営、老朽化した電算資源の取替え及びサービス統合管制体制を構築した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業として遂行するとともに、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、昨年に続いて性能専門担当組織の新設、統合管制センターの運営及びSLA評価指標に回答時間短縮率、性能改善提案件数、サービス管制対応時間などユーザーが直接肌で感じられる指標を選定し、基盤システムの安定に万全を期する予定である。また、SLAのインセンティブとペナルティー規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的・計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供するために特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的にさらに高めていく計画である。同時に、中小企業の直接運営参加がさらに拡大する状況に備えて運営マニュアルなどをより細密でより合理的な引継・引受手続きを踏んでいく方針である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 主務官 イ・ジェブ

イ. 推進背景及び概要

国内外の経済パラダイムが知識基盤経済にシフトしていくにつれ、知的財産の重要性が浮き彫りになり、2000年度からは特許出願件数が10万件を超えるなど知的財産権

の出願が急増している。そこで特許庁では審査処理期間を短縮するとともに審査品質を改善するために審査官業務能力の強化と業務効率の向上が重要な課題となっている。

特許庁は各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有して業務能力を強化する必要があるという認識の下で、2000年12月政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識経営をリードしていく上で一つの出発点となった。更に、2001年8月に「知識管理及び補償に関する指針」を制定し、同年9月に知識管理システムを構築し、本格的に特許庁職員の知識を管理することができる基盤を構築した。

その後、知識管理システムが単純に知識を蓄積する保管所の役割を果たすのではなく、情報全体を一つのシステムで収集・活用するポータル(Potal)として機能するように、審査・審判システム・検索システム及びオンナラシステムなど特許庁の全ての情報システムと知識管理システムを有機的につなげる作業を進めた。それによって一つのシステムで業務上の利便性と効率性が共に高まる知識経営が可能となった。

2005年からはこれまで蓄積してきた特許関連の法・制度及び審査・審判などの知的財産権情報を外部と共有するため、NAVER、EMPASなどの民間ポータルでも検索できるようにし、2011年には韓国電子通信研究院など19の研究機関もリアルタイムで情報を提供している。

＜表Ⅱ－4－2＞知識管理システム(KOASIS)の主なサービス

知識 共有	自分が保有している業務ノウハウ、参考資料などを登録及び共有
	業務に必要な情報をオープンして質疑応答できるQ&Aの運営
知識 検索	知財権関連の法令及びマニュアルをテーマ別・部署別に体系化したIP法令総合情報システム
	統計、報告書などの業務参考資料をリアルタイムで確認できる空間

コ
ミュ
ニ
ティ

オンライン空間での職員間の自由な討論文化を定着させるための掲示板

研究会、同好会などの小さな集まりを活性化するためのコミュニティ運営

ロ．推進内容及び成果

2012年にはIP法令総合情報システムの構築によって、知的財産権関連法令、マニュアル及び判例などの基本情報とともに条文別の関連情報、審査類型別判例情報までワンクリックで照会・活用できるようになった。そして、韓国特許庁が使用している業務用語を定義したり、審査業務ノウハウなどの知識を伝授するためのIP政策百科事典、共通の関心事を持っている職員たちが情報を共有してコミュニケーションできるオンライン空間である情報共有コミュニティも追加で設けた。また、知識管理システムの検索インターフェースを高度化することで検索の正確度を高め、様々な検索オプション機能を提供することで1回の検索で知識のみならずコミュニティ、法令、業務マニュアルまで簡単に検索できるようにした。

ハ．評価及び発展方向

これまでは高品質の知識を共有・活用するコンテンツの開発に重点をおき、知識情報とシステム規模の量的な発展にばかり力を入れてきた。2013年には実際ユーザーが知識管理システムをより便利に利用できるよう、知識登録及び照会機能を最適化させ、知識運営に関する全情報を盛り込んだ知識管理マニュアルを製作・配布する予定である。また、少人数グループ間で知識共有が活発に展開されるようにコミュニティ活性化も積極的に支援する予定である。

< Ⅱ-4-3 > KOASISのホームページ画面

KOASIS 통합검색 검색

관리 | 도움말 | 사이트맵

TODAY
03.21 (목)

[지식마당](#) | [지식Q&A](#) | [업무마당](#) | [열린마당](#) | [알림마당](#) | [커뮤니티](#) | [마이페이지](#)



Schedule

창립일정 | 주요행사 | 간부회의 | 간부회의동영상

- 주요국장 티어링 09:00
- 국별 주요 현안 보고 10:00
- 출입기자 오찬 간담회 12:00

My Menu

특허넷

특실검색

심판결문검색

특허통계

온나라

Help Desk

IP법령 통합정보

상표검색

디자인검색

T-Pion

특사경

사용자지원 (PC 및 프린터)

최근소식

공지	언론	인사	행사	검사	HOME
특허법개정전문 통령을 본부장 특강(창조경제시대의 정...					2013-03-21
【심사관 선거교육】 '바이오의약품(I)' 상황 안내(4.11....					2013-03-21
【심사관선거 교육일정 일부변경 안내】 컴퓨터 배모리 및 인...					2013-03-18
고양삼송 현대힐스테이트(A-6블록) 공무원 우선 선착순...					2013-03-20
특실심사 알림하면이 빨라집니다(설문조사)					2013-03-19
고양 선착순서 목록 안내(5차)					2013-03-20

지식샘

최근지식	인가지식	우수지식	지식Q&A	HOME
IP NEWS DIGEST (2013-03-19)				2013-03-20
정책담당자가 꼭 알아야 할 미디어 소통 TIP				2013-03-20
시행령 제52제5항 및 제6항의 적용 범위에 관해				2013-03-19
3월 2주차 지식재산 정책 주요동향				2013-03-18
유형연립 단일특허제도의 주요내용 및 시사점				2013-03-15
최신 디자인보호 이슈 및 업계 동향(13. 3. 11일자)				2013-03-15

우리는 한가족

통고통학	나눔장터	이심전심	HOME
특허법 사무관 연락처입니다. (중국 유학)			2013-03-20
드래곤보트 아카데미 및 패스티벌 운영 안내(비용 무료)			2013-03-20
【송준소식】 전기심사관 심사관 병부상			2013-03-20
2013년 인라인 동호회 첫 정도 사전입니다.			2013-03-19
3월의 특허청 플레일 경기 코스(보문산) 및 장의 안내			2013-03-19
【송준소식】 심사관 부원상(원동기계심사관)			2013-03-19

복무 | 경관wave | 교육 | 경보화 | 기타

- 성과관리
- 재택근무

마이페이지

해당부님 환영합니다

마일리지 | K-point

나의 지식샘 | 열람관리

온 나라

- 문서관리카드 4 건
- 지식사항 0 건
- 배모보고 0 건
- 공유공람 91 건

IP법령통합정보시스템

- MY서재 법령충량예규
- 업무해뉴얼 관례심사사례
- IP정책백과사전
- 커뮤니티(질문,통호회)

Link

- 자세한 TOP 10
- 설문조사
- 계시물 통합조회
- 인기태그
- 특허기술성 추천
- 정책제안 (아이디어뱅크)

第4節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権情報データの拡充及び管理

情報企画局 情報管理課 電算書記官 キム・ゴンヒ

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるよう、1999年から国内外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外33の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2012年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは22,078万件に達しているが、これは前年に比べて1,865万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOデータの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要事項として登場した。そこで韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してデータエラーの発生を防止し、既に蓄積されているデータのエラーを自動的に探知及び整備できる体系も構築した。2012年にはデータの流れを統制し、システム間の連携を通じてエラー発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データ流れ管理情報システム」を構築した。

2) 検索DBの構築状況

＜表Ⅱ－４－３＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ～ 1901	Text	260
	公開公報	1983 ～ 1998	Image	786
		1983 ～ 1905	SGML	1,220
		1905 ～	XML	1,089
	公告公報	1947 ～ 1998	Image	286
		1979 ～ 1905	SGML	835
		1905 ～	XML	820
	英文抄録(KPA)	1979 ～	SGML	1,870
日本	書誌	1975 ～ 1998	Text	6,968
	公開請求項/明細書	1986 ～ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ～ 1993	SGML	929
	特実公開登録(実用)公報	1971 ～ 1996	Image	8,045
		1993 ～ 2004	SGML	4,372
		1904 ～	XML	3,541
	特実公告	1950 ～ 1979	Image	1,765
		1994 ～ 2004	SGML	1,522
		2004 ～	XML	1,552
	特許抄録イメージ	1975 ～ 1996	Image	5,159
	日本特許英文抄録(PAJ)	1976 ～	SGML	9,309
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974 ～	Text	85,467
	ヨーロッパ公開 (Espace-A)	1978 ～ 1999	Image	914
		1975 ～ 2004	SGML	1,477
		2004 ～	XML	1,030

	ヨーロッパ公告 (Espace-B)	1980 ～ 1999	Image	356
		1980 ～ 1994	SGML	742
		2004	XML	419
	国際公開パンフレット (Espace-world)	1978 ～ 2002	Text/Image/SGML	1,266
WIPO	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	2,041
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,971
		1976 ～	SGML/XML	4,540
	特許公開	2001 ～	Image	3,252
		2001 ～	SGML/XML	3,259
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	402
イギリス	特許公開	1991 ～	SGML/XML	237
中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985 ～	Text/Image/XML	12,139
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	700
オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	779
ドイツ	特実公報	1991 ～	Image	1,434
フランス	特許公報	1992 ～	Image	273
計		176,849		

＜表Ⅱ－４－４＞デザイン検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960～	Text/Image	4,217
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image	181
	国内公報	1966～	Text/Image	5,611
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image	244

	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948 ～1991	Image	132
	カタログ	1980～	Text/Image	10,225
	画像デザイン	2003～	Text/Image	336
	フォント	2004～	Text/Image	94
	実用新案デザイン	1970～	Text/Image	2,903
日本		1965～	Text/SGML	1,294
		1965～	Image	5,242
	ドイツ	1988～	Text/Image	1,193
	WIPO	1999～	Text/Image	466
	OHIM	2003～	Text/Image	2,830
	過去海外資料	1975～	Text/Image	1,867
	米国	1997～	Text/Image	424
	計	37,530		

＜表Ⅱ－４－５＞商標検索DBの構築状況

(2012年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950～	Text	2,756
	見本イメージ	1950～	Image	2,590
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image	151
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	527
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	379
合計		6,403		

3)評価及び発展方向

世界最高水準の特許情報サービス体系の実現に向けて海外特許データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に従って体系的に推進するため、2012年度に特許情報分野の情報化戦略計画(ISP)を樹立した。

現在国内・外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してデータエラーを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

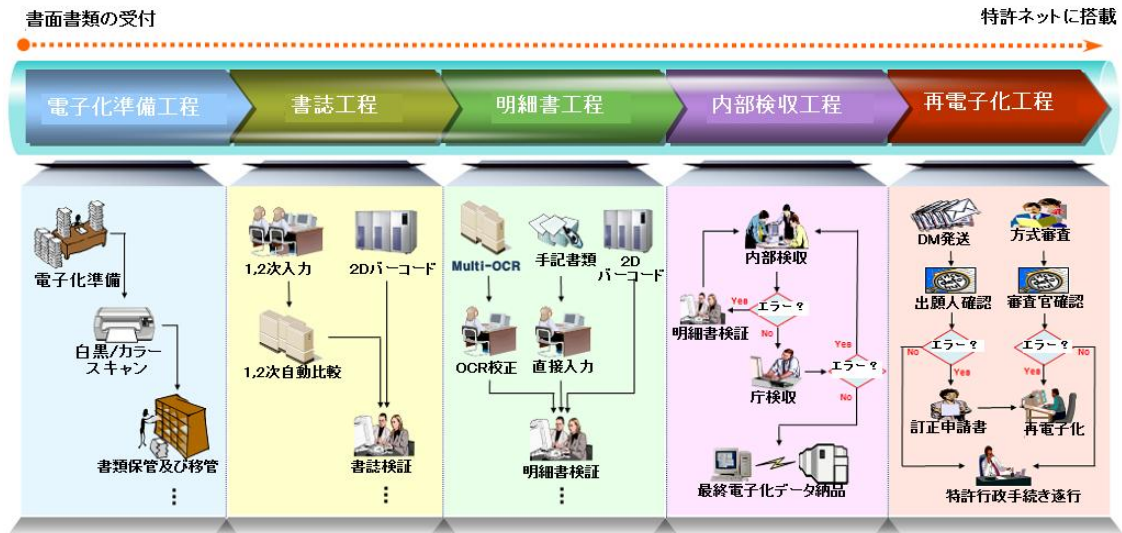
今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国データを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ．特許文書電子化センターの運営

1)推進背景及び概要

特許庁は紙の要らないペーパーレス(paperless)特許行政を目指しており、書面で受付られた全ての書面書類を電子化している。そこで特許庁は特許法に基づいて特許文書電子化機関である特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立し、韓国特許情報院に委託して電子化業務を推進している。電子化センターでは特許庁に提出される産業財産権書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)の全てを特許ネットで活用できるよう電子化している。また、低所得者層に対する無料特許情報検索及び電子出願教育の実施を通じて特許情報の活用及び電子出願の利用拡散に寄与している。

＜図Ⅱ－４－４＞戦略目標体系図、電子化処理工程の流れ図

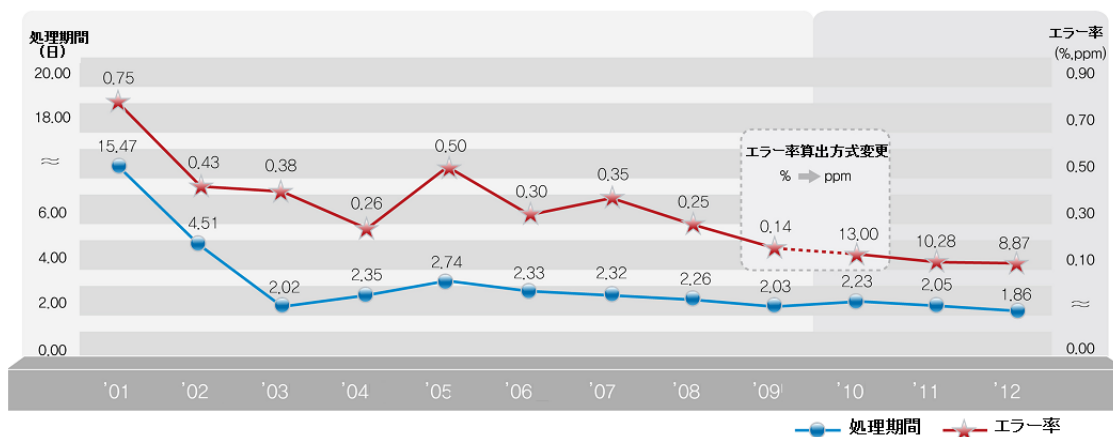


2) 推進内容及び成果

10年間余り特許文書電子化事業を推進し、紙文書保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの削減を通じて約4,434億ウォンの経済効果を達成し、行政処理過程で紙を無くすことで約176.7tの炭素排出量削減効果をもたらした。電子化対象書類は1,098種で、2012年には特許庁に提出された書面書類計7万件余りを特許ネットで活用できるよう電子化することで迅速かつ正確な審査・審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理しているが、2012年に8.87ppm¹⁰を達成した。

＜図Ⅱ－４－５＞戦略目標体系図、年度別電子化処理期間及びエラー率の状況

¹⁰ PPM(PPM, Parts Per Million)：百万率、電子化100万ラインのうち、エラーライン数



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業インキュベーターセンターなど特許情報に詳しくない人々を対象に出前出願支援教育を実施している。特に、2012年には332回の教育(6,996人が受講)を通じて教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

<図Ⅱ-4-6> 戦略目標体系図、年度別特許情報検索及び電子出願出前教育の回数及び教育人数



3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットが開通して以来特許電子出願率は持続的に増加して2012年96.0%に達したが、電子出願率の増加が限界点に達しているため、書面出願による電子化作業は続く見込みである。これまでの電

子化事業のノウハウを基に今後も電子化処理所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データ確保に向けて引き続き努力を傾けていく計画である。

また、知財権の大衆化のために特許情報に詳しくない人々を積極的に発掘し、出前教育を通じて特許情報検索教育及び電子出願教育を拡大していく予定である。

ハ.データ管理専門担当組織の運営

1)推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために同専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2)推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化し、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラー・漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式の導出、データ整備のマスタープラン樹立など、データ品質管理の基盤を構築し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関としては初めてデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、データ品質管理の義務化水準を強化するために「特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は以下のとおりである。

- 1.データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
- 2.データ管理手続きの樹立(第3章)
- 3.データベース及びデータアーキテクチャー管理の体系化(第4章)
- 4.データ品質管理協議会規定の構築(第5章)

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化を図るため、EPOなど先進特許庁と国内役所及び民間銀行の情報化インフラをベンチマークし、2012年特許ネットⅢの開通に伴ってこれに最適化したデータ構造運営のためにデータ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を前年に比べて高めることができた。

2012年には「特許データ品質管理先進化事業」を通じて3極特許庁水準の最先端デ

ータ管理体系構築戦略計画を樹立し、データ流れ管理情報システムを構築することで、データエラーの発生原因を追跡・分析する機能によってより迅速・正確なエラーの整備が可能になった。

このような努力で2006年397件であった特許データ検証式が2012年基準5,200件余りまで特許ネットのエラーデータ監視範囲を拡大し、データ品質の正確度は毎年増加して2012年現在データ品質正確度は99.56%に達している。

＜表Ⅱ－4－6＞年度別データ品質の正確度

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
データ品質 正確度(%)	96.32	96.97	97.80	99.27	99.35	99.41	99.56

＜表Ⅱ－4－7＞2012年度データ管理業務処理の状況

(単位:千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB 構築		システム運営管理			特許情報 共同活用
	検証式	BR 分析	検証式による データ整備	国内	国外	公報 発刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	3,513件	19件	4,180件	2,270	8,351	415	38	18	50,569

3)評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。そして、優秀なデータ担当官

及び品質改善活動優秀者に対する様々な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体系を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

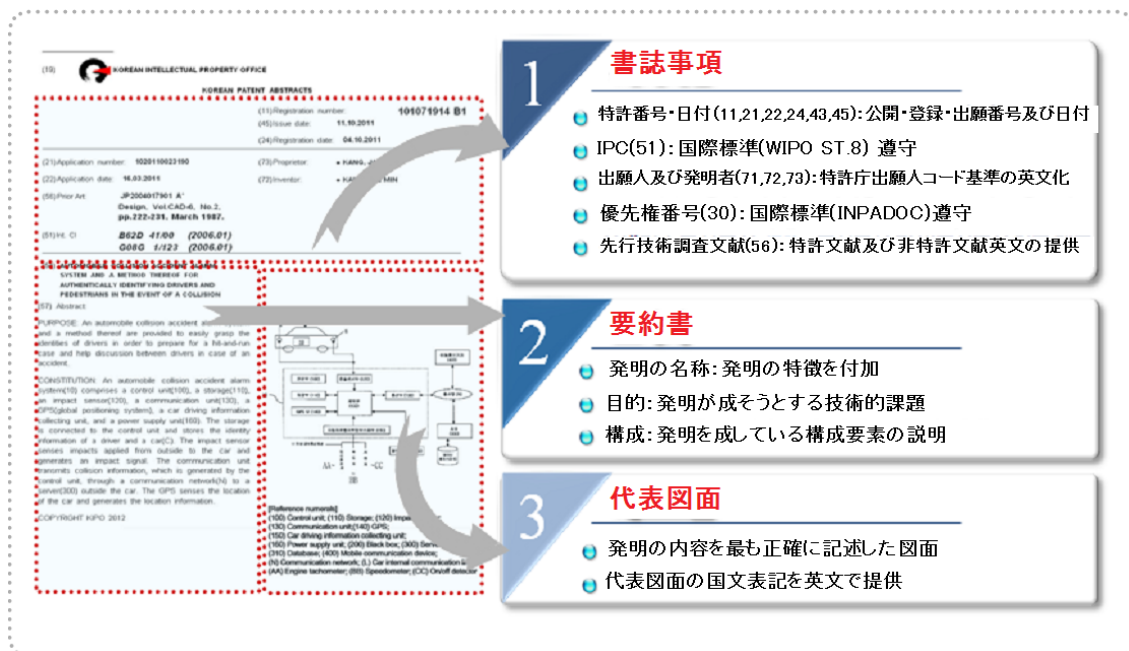
特許庁は海外で国内知的財産を保護すると同時に特許多出願国家としての地位を高めるため、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA¹¹)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外で韓国の特許技術を保護する上で先行特許技術調査及び技術動向把握のための資料として海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

2005年10月WIPO総会で韓国特許文献がPCT最小文献に含まれたことを受け、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小文献として提供している。

韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の主要内容を海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。

¹¹ KPA(Korean Patent Abstracts)

＜図Ⅱ－4－7＞韓国特許英文抄録の構成項目



ロ.推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)が共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年から国内出願技術の海外保護を強化するために韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2010年にはKPAデータ標準を既存のSGMLからグローバルデータ標準であるXMLに変

更し、2011年から登録特許の場合は先行技術調査文献情報を追加して提供している。
特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計447億ウォンを投入し、2012年に発刊した129,598件を含めて計1,841,323件の英文抄録を発刊した。

＜表Ⅱ－4－8＞韓国特許英文抄録DBの構築状況

(2012年12月末基準単位:件)

区分	1979～ 1999年	2000～ 2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	合計
登録特許	82,086	177,457	36,679	14,543	12,503	16,470	109,340	449,078
公開特許	-	902,678	111,411	119,812	126,324	111,762	20,258	1,392,245
小計	82,086	1,080,135	148,090	134,355	138,827	128,232	129,598	1,841,323

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作して46の海外特許庁と国際調査機関、国立中央図書館など国内34の機関に無料で普及している。また、速やかに普及するために2012年からオンライン(FTP)普及先を中国(1カ国)からヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど9カ国に拡大した。

＜表Ⅱ－4－9＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関状況

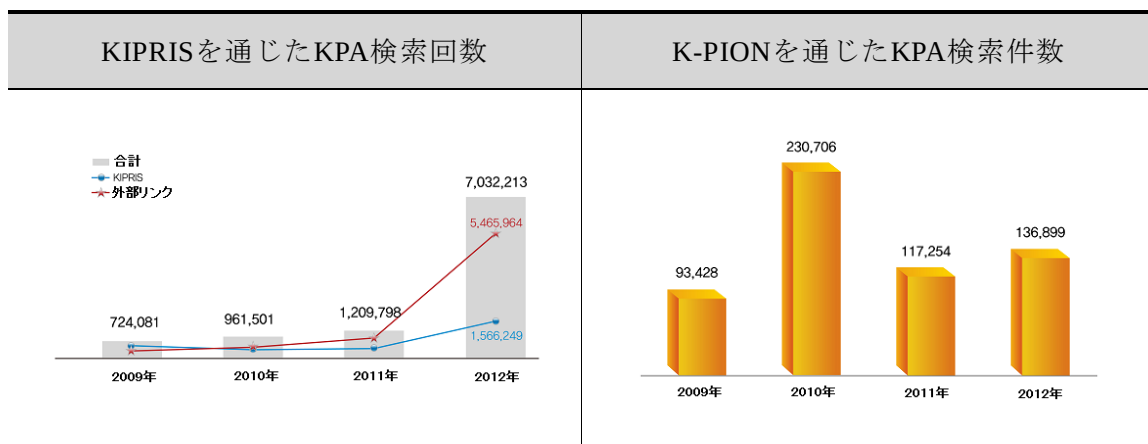
(2012年12月末基準)

区分		内容
海外 (46ヶ所)	特許庁 (39ヶ所)	日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、米国、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、ケニア、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギス、オーストリア、ギリシャ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7ヶ所)	EPO(FTP)、ARIPO、APCTT、WIPO、INPIT、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34ヶ所)		国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産センターなど 34ヶ所

また、外国審査官と外国人が発刊された韓国特許英文抄録を無料で利用できるようにKIPRIS(特許情報検索サービス)とK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。海外で韓国特許英文抄録の需要が増えているため、KIPRISを通じた韓国特許英文抄録の検索回数は2012年の1年間700万回を超えて前年比約6倍程度増加した。

<図Ⅱ－4－8> 最近4年間韓国特許英文抄録の検索状況

(2012年12月末基準)



* 外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が注目され、グローバル特許紛争が激化している中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなどの非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊することで自国の特許を海外に普及するため取り組んでいる。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国の特許公報に対する英文抄録を適時に発刊し、迅速に普及することで海外における韓国特許技術の保護に寄与してきた。2013年から韓国特許英文抄録の翻訳品質向上のためにネイティブスピーカーの検収比率を5%から50%に拡大し、特許技術内容を簡単に

把握できるように韓国特許英文抄録の図面内に存在するハングルを英文化する予定である。

今後も外国の審査官が特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用して韓国特許技術を先行技術として引用できるように韓国特許英文抄録の効用価値を高め、検索の利便性を高めるためのコンテンツを拡大するなど持続的に努力していく計画である。

＜表Ⅱ－4－10＞各国の韓国特許英文抄録の活用状況

(2012年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システム搭載	審査官用	(7 カ国)米国、日本、ヨーロッパ、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ (2 機関) WIPO、ユーラシアン特許機関
	一般用	(3 カ国) 日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Espacenet) (1 機関) WIPO(Patentscope)
海外検索システム*の活用		中国、米国、スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ベラルーシ、ハンガリー、ロシア、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、EPO、EAPO など
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など 74 カ国
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など 41 カ国

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 行政事務官 オ・ゾンチョル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで発明者の産業財産権を保護し、

技術の進歩を促進するために1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧することができる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され33の機関(国内10、海外23)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ．推進内容及び成果

＜表Ⅱ－4－11＞2012年公報発刊件数

(2012年12月末基準、単位:件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	公示送達	計
139,466	9,008	113,190	6,334	44,606	94,079	8,527	415,210

＜表Ⅱ－4－12＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(2012年12月末基準、単位:人/件)

区分	2002～ 2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	計
加入者数	6,295	2,268	1,804	501	231	141	185	11,425
発送件数	1,635,401	876,027	862,113	1,007,156	900,248	802,714	744,324	6,827,983

2012年には韓・米FTA締結によって音・匂い商標も出願が可能になったため、商標公報にも収録して発刊し始めた。

ハ．評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送信する「関心分野メールサービス」を実施している。また、出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスを展開している。国民が公報サービスを利用する上でより判りやすく活用できるようにするため公報書式を改正するなどユーザーの利便性を高めるため努力した。2012年にはユーザーの個人情報保護に関する関心が高まり、公報に掲載する個人住所の公開範囲に関するアンケート調査を実施した。今後はその結果に基づいて情報主体が希望する場合は住所の一部のみを公報に掲載するよう改善していく予定である。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの利便性増進及び権益保護、さらには国家競争力を高めるために国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するよう引き続き努力を傾ける計画である。

第5節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報管理課 電算事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化事例を見ると、2009年には新規開発システムの事前検証強化のために特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させ、通信設備の性能を改善した。また、2011年にはセキュリティ強化、業務効率性の向上などのためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築し、2012年にはサービス品質及び性能を高めるための管制体系を強化した。

このように特許庁は特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズに応えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田政府統合センターに構築されているが、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動で転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

ロ．推進内容及び成果

特許ネットシステムインフラを高度化するため、2009年には検索システムを統合し、知的財産統計ポータルシステム及び未来型検索システムを構築するとともに、品質改善環境を構築して情報保護体系の強化に必要なハードウェア及び商用ソフトウェアを導入した。

以後、2010年にはユーザーが肌で感じる速度を速めるために通信装備の性能を改善するとともに、3Dデザイン出願提供のために商用ソフトウェアを導入し、老朽化したサーバー10台を大容量高性能サーバー3台に交替した。

また、2011年には事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間の最適化を通じて特許ネットシステムの稼動時間を延長することで審査業務の生産性を最大に上げた

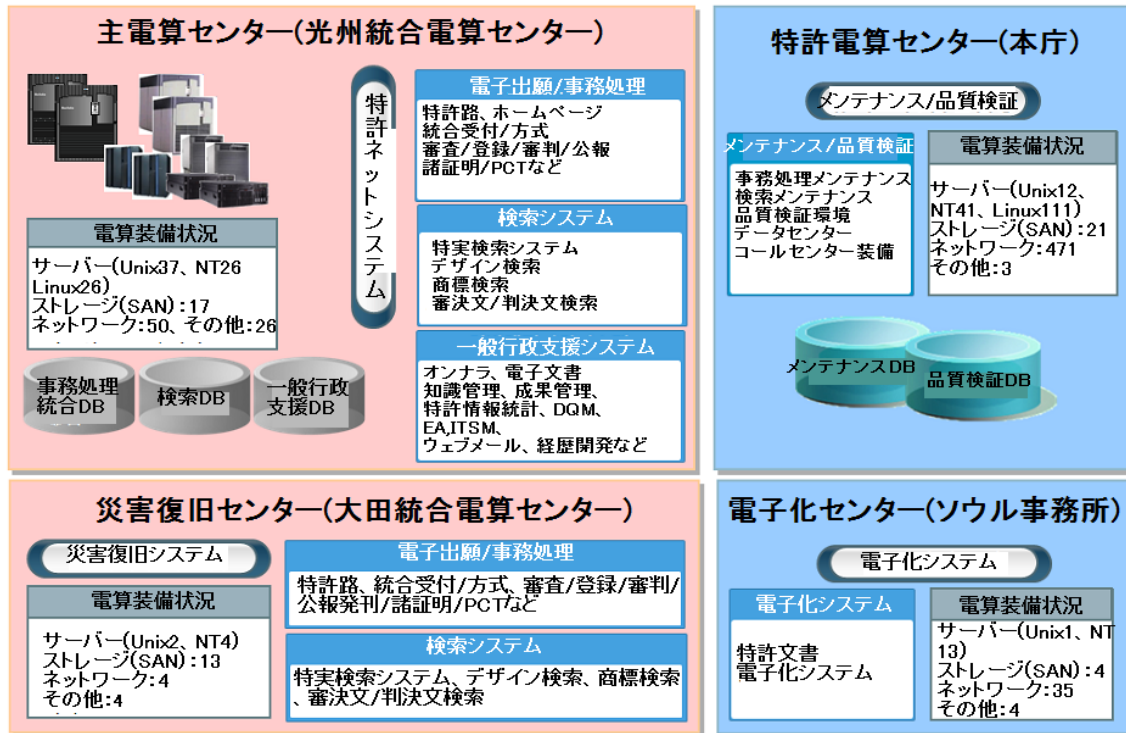
＜表Ⅱ－4－13＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデー の休日
従来 of 運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

＊休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2％利用中

それだけでなく2012年には3世代特許ネットにおけるユーザーレベルのインフラとしてSBC(サーバー基盤コンピューティング)を開通し、特許ネットシステムのセキュリティを強化するとともにユーザーの特許ネット業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるため、DB Query及びシステム運営環境を改善し、異常兆候を感知するためのサービス管制体系を強化し、周期的な障害予防活動と障害発生時に対応するための二重化及び災難復旧訓練なども実施した。

<図Ⅱ-4-9> 特許情報システムのインフラ構成図



<表Ⅱ-4-14> 電算設備の運用状況

(2012年12月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー273台、ディスク 55 台、ネットワーク装備 560 台、バックアップ装備 8 台、ユーザーパソコン 4,435 台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	◦サーバー(Unix:12 台、NT : 41 台、Linux : 111 台) ◦ストレージ 21 台(Disk17、SAN 4) ◦ネットワーク装備 471 台、バックアップ装備 2 台、その他 1 台
統合セキュリティ 管制センター (特許庁、8階)	◦侵入遮断システム 12 台、侵入探知システム 1 台、統合危険管理システム 2 台 ◦電子出願認証システム 1 台 ◦その他セキュリティ装備(VPN、IPS、ContentsFilter など)26 台
光州政府統合電算センター	◦サーバー(Unix:37 台、NT:26 台、Linux:26 台) ◦ストレージ 17 台(Disk10、SAN7) ◦ネットワーク装備 50 台 ◦その他 26 台(バックアップ装備 4、JukeBox2、侵入遮断システム 10、侵入探知システム 3、電子出願認証システム 2、その他セキュリティ)

	ティ 装備 5)
災害復旧センター (大田政府統合 電算センター)	・サーバー(Unix:2 台、NT:4 台) ・ストレージ 13 台(Disk7、SAN6) ・ネットワーク 装備 4 台、その他 4 台(侵入遮断システム 1 台、侵入探知システム 1 台、電子出願認証システム 1 台、その他セキュリティ 装備 1 台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	・サーバー(Unix:1 台、NT:13 台) ・ストレージ 4 台(Disk2、SAN 2) ・ネットワーク 装備 34 台、その他 4(バックアップ 装備 2 台、統合危険管理システム 1 台、その他セキュリティ 装備 1 台)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	・パソコン 4,435 台(ノートパソコン 186 台を含む) ・プリンター 385 台、スキャナー 122 台、バーコードリーダー/プリンター 87 台

ハ．今後の発展方向

3世代特許ネットの開発が2013年に完了する見込みであるため、ユーザーが体感する性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などの活動を展開する計画である。

まず、ユーザーが肌で感じる性能を最適化するため、実際のユーザとの個別インタビュー及び懇談会を通じて、多く使用するが性能は低いものに関する不満事項を積極的に発掘する予定であり、発掘された事案に対して改善策を講じて改善する予定である。これを通じて検索・翻訳など主な付加サービス領域に対する資源の交替及び再配置を通じて性能を改善する。

サービスの連続性・安定性の側面では障害の予防・早期探知・探知時の迅速な措置のためのサービス管制体系を24*365体系に強化する予定である。

電算インフラの拡充・改善のためにはオープン特許路など特許ネットインフラの増設、老朽化した電算資源の交替などを実施する計画であり、電算資源の再配置を通じた利用効率性の向上、インターネット電話の追加導入などを通じた予算削減及びサービス品質の高度化に力を入れる予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョ・アラ

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅱ－4－15＞年度別ユーザー支援の状況

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
障害受付及び処理	33,200件	35,003件	32,253件	32,654件	47,396件
訪問サービス	3,714件	3,753件	2,899件	2,914件	2,516件
在宅勤務支援	1,546件	1,353件	1,463件	1,648件	957件
集中支援サービス	167人/ 572回訪問	253人/ 795回訪問	250人/ 743回訪問	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問

ロ. 推進内容及び成果

電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

特に、2008年からは頻繁に助けを求める要請者に集中支援サービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に出前サービス(Before Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場で不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。同時に、事務用電算装備・SW購入の際には実際のユーザーである庁職員を評価委員として委嘱するなど積極的な方法でユーザー意見を反映している。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムの開通して初めの頃には、新規システム開通によるユーザーの不便を最小化するためにユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営した。また、障害発生の際に類似障害の発生を防止できるように積極的な措置を取り、ユーザーの急変するニーズを適時反映するなど、新規システムの安定的な定着のために努力を傾けた。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するために持続的な関心を傾けてきた。2010年、2011年には各々24インチモニター486台と254台を購入し、2012年もまた同レベルのモニター1,000台を購入する予定であったが、同物品の断種によって上位機種である27インチワイドモニター1,131台を代わりに購入して審査官を中心に優先支援した。同時に、1,043台の老朽化したパソコンなどを交替・設置することで業務効率性を高めた。

ハ．今後の発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けている。しかし、ユーザーの水準と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて難しいことである。特に、個人の性格や業務特性に相異があるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは至難の技である。

それにもかかわらずユーザー要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユー

ザーに対する集中支援サービス及び出前サービスなどの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2013年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客ニーズの常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、耐用年限が過ぎた事務用電算装備を最新装備に切り替えて業務効率性を高める計画である。同時に、集中支援サービスの対象拡大、アフターサービスの強化、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。このようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョ・アラ

イ.推進背景及び概要

特許庁は2009年特許庁侵害事故専任対応チームの発足をきっかけに、情報保護を強化するための多様な管理体系の一環として促進されたセキュリティ管制領域を傘下機関まで拡大した。これは2005年に構築された365日24時間セキュリティ管制センターの業務領域をさらに拡大することで国家の知的財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築するきっかけとなり、その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞した。また、2008年から2011年まで4年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。それに止まらず、2012年には国家情報院主管の「情報セキュリティ管理実態評価」で最優秀機関として選定されたため、2007年から6年連続で最優秀機関として選定された。また、2012年に初めて実施された行政安全府主管の「電子政府国民サービス情報保護水準診断」でも100点満点で最優秀機関として選定される成果を達成した。

現在も特許庁は行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、政策、組織、技術など情報セキュリティ各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行している。

ロ．推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを行政網、業務網、インターネット網に分離して行政網と業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。さらに2012年にはSBC(Server Based Computing、サーバー基盤コンピューティング)を導入して業務統合網を業務網・インターネット網に分離することで業務網のセキュリティを一層強化した。それによって特許文書は全てサーバーに保存され、特許情報の外部流出が根本的にシャットアウトされた。

第二、365日24時間サイバー攻撃による侵害事故を予防するために2005年からセキュリティ管制センターを運営し、2009年特許庁侵害事故専門対応チームの発足でサイバー攻撃による侵害事故に備えた体系的な対応システムを確立した。2011年にはセキュリティ管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大し、2012年には国家サイバー安全センターとセキュリティ管制情報共有システムを連動させて侵害行為の正確な探知、速やかな対応のための二重管制体系を構築した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応手続きを熟知させるため、庁職員を対象にハッキングメール通報訓練、セキュリティ担当者の侵害事故に対する対応手続き点検訓練など、サイバー危機に対応するための独自の統合訓練を毎年行っている。また、最近多様化しているサイバー攻撃による侵害類型に効果的に対応するため、従来運営してきた侵害事故対応手続きをさらに細分化・多角化することで万一発生し得る侵害事故に対する対応体系をさらに強化した。

最後に、2011年9月に施行された「個人情報保護法」の義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民番号が保存されているデータベーステーブル全体を対象に暗号化を拡大・適用し、個人情報処理システムに対するアクセス統制を強化する技術的な措置を取ることで個人情報保護体系をさらに改善した。また、個人情報を収集する全ての利用書式及び関連ホームページ画面に対する事前点検を通じて収集目的が不明確であったり、不必要な個人情報項目に対する削除及び変更作業を進め、そのために「特許法施行規則」など関連法令の改正作業も行った。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報セキュリティ水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、国政院などが実施する外部評価で最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、サイバー攻撃に効率的に対応できる様々な対応体系を持続的に樹立することで、顧客の大切な特許情報が安全に保管できるよう最善を尽くす予定である。

第6節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2011年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を10,447件出願し、2010年に引き続き世界5位の多出願国家となった。多出願企業ランキングでもLG電子8位、サムスン電子15位、多出願大学ランキングでもKAIST5位、ソウル大6位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小限資料」として指定され、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することが可能になった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用及び行政効率の向上を図っている。

特に、韓国特許庁は2012年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁が推進している特許情報の国民に対する無料拡散政策に参加することを決め、このような国際動向に歩調を合わせて韓国特許文献に簡単にアクセスして利用できるように国家間特許情報交換・活用システムを持続的に拡大していく計画である。

一方、知的財産情報化分野のグローバル動向を見ると、持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は既存の3極(米、日、ヨーロッパ)体制から転換された5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)の下で庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバ

ーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も東南アジア国家連合(ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通じて知財権協力を強化すると同時にITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

韓国特許庁はこのように急変しつつあるグローバル知財権環境の中で知財権情報化分野を持続的にリードしていくため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。1999年世界初のインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間電子出願サービスを始めた。また、2012年にはクラウド技術を基に3世代特許ネットシステムを運営するなど特許行政情報化分野で世界最高の技術を備えている。同時に、最先端の情報通信(IT)技術を基にモンゴル、アゼルバイジャンなど主要発展途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築を支援するなど、特許行政システムの途上国進出分野でも先進国として浮上している。

ロ．推進内容及び成果

1)主要国特許庁との情報化協力の強化

イ)IP5特許庁の情報化協力

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として浮上したことで、これを解決するためのIP5間協力がさらに求められている。このような状況の中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州で「IP5特許庁長官会合」を開催し、その後実務会議を通じて審査協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意した。10大基盤課題の中で6つが情報化関連課題であり、特許庁間審査協力において情報化関連支援が極めて重要な役割を果たしていることを示している。

韓国特許庁は機械翻訳課題の主導庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業の完了に成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳品質改善事

業を行った。

2012年下半期にはヨーロッパ及び米国審査官が参加してアジア3カ国特許庁の機械翻訳品質評価を実施したが、その結果2008年機械翻訳基盤課題推進の際に目標として掲げた「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3カ国特許庁が全て達成したことを確認した。

また、韓国特許庁は2012年12月に審査官が一つに画面でIP5特許庁の審査進行情報が一目で分かる審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を開発することに成功し、2013年上半期にIP5特許庁間テストを経て下半期に国際審査官にオープンする予定である。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果共有システムなどに関しても積極的に意見を提示することで国際情報化議論において韓国特許庁の地歩を固めている。

しかし、最近IP5発足5年目に入り、最初の設定目標を達成・終了した課題及び技術または政策問題でこれ以上進められない課題が現れ、これは協力課題全般に対する見直し議論に続いた。

この過程でIP5は単純に既存課題を見直すよりは根本的な変化が求められるという点でコンセンサスを得て、これをきっかけに特許グローバル化及び大衆化時代に相応しい新しい課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier;GD)」の構築を議論し始めた。

GDは世界特許庁審査官、出願人、代理人に各国特許庁が進める特許審査情報を言語の壁を感じることなく一目で分かり、希望する国に簡単に出席できるシステムである。

しかし、これは議論の始まり段階である。2013年1月オランダ・ハーグでIP5特許庁と

ユーザーが参加するタスク・フォース会議が開かれる予定であり、これをきっかけに来年中盤までユーザーからの要求事項と必要な機能について議論する予定である。

GDの将来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁間でグローバル特許審査情報システムをめぐって熾烈な主導権争いが繰広げられていることに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁を始め、世界特許庁の協力方向を決める基本枠組みを決める可能性が高いためである。構築と関連して、議論をリードする側の特許庁が世界特許政策及び技術標準議論でも自国の利益と立場を簡単に反映できる見通しである。

韓国特許庁も2012年6月に開かれたIP5特許庁長官会合の時に「グローバル特許審査情報システムの効率的な構築方案」を提案し、内・外部の専門家と需要者が参加する専門担当チームを運営するなどGD主導権を握るための取り組みを持続的に展開している。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2012年5月韓国で開催された第15回韓・日情報化専門家会議で、IP5間で推進中である審査情報照会システム(OPD)の円滑な遂行のためにOPD政策方向を議論するなど共同協力を続けることで合意した。

特に、韓国特許庁はOPDがIP5間でうまく連携・オープンできるように細部テスト日程の決定が必要であることを言及し、日本の支持を得た。また、韓・日特許庁はデザイン審査の効率性を高めるため、両庁が保有している公知デザインURL目録を交換し、審査用途でのみ使用することで合意した。

2013年上半期には既存のCD、DVDのような媒体的な手段ではなく電子的方式でデータを交換して日本データのアクセシビリティを改善する計画である。

韓国特許庁は今後も日本との緊密な情報化協力を通じて既存のIP5情報化課題はも

ちろん、新しく浮上したGD議論過程で積極的に意見を提示する予定である。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することで、IT分野における最強国としての役割を引き続き果たしていく計画である。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

韓-中特許庁は2002年11月両庁における情報化の現状及び今後計画の共有を通じて両庁の情報化協力を強化するとともに能力を高めるため、毎年1回情報化専門家会議を開催することで合意した。2012年6月韓国で開催された韓・中情報化専門家会議では中国側が今後XML(eXtensible Markup Language)形式のデータを提供し、今後FTPを通じてデータを交換することで合意した。また、出願人の便宜を図ると同時にセキュリティを強化するという側面から優先権書類の電子的交換システム(DAS)の改善を支持する両庁の立場を確認する一方、今後システム変更計画などの情報を共有して協力することで合意した。

ニ)韓-中-日特許庁の情報化協力

韓・中・日3国特許庁は2012年10月中国で開催された第10回韓・中・日情報化専門家グループ会議で各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展のために持続的に協力することで合意した。3国特許庁は効率的に統計データを交換するために統計データ目録を整備し、3国ホームページの活用度を高めつつ体系的に管理するための方案について議論した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味を持つと言える。

ホ)韓-ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結してから毎年MOUを充実に履行するために年間協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

最近、両庁は情報化問題が韓・EPO間の協力強化・共同発展のための核心課題であることを認識し始めたことから、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は情報化プロジェクトの一環として優秀なIT専門家を派遣し、機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマークのチャレンジを設けることで合意した。そこで、韓国特許庁はIT専門家2人を2012年11月ヘーグにあるEPOに派遣した。一方、EPO側は2013年にIT専門家を韓国特許庁に派遣する予定である。

2012年12月には両庁間でデータ交換分野MOU(了解覚書)を締結し、国内特許情報サービス産業市場を活性化するとともに、EPO側の豊富なデータを民間でも利用できる基盤を整えた。また、韓国特許庁に先出願してEPOに後出願する場合、EPC(ヨーロッパ特許条約)によって出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除されるよう韓国特許庁はEPO側と緊密に協力している。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化専門家会議を定例的に開催し、韓国特許庁出願人の便宜を図るとともに韓国特許庁の情報化能力を高める新しい議題と共同協力事業を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOとの持続的なIT技術共有及び新技術の導入を通じて韓国特許庁の技術力を強化していく予定である。

へ)韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUのフォローアップとして2008年10月開催された情報化実務会議で両庁審査官の業務効率性を高め、両庁審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業シ

システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に行い、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を高めることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると期待している。また、出願人は韓国特許庁の高い品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

一方、韓国特許庁はグローバル特許審査情報システム(GD)概念を初めて提案した米国と共同パイロットプロジェクトの推進を提案するなどGDの推進成功に向けて両庁が緊密に協力することで合意した。

2)国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT-ROADを2005年初めて発売した。以後現在までブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど多くの国に普及し、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが発売されたことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、受理官庁から送られてくるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部でもその優秀性が認められている。

3)国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、モバイル通信分野の技術が1990年代末から国際的に認められるとともに世界市場で優位を占めるにつれて韓国特許情報に対する需要も急増し、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関で参照が義務付けられているPCT最小限文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセスと理解を高めるため、2005年11月韓国特許公報の韓-英機

械翻訳サービス(K-PION : Korean Patent Information Online Network)を開始し、以後サービス情報範囲と品質の改善に向けた努力を持続的に傾けている。

このような努力の一環で2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA : Korean Patent Abstract)検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにし、韓国特許情報の活用手段を多様化した。2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性を高めるためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2012年には翻訳品質を改善するために1万件の翻訳メモリと20万件の単語辞書を構築した。

2012年12月基準で、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含めて全世界41の外国特許庁がK-PIONサービスを利用しており、これを通じて韓国特許情報に対する海外拡散にも寄与している。

これとは別に、韓国特許庁は2009年12月国内企業の海外進出をバックアップするため、国民向け検索サービスであるKIPRISに海外登録商標検索機能を追加し、国内外ユーザーにサービスを提供している。2012年12月には、既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りに加えて、ヨーロッパ商標DB約95万件を追加搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性を高めるため、国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備 (Virtual Private Network)をアップグレードしてセキュリティ機能を強化した。

韓－米間TDAを通じた審査情報及び優先権書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓－米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)パイロットプロジェクトを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access SerVice)を構築し、3極特許庁の他、中国、イギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。現在IP5は情報化基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書類交換システムを改善するために引き続き努力を傾ける計画である。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権の保護に向けた努力を続けている。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。

また、審査効率性を高めるための取り組みも持続的に推進している。そのため、審査情報統合照会システム(OPD)の開発を今年末に完了し、来年下半期にサービスを開始する予定である。サービスの後は既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに従来はアクセス不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目で分かるようになる。このような様々な努力は国際特許権紛争の原因を最小化し、審査処理期間の短縮にも大きく貢献できると期待されている。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進していく計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組む計画である。同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 書記官 イ・スングァン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標として設定・推進している。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁への普及を目指す計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC;Development Committee)への加盟を契機に持続的にODAを拡大することで、国際社会で経済規模に似合った役割を果たしている。2012年ODA予算は1.9兆ウォンで、国民総所得対比0.15%水準であり、2015年まで0.25%である約2.7兆ウォン規模に増額する方針である。特に、短期間で先進国入りした発展経験を基にした経済発展共有事業(KSP;Knowledge Sharing Program)など韓国型ODAモデルを構築している。特許分野においてもODAを活用して韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、発展途上国との戦略的なパートナー関係を構築することで国際社会で国益優先の協力関係形成に向けた基盤を構築するとともに、民

間企業の海外市場進出を支援することにその意義がある。

また、世界知的所有権機関(WIPO)では毎年「知財権情報化標準会議」を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を議論している。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ．推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマークの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーとして選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁の特許情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金でタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。その結果、APEC域内加盟国から高い評価を得るとともに特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネットの海外進出は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に推進された。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタによって同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したため協議が再開され、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知財権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のための国際競争で比較優位を確保した。

また、2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)を基に、韓国特許庁は2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意した。2007年9月両国特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年インドネシア政府は事業妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である経済開発協力基金(EDCF : Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年事業妥当性調査として始まったモンゴル特許情報化事業は2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)事業として確定され、メイン事業者であるLG-CNSがシステム開発に参加し、2011年12月モンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通した。モンゴル特許情報化事業を推進するため、特許庁は2011年6月韓-モン技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の韓国招請研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営・維持が鍵となるため、韓-モン情報化実務会議を通じて

モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営・定着を誘導する計画である。

2009年知財権教育分野への協力を始めたアゼルバイジャン特許情報化事業は2010年事前妥当性調査を経て、2011年2月420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月メイン事業者として選定されたシリウスソフトが2013年下半期開通を目標にシステム開発を推進している。特許庁は事業モニタリング、評価、技術諮問及び能力強化プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援することになる。

特許ネットシステムはアジア(モンゴル・アゼルバイジャン)に引き続き、アフリカ進出を予定している。特許庁は2010年11月樹立した「特許ネットアフリカ進出の基本推進戦略」でアフリカの英語圏18カ国の政府間知財権協力機関であるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)を特許ネットの進出拠点として活用することを決め、2010年12月ARIPOと知財権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部所在地であるジンバブエのハラレで開かれた韓-ARIPO-WIPO情報化実務会議で特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月WIPO総会(ジュネーブ)でMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年上半期に着手される予定であり、アフリカ国家の特許行政情報化インフラの構築に大きく貢献すると期待されている。

韓国特許庁は特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験を基に、情報化標準会議(SDWG)などWIPO標準の制定・改正議論に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じて情報化の国際標準と関連する共同対応方を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラム議論を経てその草案が作られる。したがって、標準の実際の内容に関する制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連する手続き的な検討及び最終承認はS

DWG本会議で行われていると言える。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長の役を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML (eXtensible Markup Language)文書など関連標準の国際的議論の必要性和重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定と途上国への支援方式に対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2012年4月にCWS会議が再開され、既存のSDWGと類似する形で運営されている。今後も各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると予想される。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずCWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正に関する提案が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議題を提案した国家が該当分科委の委員長役を務めることになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会議で承認を受ける。分科委は委任受けた範囲の標準議論作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をWikiフォーラムを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをWikiフォーラムに上程

して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会議に上程して同意を得れば、標準として公表される。

CWS会義の際に分科委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答え、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、Wikiフォーラムを通じて提示された主要問題について交わされた討論の結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第2回CWS会議ではST.10/C(書誌データ構成要素の表記)の過去出願番号体系に係わるアンケート作成に関する議論を展開した。既存のXML標準案(特許－ST.36、商標－ST.66、デザイン－ST.86)を代替するXML統合標準案(XML41P)に対しては新しい統合標準ST.96の本文及び付録Ⅰ～Ⅳの制定を承認し、分科委会議で付録Ⅴ、Ⅵの検証及び改正案構築に対する議論が展開された。また、ST.14(引用文献カテゴリ標準)の改正に向けた新規分科委の構成に合意した。しかし、CWSの組織任務に関する議論は先進国と途上国間の異見で合意は決裂した。

一方、韓国特許庁はCWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定案作りをリードし、2010年10月第1回CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケートを配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をWikiフォーラムを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映などのプロセスを充実に行った。現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意見収集が迅速に行われている。2012年第2回CWS会議ではS.T.67(商標イメージの電子的処理関連標準)の改正が承認され、2013年第3回CWS会議では商標分科委の新しい課題発掘及び優先順位決定のためのアンケート調査結果を発表する予定である。

ハ．評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化水準はAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得ている。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としてのプレゼンスを高めるため、ODA財源を多様化しつつ専門性を基に韓国特許庁のイニシアティブを強化していく方針である。

特に、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁は情報化システム開発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発など情報化ノウハウをもとに先進特許庁国際機関情報化システムに特化した情報化協力事業モデルを持続的に発掘していく予定である。また、情報化標準議論においてリーダーの役割を果たすと同時に、3極特許庁との協力を強化することで知財権分野におけるリーダー的存在の特許庁を目指す計画である。

3. 高品質のグローバル知財権コンテンツの開発及び活用事業

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 ソ・ソンヒョン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進 5 カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として知財権格差問題を解消することが結局韓国のプレゼンスを高め、海外知財権保護環境にも寄与するという事実を認識した。そこで国内外の知財権専門人材のグローバル競争力を強化するための知財権コンテンツの開発及び普及を目指して 2006 年から国際

機関との協力を通じて知的財産権英文教育コンテンツを作って普及した。まず、初級者向けに「世界知的財産機関国際教育院(WIPO World Academy;WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、世界知的所有権機関中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けの IP パノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどと APEC 基金を活用して専門家用 IP Xpedite を開発した。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は 2006 年から 2010 年まで WIPO 中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などビジネス的観点での活用戦略に関する知財権英文コンテンツである「IP パノラマ(Panorama)」を開発した。韓国特許庁は途上国を支援するため、タイ、ケニア、ブルガリア、インド、イラン、モンゴル、ポルトガル、ポーランド、スロバキア、エストニア、ハンガリー、セルビア、クロアチア、アルバニアなど 20 カ国余りと IP パノラマ自国語版開発に関する協定を締結し、2009 年 6 月には WIPO と IP パノラマを国連公用語で開発することで合意した。それによって、2009 年アラビア語、2010 年スペイン語、フランス語版 IP パノラマの開発が完了し、2013 年にはロシア版が発売される予定である。

また、2012 年に IP パノラマとしては初めて海外民間企業(インドの Reliance Industries 社、8 千ドル)とライセンス契約を締結する快挙を成し遂げた。

韓国特許庁はまた APEC 特別基金を確保して 2006 年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的な内容に関する知財権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009 年には APEC 基金 14 万 1 千ドル(USD)を誘致してアジア・太平洋地域 21 カ国の加盟国を対象とするオン・オフライン知財権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010 年には APEC 基金 14 万 7 千ドル(USD)を誘致して「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業高級課程」の推進に成功した。それによって 2011 年 10 月には APEC 加盟国を対象に教育参加者別の教育課程を提供して韓国特許情報システムの

優秀性を広報し、APEC 加盟国を対象に最大規模のオン・オフラインがブレンデッドされた教育課程を提供した。

また、2012 年に「IP Xpedite を活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に主要国の特許進歩性判断関連の判例を中心にオンラインコンテンツを開発・普及した。

ハ．評価及び発展方向

IP パノラマは世界 20 カ国余りの言語で開発・普及・伝播され、民間企業に有償でライセンス契約をするなど、実質的な初のグローバル知財権コンテンツとして好評を得た。しかし、既存ウェブまたは CD 形態のコンテンツ普及には物理的・財政的な限界が存在するため、最近のモバイル情報通信環境に合わせた教育コンテンツの普及が切に求められている。したがって、アプリケーション形態の教育コンテンツ、e-book 形態のデジタル教材などの新規コンテンツ開発を通じてモバイル形態の知財権教育市場において先導的な役割を果たしていく計画である。

4. 国内・外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会(PATINEX 2012)

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ．推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の鍵として浮上したことで、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のための政府レベルの国際イベントが必要になった。そこで特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報業者にマーケティングの場が提供できる特許情報博覧会を企画し、第 1 回イベントを 2005 年 11 月 COEX で開催した。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は 2005 年から 2012 年まで毎年特許情報博覧会イベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主な 이슈に対する国内外の著名人の基調演説及び講演、特許庁・特許情報業者・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報業者のサービスと商品を表示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する踏み込んだコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。2011 年特許情報博覧会は参加費が有料になったにもかかわらず、前年比参加者数の増加及び満足度の向上という良い結果を出したが、中国 PIAC との日程重複及びホテルの高い賃貸料によるブース料金の引き上げなどで国内零細業者の参加が低迷したことが残念であった。

PATINEX2012 では特に国内外企業の関心を反映しつつ時宜を得たテーマを選定してイベントの方向性を確立した。2011 年 7 月韓-EU FTA 発効以後経済交流の拡大によるヨーロッパ特許情報市場の重要性に対する企業の高い関心を反映した。また、イベント期間を従来の 1 日から 2 日に延長するとともに、ブース料の引き下げ及び大きさ別料金の差等化を通じて特許情報企業の参加率を高めた。

ハ．評価及び発展方向

PATINEX2012 を通じて PATINEX は世界最高水準の特許情報博覧会として位置づけられるようになった。ヨーロッパ特許庁(EPO)の R. Lutz 次長、ヨーロッパ特許情報グループ(PDG)の M. Hanelt 会長などの著名人を基調演説者及びスピーカーとして招聘し、ヨーロッパ市場における特許情報の活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。また、韓国とヨーロッパ(EU)の関連政策と企業の業界動向を同時に把握できる体系的なプログラムを提供した。今後国内外参加者及び展示業界の利便性を高めるため、海外参加者の準備期間を考慮した広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示スペースの拡大を念頭に置いたイベント会場の確保などを推進する予定である。

第5章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月大韓商工会議所など17の民間団体とともに「知的財産強国推進協議会」を構成し、知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。引き続き2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。

国家競争力強化委員会の報告を契機に、国務総理室に知的財産政策協議会と知的財産戦略企画団が設置され、知的財産政策が特許庁など一部省庁だけの政策ではなく、政府レベルの政策として発展することとなった。以後特許庁は知的財産政策協議会及び知的財産戦略企画団と緊密な協力の下で、知的財産基本法の制定、国家知的財産委員会の設置、第1回国家知的財産基本計画の樹立など、国家知的財産政策の基になるインフラの構築に努めた。また、今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下で政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ギリョン

イ. 推進背景及び概要

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

ロ. 推進内容及び成果

2012年は国家知識財産委員会第3回会議(知的財産強国元年宣布式の開催)を始め、特許司法制度の改善など韓国特許庁の政策懸案が議論・推進できるように紛争解決制度先進化特別委員会を知財委に設置・運営している。また、産・学・研の協力研究協約改善に向けた特別専門委員会を設置し、産・学・研協力研究ガイドラインを制定・配布した。同時に国家知識財産委員会を通じて国家レベルで推進すべき案件を発掘して提出した。そして、2013年国家知的財産推進計画を樹立し、国家知識財産委員会民間委員の特許庁と特許審判院への訪問及び第2回知識財産ネットワークコンファレンス参加などを通じて国家知識財産委員会事務局と業務協力を展開し、発明振興法の改正案を設けて2012年10月国家に提出した。

ハ. 評価及び発展方向

まず、第1次国家知的財産基本計画のビジョンと目標を達成するためのアクションプランである2014年国家知的財産施行計画を国家知識財産委員会など関係機関と協力して構築する予定である。また、知財権訴訟の専門性と実効性を高めるための特別専門委員会の活動を強化し、企業と国民の便益が保障できるよう努める計画である。そして、韓国特許庁の主要政策課題が国家知識財産委員会など政府レベルの観点で議論・政策化されるよう、現場の声を積極的に聞き入れて問題を提起することに積極的に取り組む計画である。

これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

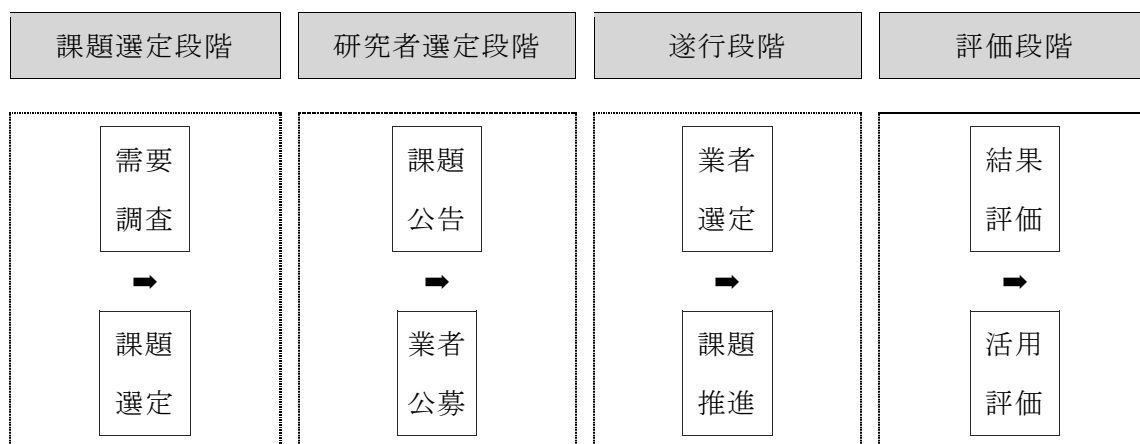
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方案を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－5－1＞政策研究の推進プロセス及び運営



＊特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第728号)運営

2012年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託管理システム(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－5－2＞2012年知的財産政策研究テーマ

区分	課題名
1	審査品質評価制度の国際的な調和及び標準モデル導出に関する研究
2	商標法上の登録主義の短所を補完するための使用主義要素の導入方案
3	商標法令体系の全面改編及び改正方案に関する研究
4	デザインの保護対象拡大による登録要件及び権利範囲に関する研究
5	建築設計創作物の知的財産権的な保護のための方案
6	生物資源特許情報の分析及び活用方案の研究
7	産業財産権に対する審査・審判及び刑事訴訟過程における営業秘密などの保護強化に関する研究
8	特許庁公務員の業務専門性を強化するための組織及び人的資源管理の改善方案
9	R&D課題発掘段階における特許分析情報活用の拡大方案
10	職務発明補償企業確認制の導入方案及び発明振興法改正方案の研究
11	国内外における知的財産サービス産業の現状及び育成方案に関する研究
12	FTA交渉対象国家の不正競争防止法及び営業秘密保護関連法制度の研究

13	TM4など先進国と比較研究を通じた国際的基準に適する国内商品分類制度の構築及び整備方案の研究
14	TM5(韓国、米国、日本、OHIM、中国)商標法及びデザイン保護法の比較・考察
15	FTA締結対象国家の商標関連主要法令及び制度の比較研究
16	特許生物資源の安定的な保存及び効率的な活用のためのインフラ構築に関する研究
17	特許明細書などの作成・補正及び分割出願制度の改善方案研究
18	プログラム発明の保護強化による経済的な効果及び法制研究
19	特許侵害訴訟の判決と権利範囲確認審判審決の連携性向上方案の研究
20	中小企業の知的財産経営認証制度の方法論研究
21	実務型知的財産人材像の定立及び現場型知的財産教育プログラム(クリニック)実施方案に対する研究
22	知的財産統計サービスの高度化に向けた中長期発展方案の研究
23	中国内の知財権関連実務及び侵害事例分析を通じた韓-中FTA知財権分野における対応策研究
24	特許庁刊行物表紙デザインの開発及び活用方案に関する研究
25	創意発明人材育成事業の推進状況及び中長期発展方案の研究
26	国民向け知的財産コンテンツサービスの高度化発展戦略の樹立及び開発標準化の研究
27	米国改正特許法(AIA2012)の改正内容分析及び韓国に与える影響に関する研究

ハ．評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2011年知財権研究事業を通じて行われた26の課題の政策活用率は84.6%(2012年課題の活用率は評価予定)で、2009年(71.4%)、2010年(77.8%)に引き続き克擁立が着実に右肩上がりの傾向にある。特に、2011年26件の中で法令の制定・改正に14件(53.8%)、政策反映及び制度改善に4件(15.4%)、政策参照に4件(15.4%)が活用され、知的財産関連法令の制定・改正及び政策樹立において政策研究委託事業の役割が大きい

ことが分かる。今後は特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後も政策研究の結果が知財権政策に反映・活用できるようにし、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ボギョン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

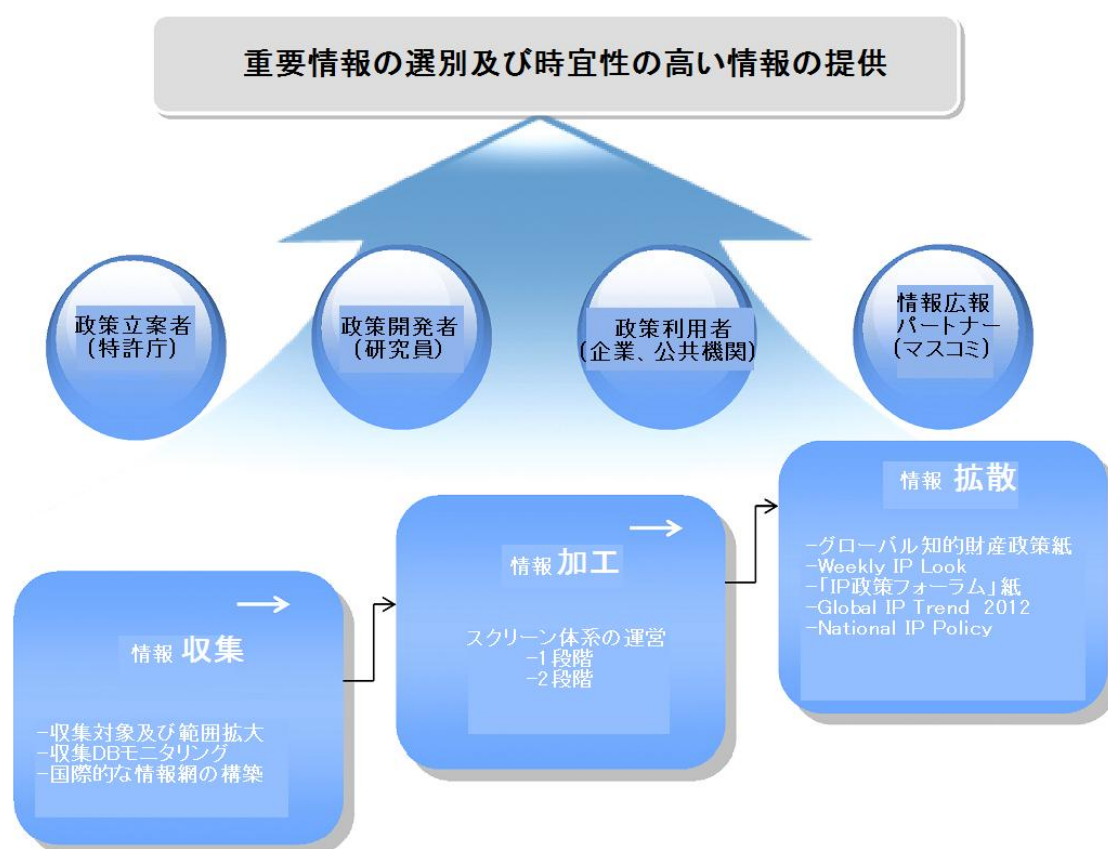
1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握し、

国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

また、一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に将来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を提供している。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門家が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題に対して集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」(年4回)を通じて提供している。

＜表Ⅱ－5－3＞知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産基本法の制定を記念し、国内外に知的財産アジェンダを拡散する機会を設

けるため、WIPO事務総長、日本知的財産戦略本部の事務次長などが出席した「2012年国際知的財産政策シンポジウム」を開催した。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ－5－4＞2012年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
「世界知的財産権の日」政府政策フォーラム
「種子と農民、そして知的財産権」フォーラム
「デジタル時代の知的財産権」フォーラム
「S/W産業発展によるIP権利強化の方案」フォーラム
「韓米FTA関連の知的財産権法の改正動向」フォーラム
「持続可能な成長に向けた知的財産の挑戦」2012国際知的財産政策シンポジウム

3)知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅱ－5－5＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2010年	2011年	2012年
申請チーム数	大学生	54チーム	78チーム	78チーム
	大学院生	37チーム	62チーム	56チーム
合計		91チーム	140チーム	134チーム
受付チーム	大学生	11チーム	24チーム	10チーム

数	大学院生	13チーム	15チーム	14チーム
	指定テーマ部門	-	-	1チーム
合計		24チーム	39チーム	25チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連の法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌であり、現在韓国研究財団に登載候補誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約6,247冊、研究報告書1,661冊、フォーラムセミナー資料379冊、定期刊行物3,145冊など計11,432冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そしてパソコンでのみ閲覧が可能であった学術DBサービスをスマートフォン、タブレットパソコンなどモバイル機器まで運営を拡大するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ－5－1> 知的財産専門図書館の写真



< 知的財産専門図書館の内部 >



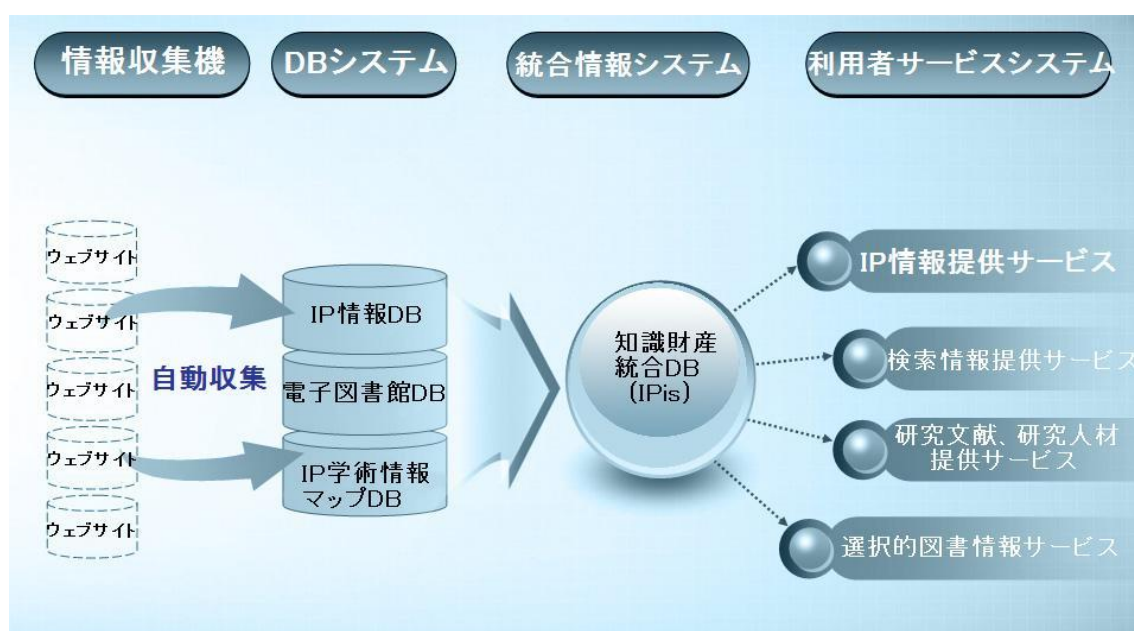
< 知的財産専門図書館の書架 >

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2012年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は9,424人に達しているが、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週送信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的な知的財産研究DBと国内外の知的財産研究ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の34,751件の学術情報を検索・閲覧することができる。

＜図Ⅱ－5－2＞知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が制定されたことから、知的財産基本法の方針と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究と、これを通じた知的財産及び新知的財産の未来予測研究など、他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

基礎研究を通じて蓄積された知的財産関連の研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅱ－５－６＞2012年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度を権利保護と活用の観点から制度の実効性を阻害する要因を把握し、それを基に知的財産制度の改善方案を樹立
新知的財産権の動向分析及び法的保護方案の基礎研究	新知的財産の国際的な議論動向を調査・分析し、韓国の対応方案を樹立
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	同一・類似テーマを中心に海外主要国の特許、商標、デザイン制度の立法沿革、判例、政策などを連携分析し、国家間法制度に対する総合的な把握と評価のための研究
知的財産競争力及び特性指標の開発	国家別IP競争力指標と特許ポートフォリオに対する特性指標を開発し、IP関連政策立案者が将来政策を決定する時に活用可能な基礎資料を提供
研究開発で創出された知的財産成果の質的評価方法論の開発	国家R&D事業で実用的かつ波及力の強い特許が作られるように質的評価中心のR&D成果管理体系の構築に向けた定性的評価モデルの開発

知的財産価値評価方法論の開発	伝統知識の活用性を測定するために伝統知識の特性を反映した評価基準を定義し、評価モデルを開発
知的財産と経済発展の研究	国内企業の無形資産及び知的財産の価値を推定し、産業別分析を通じて産業別、技術別知的財産価値の差別的な特性を導出及び演算一般均衡モデル(CGE)を通じて波及効果を導出
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	発明振興法の改編、知的財産教育、FTA、IPサービス業の経済的な効果など各テーマ別に調査・分析し、知的財産戦略を樹立に向けた基盤作り

ハ．評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて知的財産関連の懸案に対する情報提供活動を単純な分析水準で政策の中心内容を整理し、事案に対して深く分析した後、対応策が樹立できるように強化する必要がある。また、法・経済経営・科学技術など各学問分野との高度な融合研究が出来るよう環境作りに取り組んでいる。また、国際知的財産戦略研究及び交流・協力を支援するとともに、知的財産政策情報提供の環境と中長期戦略樹立・推進の基礎となる基盤研究の遂行を強化するために努めている。